

生涯学習基盤経営研究

第 49 号

2024 年度

— 目 次 —

編集前書き

牧野篤教授退任にあたって..... 1

著者紹介——牧野篤教授..... 2

退任記念寄稿

牧野篤 自治の土壌を耕す社会教育へ
—根源的危機の時代に— 3

研究ノート

影浦峽 言語と文書の間
—メタ科学としての図書館情報学と専門用語研究— 38

弭書榛 美術館における教育普及活動の長期的プログラムの現状と課題
—担当学芸員へのインタビュー調査から— 49

2024 年度研究室活動記録

オープンラボ記録..... 60

ワンデーセミナー記録..... 60

講義内容一覧..... 60

個人研究活動報告..... 63

学位論文..... 72

教員・院生一覧..... 73

東京大学大学院教育学研究科

生涯学習基盤経営コース

編集前書き

牧野篤教授退任にあたって

この度、本コース社会教育学・生涯学習論研究室の長年の貢献者である牧野篤教授の退任を記念し、特別寄稿論文を掲載する運びとなりました。

牧野先生は、2007 年から東京大学に勤務され、教育学分野において数多くの優れた研究成果を残してこられました。

また、長年にわたり後進の指導にも尽力され、多くの学生に大きな影響を与えてきました。

本号では、牧野先生の業績とその学術的貢献を讃えるべく、著者紹介および主要業績の一覧を掲載し、寄稿論文をお届けいたします。

牧野先生の長年のご指導とご貢献に深く感謝申し上げるとともに、今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

東京大学大学院教育学研究科
『生涯学習基盤経営研究』第 49 号編集委員会

著者紹介——牧野 篤教授

本学在職期間

2007 年 4 月～2025 年 3 月

所属

大学院教育学研究科

総合教育科学専攻生涯学習基盤経営コース

社会教育学・生涯学習論研究室



研究分野

社会教育学・生涯学習論

略歴①

1983 年 3 月 名古屋大学教育学部卒業

1988 年 3 月 名古屋大学大学院教育学研究科博士後期課程修了

1992 年 3 月 博士（教育学）

1992 年 10 月 名古屋大学大学院教育学研究科・教育学部 助教授

2006 年 4 月 同上 教授

2007 年 4 月 名古屋大学大学院と東京大学大学院を併任

2008 年 4 月 東京大学大学院教育学研究科・教育学部 教授（専任）

略歴②

文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会委員

東京大学高齢社会総合研究機構 副機構長

一般財団法人人生100年社会デザイン財団 代表理事

日本社会教育学会理事

研究内容

牧野先生の業績一覧は以下の URL または QR コードよりご覧いただけます。

<https://syakyou.p.u-tokyo.ac.jp/?p=1581>



退任記念寄稿

自治の土壌を耕す社会教育へ

—根源的危機の時代—

牧野篤[†]

[†]東京大学大学院教育学研究科

近代国民国家の枠組みが動揺し、「新しい『中世』」と呼ばれて久しい。このことは、近代資本制社会における均質な国民（労働者であり消費者である住民）の存在を前提とする社会の時空間の解体とそれらにもとづく人間観とくに発達観の変容をもたらしている。しかも、このような均質な社会の時空間とそれらにもとづく人間観の解体は、均質な国民を育成する教育制度である近代学校制度の機能不全を招来することとなり、その学校制度との対比において社会的位置づけを与えられてきた社会教育の概念及び実践をも新たに定義づけることを要請する。本稿では、このような大きな状況の変化が国内の人々の生活という小さな状況にどのような影響を及ぼしつつ、社会教育をどのように組み換えようとしているのか、具体的な政策の議論を事例に考察する。この社会教育の組み換えの方向性とは、「人」を中心とする、自治の土壌を耕す社会教育、である。

キーワード：社会教育、根源的危機、社会教育士、自治の土壌

目次

はじめに

I. 近代国民国家の動揺

1. 資本制と「国民」形成：近代国民国家の枠組み
 - (1) 「平等」：「国民」の原理
 - (2) 「平等」の競争
 - (3) 同一化と「国民」
2. 「国民」の危機：徹底した根源的危機の招来
 - (1) 内在的危機と外在的危機
 - (2) 根源的危機の時代
 - (3) 徹底した根源的危機の招来
3. 「国民」の解体：近代社会の時空間の変容

- (1) 均質な時空間の解体
- (2) エディプス・コンプレックスの社会的展開の基礎
- (3) エディプスが死んだ社会

II. 「よきこと」と質感のある〈態〉へ

1. 分配から分かち持つことへ
 - (1) 同一化の物語からの解放
 - (2) コンパッション (compassion) を描く社会
 - (3) 比較と占有がもたらす第二の自然状態
 - (4) 社会契約を要請する一般意志
 - (5) 具体的な生を共にする〈ちいさな社会〉
2. 生の質感と「よきこと」そして「よき存在」
 - (1) 一般意志の発現と国家の財政機能

- (2) コンパッション (compassion) の発露による「よきこと」の実践
- (3) 「よき存在」としての自己認識
- 3. 「よきこと」の社会的意味と 質感のある〈態〉へ
 - (1) 「よきこと」が生む〈関係態〉
 - (2) 質感をとまなう使用価値の生産
 - (3) 〈あいだ〉としての市場と 〈ちいさな社会〉

III. 社会教育の再定義

- 1. 「かかわり」「つながり」と社会教育
 - (1) 社会をけん引する教育： 第4期教育振興基本計画の教育観
 - (2) 「つながり」「かかわり」の土壌を耕す：社会教育の再定義へ
 - (3) 「命を守る」社会教育
 - (4) 地域コミュニティの重視： 人生の時間と生活の空間が重なる場
 - (5) 「社会の地下水脈」としての社会教育
- 2. 「担い手」論を考える
 - (1) 社会教育士の創設： 社会教育の「担い手」論の展開へ
 - (2) 社会教育人材の活躍： 中央教育審議会社会教育人材部会の 設置と議論
 - (3) 学びのオーガナイザーとしての社会教育人材： 社会教育人材部会『中間的まとめ』
- 3. 「人」を中心とした社会教育へ
 - (1) 社会教育人材のネットワーク構築と活躍：社会教育人材部会『最終まとめ』の議論
 - (2) 社会教育人材が推進する生涯学習社会の実現：第12期中央教育審議会生涯学習分科会『議論の整理』

- (3) 「人」を中心とする社会教育へ：文部科学大臣「社会教育の在り方諮問」

おわりに：

自治の土壌を耕す営みの当事者として

はじめに

私たちが日頃なじんでいる「国」という枠組み、つまり近代国民国家の枠組みが動揺していると指摘されて、既に35年余が経つ。その状況は、「新しい『中世』」とも呼ばれた¹。その直接の契機は、1989年の旧ソ連の崩壊による東西冷戦構造の終結である。その後、国家の枠組みにおいて抑圧されていた民族相互の紛争激化により、国家システムによって構成されてきた世界の枠組みが動揺したが、世界が呈するこの様相が、「中世」になぞらえられて、そう語られた。その状況はまた、VUCA と呼ばれる予測不可能な不安定な社会情勢を表現する軍事用語を生み出した（VUCA はその後、転じて、経済を中心とする不安定な世界情勢、さらには日常生活のありさまを表現する用語として使われている）。この「中世」は、その後、深刻さの度合いを強め、いまや私たちの日常生活そのものを脅かしつつ、私たちに存在の新たな在り方を模索させないではいなくなっている。

しかも、このことは、極めて社会教育的な課題でもある。なぜなら、社会教育は近代国家の基幹制度である国民教育制度としての学校を補いつつ、民衆生活を安定させる社会のスタビライザーとしての役割を担ってきたからであり、いまやこの学校制度を必要とする近代国民国家の枠組みが動揺し、学校教育が不全化する中で、社会教育が改めて草の根の社会を紡ぎ直すことが求められているからである。

¹ 田中明彦『新しい「中世」—相互依存深まる世界システム—』、日本経済新聞社、1996年

I. 近代国民国家の動揺

1. 資本制と「国民」形成： 近代国民国家の枠組み

(1) 「平等」：「国民」の原理

近代国民国家が世界システムとして形成されたのは、いまから約375年前のウェストファリア条約(1648年)によって、オランダとスイスの独立が認められ、それを契機に、主権国家による世界体制、つまり国家の自立性を認めあい、相互の国内事情に干渉しない国際関係が構築され、また国内的には国家を超える社会集団を認めない体制がつくられたことによる。その国家とは、自らを国民であるとするアイデンティティを持った民衆によって形成された、その民衆を住民というひとまとまりの構成員として統合するフィクションとしての政治体制のことである。この国家では、一人が全体を「国民」として代表するとともに、個人は普遍的な「国民」として抽象化・一般化され、さらにマスとして「量」化され、「国」を単位に数量的に処理される存在となる。それはつまり、トクヴィルのいう「市民の誰もが他の人と同じになって、群衆の中に姿を没し、人民全体の壮大な像のほか、何も見えなくなる²⁾」社会を基盤とする国家である。

それはまた、16世紀の重商主義の展開以降形成されてきた、人間をマスとして、資本増殖の道具として扱う近代資本制を基本的な経済機構とする国家でもある。その国家ではトクヴィルがいうように「諸国民の知性は……複雑な体系を嫌い、市民がすべて単一の類型に近づき、唯一の権力に率いられる大国を喜んで思い描く³⁾」こととなる。

そしてこのような国家においては、「平等」が人々の関心事となるが、それがまた人々を社会への、そしてその社会を基盤とする国家への埋没へと導くこととなる。「境遇がより平等になり、人間一人一人が他のすべての人と似通ったものとなり、誰もが力を弱め、一層ちっぽけになるにつれ、人は市民を思い浮かべず、ただ人民だけを考察することになれてしまう⁴⁾」のであり、「平等は人を同胞市民の一人一人から独立させるが、その同じ平等が人間を孤立させ、最大多数の力に対して無防備にする⁵⁾」のである。

(2) 「平等」の競争

この孤立が「競合」へと組織される。「彼らは……今度は万人と競合することとなる。……人々がほとんど似通ったものになって同じ道を通るとき、足を早めて、周りにひしめく画一的な群衆から一人抜きん出るのは誰にとっても難しい。⁶⁾」しかも、この「平等」は「人間の無限の完成可能性の観念」を人々に吹き込むこととなる⁷⁾。この観念がさらに人々を競争へと組織することとなる。トクヴィルはいう。この「平等」への競争は、「欲するだけの平等にはついに到達し得まい。それは日ごとに目の前を遠ざかり、しかし決して視界の外に消えず、後退しながら、さらに人を引きつけて、後を追わせる⁸⁾」のである。

このありようは、まさに資本の自己増殖の姿であり、かつハーバーマスのいう時間性を失った「未完のプロジェクト」である「モデルネ」と重なりあう⁹⁾。この社会では、「平等」が前提となることで「平等」が目的化し、「平等」への欲望が「無限の完成可能性」として競争をあおり立てる、そ

²⁾ トクヴィル著・松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』(第二巻・下)、岩波文庫、2008年、215頁

³⁾ 同前書、214頁

⁴⁾ トクヴィル著・松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』(第二巻・上)、岩波文庫、2008年、62頁

⁵⁾ 同前書、30頁

⁶⁾ 同前書、236-237頁

⁷⁾ 同前書、64頁

⁸⁾ 同前書、138頁

⁹⁾ J・ハーバーマス著、三島憲一編訳『近代 未完のプロジェクト』、岩波現代文庫、2000年

の欲望を駆動力として資本が増殖運動を永遠化していく。そこでは資本は事物ではなく、生成と増殖の運動であり、個人も実態ではなく抽象的な個体として欲望達成の運動となる。そこでは個体は既述のように一人ひとり固有の存在ではなく、抽象概念としての均質な個体、つまり人間一般であり、ある種の全体すなわち「国民」である。

ここに、社会技術としての近代社会科学が成立する。それは、個人をマスとしての「国民」として扱い、均質な個体が構成する社会を対象として、管理と保護によって、社会の増殖、つまり生殖＝身体の再生産と扶養＝労働力の再生産を家族＝性的欲望の装置をとおして接合し、拡大再生産へと導くものとして作動する¹⁰こととなる。教育学も例外ではない。性的欲望の装置は「外部では、医師、教育者、後には精神病医に支えを見だし、内部では、婚姻の関係を裏打ち」しているのである¹¹。

（３）同一化と「国民」

そしてここに、フロイトのいうような自我形成と資本増殖、さらには社会の増殖とのアナロジーの重なりが生まれることとなる。フロイトはいう。「父親と……同一化することと、父親を対象として選択することとの違いは、……前者においては、父親は、人がそうありたい存在であり、後者では、人がそれをもちたい存在なのだ¹²」。「同一化が対象選択の代わりになった、対象選択は同一化に退行したのだ¹³」。つまり、本来であれば、それを所有することで自立しようとする個別化への機制であった対象化が、「平等」である個人相互の関係へと抑圧されることで、対象化は超越的個人への同一化へと転化し、人々は相互に抑圧しつつ、その超越者に同一化し続けるという帰属のアイデンティティが生み出されることとなる。こ

の社会では、自立とは「父親」への同一化を通して、超越者へと同一化することであり、国家へと自己を同一化すること、つまり「国民」としてのアイデンティティを確立することである。

こうして、社会科学によって、性愛が国家の装置として、「平等」な人民が「平等」を求めて競争する欲望を達成することと、家族による生殖＝身体的再生産が均質な身体としての労働力の再生産による資本の増殖へと接合されることを結びつけて、「平等」が社会の増殖運動へと展開されることとなる。

２．「国民」の危機：

徹底した根源的危機の招来

（１）内在的危機と外在的危機

このような社会に定礎される国家は、つねに増殖つまり拡張を続けざるを得ない。しかもそれは資本の自己増殖という運動に駆動される国家であるため、国家そのものの拡張つまり対外的な戦争、そして国内的な競争の激化による階層分化・格差の拡大、剰余価値生産の昂進による搾取の激化と労働者の窮乏化、それが引き起こす階級対立・革命運動、さらに経済の周期的な恐慌（いわゆる「命がけの飛躍」[マルクス]の失敗）による「国民」の貧困化・窮乏化と生活破綻などの危機を招かざるを得ない。これらの危機は、人間の欲望が駆動する資本の増殖運動によって引き起こされる危機であるとして、内在的危機つまり人間の活動が引き起こす人々の生存の危機であるという意味で、社会の内在的な危機だと呼ばれる。

これに対して、外在的危機と呼ばれる危機が存在する。それは、端的には社会の外部から社会に到来し、人々の生存を危うくするような危機のことである。たとえば、天変地異である地震や津波、

¹⁰ たとえば、ミッシェル・フーコー著、渡辺守章訳『生の歴史Ⅰ 知への意思』、新潮社、1986年など

¹¹ 同前書、141頁

¹² フロイト著、藤野寛訳「集団心理学と自我分析」、須藤訓任・藤野寛訳『フロイト全集 十七』、岩波書店、2006年、174頁

¹³ 同前書、175頁

そして台風や気候変動などの自然災害、さらに感染症のパンデミックなどがそれにあたる。これらの外在的危機は、社会の外で起こり、それが人々の生存を脅かすことで、社会の増殖に影響を与え、結果的に資本増殖の運動を停滞に追い込むという意味で、人間には制御できないものとして受けとめられ、その被害を抑えるために近代諸科学が動員され続けてきた。

これらの意味で、外在的危機が社会に影響を与えることで、内在的危機を増幅し、社会の増殖を停滞させて、社会構造を変革するきっかけとなる、つまりたとえば、気候変動や天変地異によって食糧危機が招かれ、それが貧困層の生命を脅かすことで、階級闘争が激化し、内在的危機が生まれ、増幅されて、社会構造を転換する契機となる、すなわち外在的危機が内在的危機の引き金を引くという関係であったといってもよい。

既述の「新しい「中世」」はむしろ、それまでの様々な外在的危機を乗り越えてきた資本制社会を基盤とする国家が、内在的危機を生み出し続けることで、資本の増殖運動の余地を狭めていく過程で、普遍化された人々の「国民」アイデンティティを解体し、より小さな帰属（たとえば民族集団）へと再編せざるを得なくなる一方で、それを国家を越えた市場社会、いわゆるグローバル金融市場へと接合することで引き起こされた内在的危機の激化によるものだといえる。

（２）根源的危機の時代

そして今や、私たちは、内在的危機と外在的危機を分かち、かつ外在的危機が内在的危機の引き金となるという従来のような関係で両者を見ることのできない事態へと、自らの身を置き始めている。つまり、内在的危機が外在的危機を招き寄せ、かつ増幅、加速し、資本の増殖運動に影響を与えて、社会の増殖を動揺させて国家の枠組みの組み換えを迫るのみならず、その欲望の担い手である人々をまさにマスとしてその生存の危機に直面させるような事態が招来されている、すなわち内在的危機が外在的危機を増幅し、加速し、内

在的危機をつくりだす要因である人間の活動そのものを自己否定するような事態が招かれているのである。

それはたとえば、次のような事態である。まず、2020年の初頭から世界を混乱に陥れ、私たちも日常生活を強く制約された新型コロナウイルス感染症のパンデミックを挙げることができる。感染症のパンデミックは過去にも、たとえば1918年から1921年にかけて世界的に流行し、当時の世界人口の4分の1の5億人が感染し、死者1700万人から5000万人と推計される被害を出したスペイン風邪、さらに遡れば、1346年から1353年にかけてアフロ・ユーラシア大陸でパンデミックを引き起こした腺ペスト（黒死病）の大流行があり、北アフリカとユーラシアで7500万人から2億人が死亡したと推計され、これによりヨーロッパの人口の30パーセントから60パーセントが失われたといわれる。

これら感染症のパンデミックは、人間の経済活動を基本とする人的往来の拡大が感染拡大を促したともいわれ、内在的な危機をもたらす資本増殖の活動が外在的な危機を招き入れ、拡大し、社会的な危機を生み出すこととなったといってもよいであろう。

二つめは、気候変動とくに地球の温暖化である。地球温暖化については、人間の経済活動による温暖化効果ガスとくに二酸化炭素の過剰排出によって、地球のエントロピー排出機能を超える二酸化炭素が大気中に排出されてきたことが原因だといわれる。とくに人間が今日のような化石燃料をエネルギー源とする経済活動が本格化する1880年から2012年の期間に、地球の陸域と海上をあわせた平均気温は0.85摂氏度上昇しているといわれ、今後、有効な温暖化対策を取らなかった場合、20世紀末頃（1986年～2005年）に比べて、21世紀末（2081年～2100年）の平均気温は2.6摂氏度から4.8摂氏度上昇することが予測されている。

これに対して、次のような議論がなされ始めている。「今から約五〇億年後には太陽が主系列星としての寿命を終えて赤色巨星に進化する。最終

的には太陽が火星軌道を越えるほどに膨らむので、地球はその中に包み込まれる。……少なくとも地球上の生命は間違いなく絶滅する。」「約五〇億年後には地球は消滅する。また、数カ月後に天体衝突によって人類が滅亡する可能性もゼロではない。しかしながら、現実問題として最も深刻な危機は地球温暖化である。今世紀末（約一〇〇年後）には人類は過去に経験したことがないほどの過酷な環境で生きることを余儀なくされているだろう。」「地球温暖化を可能な限り軽減し、地球と人類を持続させなければならない」¹⁴。

さらに、次のような指摘もなされている。「地球の平均気温が4度上昇すると、現在の生態系は壊滅的になり、人類そのものの生存も危うくなる。」「しかも、この温暖化予測の基礎データには、たとえばロシアのウクライナ侵攻によって排出されている温暖化効果ガスや焼き払われた森林・田畑の二酸化炭素吸収効果の損失などはいっていない。また、各国が軍事演習によって排出している温暖化効果ガスについても評価できない状態のままである。さらに、パレスチナでも戦争が起こってしまった。これらの温室効果ガスの排出量は、過去の人間の経済活動によって排出されてきた温暖化効果ガスの数十年分にも相当するといわれる。全地球的な規模の環境破壊であり、人類の存亡がかかっているこの時に、国家間の戦争などやっている場合なのか」¹⁵。

このように内在的危機を生み出す人間の活動が外在的危機を増幅し、加速し、さらには引き寄せることによって、社会の在り方を大きく変容させ、人間そのものの生存が危うくなる、つまり外在的危機が内在的危機としても立ち居振る舞うようになるのであり、このような事態を根源的危機と呼ぶ。

私たちは既に根源的危機の時代に足を踏み入れているのである。

（3）徹底した根源的危機の招来

このことはさらに、既述のような近代資本制における資本の自己増殖に駆動される国家の拡大とそのアナロジーとしてとらえられる個人の発達・「父」への同一化による拡大再生産の社会的構成を破綻に追いやる自己増殖運動としての資本がもたらす内在的危機と相俟って、ある種の徹底した根源的危機が引き寄せられているともいえる事態の招来とつながっている。

そしてさらに、日本においては他国に先駆けて急速な少子高齢化・人口減少が進展しており、従来の資本制社会を基盤とする国家の増殖運動を支えるマスとしての「国民」が高齢化しかつ縮小しているのであり、市場を拡大することが困難となって、資本増殖の物質的基盤が解体し始めている。つまり、日本においては、国家が性的欲望の装置である家族を介して、生殖と労働力の再生産による社会の増殖を可能とする社会基盤が失われているのであり、近代資本制国家の存立が困難となっているのだといえる。しかも、少子高齢・人口減少という現象は、資本制社会において、「国民」の物質生活が改善され、いわゆる規模の経済、つまり貨幣量で衡量される経済発展がもたらす物質的生活の向上が、乳児死亡率を急激に低下させるとともに、「国民」の長寿化を進展させることによってもたらされた、資本増殖基盤の掘り崩しであり、いわば資本の自己増殖がもたらす矛盾、つまり資本の自己増殖がつくりだす自己増殖条件の否定として、社会を覆っているものでもある。

こうして、今や私たちは、日本という「国」において、従来私たちが「国」として観念してきた

¹⁴ 神野直彦『財政と民主主義—人間が信頼し合える社会へ—』、岩波新書、2024年、23頁（岡村定矩「私たちと宇宙—ユニバーサルな視点から人類を見る」、第104回信濃木崎夏期大学（2021年8月5日）における講演より再引用）

¹⁵ 神野直彦『『財政と民主主義』への弁明』、一般財団法人人生100年社会デザイン財団デザインハブ（2024年5月9日）における報告

近代国民国家の枠組みが、資本の自己増殖が招く社会内在的な危機のみならず、その無邪気な自己増殖が招いた外在的な危機の社会内在化による危機に直面するとともに、さらにその内在的な危機をもたらす資本の自己増殖が自らの増殖条件を掘り崩すことによってもたらされた近代国民国家の枠組みの再度のそして徹底した動揺という事態に直面しているのだといえる。

3. 「国民」の解体： 近代社会の時空間の変容

(1) 均質な時空間の解体

既述のような徹底した根源的危機は、私たちにそれを日常生活の足下で引き受けることを要請するという特徴を持っている。それはたとえば、新型コロナウイルス感染症が私たちの日常生活にもたらした諸影響、とくに他者とのコミュニケーションの在り方に与えた大きな影響を振り返ってみれば、明らかなことではないだろうか。それは、私たちに極めて一般的な日常の生活にあって、他者との対面によるコミュニケーションに大きな制約をかけるとともに、オンラインによるつながりという新たなコミュニケーションの様式をもたらすこととなった。

また、気候変動による猛暑の夏と大雪の冬の到来は、季節をめぐる生活の在り方に影響を及ぼすとともに、食糧危機などの不安をもたらすこととなり、さらに戦争がもたらす物価の値上がりや食料輸入への不安、そして戦地の人々の生々しい映像がSNS等をおして直接、掌に飛び込んできて、私たちの感情を動揺させないではないことなどからも、それらが私たちの日常生活を動揺させ、それらを私たちが日常生活において引き受けなければならなくなっていることを示している。

つまり、このような事態のもとでは、従来の資本制社会が構成していた資本の自己増殖を基本とする均質な時空間にもとづく世界の在り方が崩れ、それぞれの日常生活の足下という固有性に満ちた多様な時空間によって構成される世界のイメージを私たちが抱かざるを得なくなっているのである。それはまた、資本増殖の空間としての市場やその担い手である「国民」の帰属先であるいわゆる大文字の「父」である国家の均質な空間、すなわち工場空間という普遍的・一般的な空間概念によって構成される国家のもとの空間ではなく、私たちがそれぞれの日常生活を送る、具体性に満ちた、非均質で多様かつ対等な、序列化され得ない、固有性を持った多重な、かつ分散したレイヤーとしての空間である。

このような大文字の「父」としての国家の均質空間が崩れる社会においては、「国民」もその均質性と一般性を脱ぎ捨てさせられ、個別具体的な個人としての存在の在り方を獲得することとなる。そしてこのような個人によって担われる時間も、均質な「線型[リニア]時間」の虚構を脱して、「原生時間」を回復または獲得する¹⁶こととなる。この「線型時間」とは、大森荘蔵がベルグソンを借りていうように、「空間化」された物理学の時間である。大森はいう。「普通われわれが『時間』と呼んでいる物理学の時間は実は『空間化』された時間であって真正の時間ではない¹⁷」。「時の流れの観念は原生時間ではなく、リニア時間の中で制作された、いや捏造された疑いが濃い。¹⁸」

このリニア時間の中で捏造された時の流れの観念を、大森は概ね次のように述べている。時間が点時刻に微分され、その点時刻の積分が一方に流れる直線的な時間の経過であるという観念とともに、それはすなわちどの点時刻（どの点・どの瞬間）においても「同じ」つまり均質であり、それはすなわちどの点時刻（瞬間）であっても無意味・無内容であることとなる。この時間観念はまた、世界のあらゆる存在の固有の価値を価値一

¹⁶ 大森荘蔵『時間と自我』（新装版）、青土社、2023年

¹⁷ 同前書、14頁

¹⁸ 同前書、24頁

般へと還元して、それを量化することで均質な時空間、つまり無内容な時空間へと組み換えてしまう近代資本制社会における時間観念であり、さらに人間を資本増殖のアナロジーとして語る、つまり人間の成長・発達を一方向に流れる直線的な時間軸における量的な拡大であるととらえる人間観と重なっている¹⁹。

(2) エディプス・コンプレックスの 社会的展開の基礎

こうして、資本増殖という運動のアナロジーとして、人間一般としての個体が「国民」という集団として「平等」へと自ら閉じつつ、増大する社会を構成するというイメージがとらえられ、その社会を「平等」へと反復し、抑圧し続ける、「平等」であるがゆえに「平等」を志向する自由を欲望しあう運動としての個体の普遍的在り方、つまり自我が見出されることとなる。自我そのものが、資本の増殖運動のアナロジーとして、「父」への同一化を欲望する運動としてとらえられるのである。ここに、フロイトのいうエディプス・コンプレックスの社会的展開の基礎があるといっていよう。すべての「平等」な個体が、「平等」な他者との間で、「平等」を目的とする欲望の競争を繰り広げることで、子どもが性的欲望の装置=家族をとおして、「父」と同一化し、みずから社会の成員として自己形成するとともに、「父」を乗り越えて、新たな「父」となること、つまり社会を増殖させ、拡大すること、しかもその構造そのものは変わりのない再生産、すなわち「管理の領域と形態の恒常的拡大²⁰」でしかないという社会の在り方が示されるのである。

このような拡大再生産の社会においては、個人の人生は、男性原理の労働を基盤とする雇用を基本とした「旅立、苦悩、克服、勝利、帰還」という英雄譚のモチーフに支えられた直線的な物語²¹として構成されることとなる。この人生観はまた、

目的を達成しては、次の目的を設定して、継続的に目的達成を繰り返す、または課題解決を繰り返す、すなわち「父」への同一化とその克服、そして新たな「父」への自己定立を繰り返す、エディプス・コンプレックスに絡みつかれた一方向に流れる直線的な時間軸にもとづく、同じ構造が反復する、その意味で無時間の、しかも均質空間の、そして無意味の、だからこそ普遍的で一般的な、他者との比較による序列化が可能な自己という時間の切断面を求めるものとしての存在の在り方とかかわっている。それはまた、ジェンダーの社会的な配置を生み出すものでもある。

しかし、既述のような近代国民国家の枠組みの動揺は、「父」への同一化を困難なものとし、それによってもたらされるエディプス・コンプレックスの機制を無効化することとなる。その結果、普遍的な自我発達の時間軸と空間概念が解体し、資本増殖のアナロジーとしてとらえられてきた自我発達の機制が、「国民」というマス形成する個体の側から、その普遍性・一般性を失うことで、労働を基盤とする雇用にもとづく男性原理にもとづく直線的な人生の物語が崩壊することとなる。

(3) エディプスが死んだ社会

しかも日本では、この状況にさらに少子高齢化・人口減少そして長寿化にともなう人生100年社会の到来という社会状況が重なり、従来のような学齢期を経て進学、新卒一括採用、終身雇用、定年退職、年金による老後の保障という、いわば単線型の人生設計が通用しなくなる社会が到来している。

これらのことは、「働く」と雇用・就労が同等ではなくなり、私たちはライフストーリーを雇用から解放しつつ、「働く」ことを再定位することを求められていることを物語っている。それはつまり、私たちの人生を、「終わりもはじまりもない、

¹⁹ 同前書、141頁など

²⁰ ミッシェル・フーコー、前掲書、137頁

²¹ 若林恵『さよなら未来—エディターズ・クロニクル 2010-2017』、岩波書店、2018年、76-77頁

そのストーリーを持続させていくことだけをただ一つの目的とするようなサステイナブルな」²²ものへと組み換えることでもある。近代資本制社会における発達や進歩そしてそれらに支えられる拡大再生産という社会的価値を体現していたエディプスは死に²³、雇用をベースにした社会的なジェンダーの配置そのものが無意味化する社会に、私たちは生きているのだといってよい。

こうして、近代資本制社会における資本の自己増殖をモチーフとした国民国家の持つ時間軸と、それにもとづく労働を基盤とした「雇用」によってイメージされる均質な空間観念が個別化し、一人ひとりの人生の時空間が個別化かつ多重化することとなる。そのうえ、既述の徹底した根源的危機のように、私たちはこの社会の時空間の観念を無時間かつ無内容で無意味な普遍的なものと措くことができなくなるだけではなく、個別化・多重化した人生の時空間を、次世代・次々世代の人生の時空間へと接合する、しかもそれは個別具体的な時空間として一人ひとりの人生を思い描くことにつながるような想像力が求められることとなる。

これまでの「国民」としての私たちがイメージしていた時空間が大きく変容せざるを得ない局面に、私たちは逢着しているのだといえる。

II. 「よきこと」と質感のある〈態〉へ

1. 分配から分かち持つことへ

(1) 同一化の物語からの解放

上記のような事態は、また私たちが生きる社会が、近代資本制を前提とした「国」(国家、いわゆる大文字の「父」という大きな空間であるのか、それとも一人ひとりの住民の生活の範囲であるコミュニティ〈ちいさな社会〉)という関係であ

るのか、を問うことにつながっていく。「国」の構造的な変容が〈ちいさな社会〉である地域コミュニティへと重層的に収斂し、「国民」であることから個人へとその位相を転じている住民の存在のあり方が、政策的にも実践的にも、そして私たちの日常生活においても、問われているのだといってよいであろう。そしてそこでは、当然のことながら、成長・発達をとおした社会的な自立を当為として価値づけてきた教育という営みのあり方そのものが問われることとなる。その問いは、人々を教育による操作可能な発達主体と措く認識から解放し、新たな存在として措定し直すことを要請する。

つまり、人々の社会的な存在のあり方を、雇用や就労(「国」いわば大きな「父」への同一化の物語つまり成長・発達の物語)から解放し、「働く」ことそのもの(〈ちいさな社会〉の物語つまり関係という物語)であるようなあり方へと再定位することを通して、新しい社会の人々のあり方を模索することが私たちに求められるのである。

このことは、社会的価値の原理である「平等」を、均質で単一だから平等であると見做すいわば機会の平等、つまり相互比較による序列化を可能とする平等、いいかえれば代替可能という平等から、異質で多様だからこそ平等である、つまり相対化・相互に比較できない、すなわち代替不可能という意味で平等であると見做す観点への転換を求めることとなる。

それは行政機構の在り方をも問い返すこととなる。住民の要求する権利に対応した縦割りの行政サービスを提供することで、住民生活を安定させることは困難となり、住民自身が相互の関係の中で、コミュニティをつくり、経営する権利、つまり自治を創造する権利を相互に保障しあうことを前提に、行政がそれを支えることが求められることとなるのである。

²² 同前書、77 頁

²³ ジル・ドゥルーズ、フェリックス・ガタリ、市倉宏裕訳『アンチ・オイディプス』、河出書房新社、1986 年

（２）コンパッション（compassion）を措く社会

そしてこのことは、行政をとらえる観念の転換をも求めることとなる。つまり、社会契約の在り方を、ホップズやロックのように超越権力と個体である個人との個別契約の統合されたものとしてとらえるのか、それともルソーのように人間相互のむすびつきを生み出す一般意志による、いわば共通善の実現のために結ばれた、そうせざるを得ないものとしての契約をとらえるのかの違いが迫り出してくることでもあるといつてよい。

前者は、自然状態を万人の万人に対する闘争状態と見なし、それぞれの所有権の保全のために、超越権力を措き、その権力と個別の契約を結ぶことで、個体は超越権力との間で保全＝抑圧の関係を形成する、つまり超越権力による保護と抑圧の分配を受けることとなるという考え方であり、それを敷衍すれば、公権力にサービスの分配を要求する権利と人民が持つこととなる。それはまた、公権力という大文字の「父」に、一人ひとりの人民が同一化することによって、「平等」の存在であることによって可能となる分配、とくに所有権の他の個体による侵害からの保護を分配されるという自然権保障の分配の論理は、一人ひとりが「平等」であることを前提にし、かつ「父」に同一化したマスである「国民」という均質性を措かなければ、出てこない論理である。

それに対して後者は、自然状態を個体が他者に関心をもたず自足している状態だと見なし、万人が相互にいがみあうのは社会を形成して、相互に比較し、序列化によって嫉妬が生まれることによると解釈し、しかしその嫉妬が生まれるのは、人々が相互に他者と対等であると自己を見做しつつ、比較するからであり、その在り方の中に、他者への関心が密やかに滑り込んでいて、それが他者への憐憫の情、つまり他者の悲しみや苦しみを我が身に引き寄せてとらえることができる力をもっていること、すなわち一般意志の成立を可

能とする関係が存在しているととらえようとする。社会契約とは、このように人々が相互に見ず知らずであっても、この一般意志によって他者の悲しみや苦しみを我が事とすること、つまり社会を我が事とする自己を生み出すことで、人々が相互にその所有の自由を保全しあうこととなることをいう。それはまた、コンパッション（compassion）を人間の本性として措こうとする論理、つまり私たちは人間として、コンパッション（compassion）の感情が否応なく滲み出て、社会を我が事とする自己を生み出すことで、人々が相互にその所有の自由を保全しあうのだとする論理であるといえる。つまり大文字の「父」としての国家へと同一化するのではなく、「父」を分かち持つそれぞれの私たちとして自己を立ち上げ、所有することで、相互にかかわり、その権利を相互に保障しあうこと、つまりそれぞれの存在を、「父」の分有を通して分かち持ちあうことになるのだといえる。

これを人間の自己認識の在り方としてとらえると、前者は対他性なき対自性または即自性、後者は対他対自性と呼ぶべきもののだといえる。

これをルソーは次のように述べている。

「或る種の状況において、人間の自尊心のはげしさをやわらげ、あるいはこの自尊心の発生以前では自己保存の欲求をやわらげるために、人間に与えられた原理……、それによって人間は同胞の苦しむのを見ることを嫌う生得の感情から、自己の幸福に対する熱情を緩和する。……私は憐れみの情のことをいっている²⁴」。

「あわれみが一つの自然的感情であることは確実であり、それは各個人における自己愛の活動を調整し、種全体の相互保存に協力する。²⁵」

この「憐れみの情」「あわれみ」が、ルソーのいう社会契約の基盤である一般意志の根拠となるが、社会契約が要請される人間の在り方について、ルソーは次のように述べている。

²⁴ ルソー著、本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』、岩波文庫、1972年（改訳）、71頁

²⁵ 同前書、74頁

（３）比較と占有がもたらす第二の自然状態

まず、ホッブズらが社会契約を必要するとした人間の自然状態について、ルソーは次のように語っている。「ホッブズの主張するところでは、人間は本来大胆で、攻撃し、たたかうこと以外をもとめない。」「自然状態における人間ほど臆病なものはない。²⁶」このような自然状態が、人間が互にいがみあい、万人の万人に対する闘争という激しい争いを導くこととなるというのが、ホッブズやロックらの解釈であった。これに対して、ルソーは自然状態を次のようにとらえている。

「未開人はごく僅かな情念にしか支配されず、自分ひとりで用が足せたので、この状態に固有の感情と知識しかもっていなかった。」「種はすでに老いているのに、人間はいつまでも子供のままだった。²⁷」ルソーは、未開人・原始状態のなかに自然状態の在り方を見ている。つまり、人は他者への強い関心をもたず、「彼の知性はその虚栄心と同じように進歩しない状態²⁸にあったため、人はそれぞれに子どもと同じように自足しており、互にいがみあったり、争ったりすることはなかったというのである。

しかしその後、人間は争いあうようになる。なぜなのか、ルソーはいう。「人間の最初の感情は自己の生存の感情であった。その最初の配慮は自己保存の配慮であった。²⁹」その自己保存の配慮は、人々が集まって、社会を構成するにつれて、苦痛へと移行していく。ルソーは次のように続ける。

「人類が拡大してゆくにつれて、人間とともに苦痛が増加していった。³⁰」その苦痛はどう発生し、増加するのか。「ある種の関係の知覚が生ぜずにはいなかった。」「大小、強弱、遅速、臆病、大胆など……比較され」る。「このような発展の結果

である新しい知識は、……優越性を人間に自覚させることによって、その優越性を増大させていった³¹」のだというのである。

しかも、このような相互比較は、さらに労働による生産物の占有という事態へと展開する。ルソーはいう。「労働……が、継続的な占有をつくりだし、たやすく私有に転化する。³²」しかもその占有は、いわゆる自然法に基づく所有の権利ではなく、私有という社会的に設定された権利であるという。「自然法から生まれる権利とはちがった私有の権利というものである。³³」

こうして、人間は相互に争いあう戦争状態へと足を進めることとなる。「富める者の横領と、貧しい者の掠奪と、万人の放縦な情念が、自然的な憐れみの情とまだ弱々しい正義の声を窒息させて、人々を強欲に、野心家に、邪悪にした。」「強者の権利と最初の占有者の権利とのあいだには、はてしのない紛争が起り、それは闘争と殺害とによって終熄するほかなかった。」「生まれたばかりの社会はこの上もなく恐ろしい戦争状態に席を譲った³⁴」のである。

そして、このような社会では、「たとえ政府が干渉しなくても、個々の人間が同一の社会に結合されて、いやおうなしに相互に比較しあい、また、たえず相互に利用し合わなければならない関係のなかに見出す差別を考慮に入れざるをえなくなると、たちまち個々の人間の間に信用と権威との不平等が避けがたいものとなる³⁵」とルソーはいう。こうして、人間は、「だれもかれも自分の自由を確保するつもりで、自分の鉄鎖へむかって駆けつけた。³⁶」つまり、他者と自己を比較する対他性から対自性へと閉塞的な自己意識へと向かっていくこととなる。

²⁶ 同前書、44 頁

²⁷ 同前書、80 頁

²⁸ 同前

²⁹ 同前書、86 頁

³⁰ 同前書、87 頁

³¹ 同前

³² 同前書、99 頁

³³ 同前書、100 頁

³⁴ 同前書、103 頁

³⁵ 同前書、123 頁

³⁶ 同前書、106 頁

「これがすなわち不平等の到達点であり、円環を閉じ、われわれが出発した機転に触れる終極の点である。」「ここですべての個人がふたたび平等となる。³⁷」「従って一つの新しい自然状態に帰結しているのだが、この自然状態がわれわれの出発点とした自然状態と異なるのは、後者が純粋な形で自然状態であったのに対して、前者が過度の腐敗の結果だ、ということである。³⁸」こう、ルソーは問いかける。つまり、人間が自然状態の自足的で、調和が取れていた状態から、社会を形成することで、相互に比較しあい、争いあい、さらにそれが労働による生産物の占有という事態をもたらすことで、所有をめぐる闘争・戦争にまで展開し、不平等が極みに達することで、人間は自分の所有の自由だけに関心を向けることで、対他性を閉じ、閉塞的な対自的な自己意識へと向かうことで、相互にかかわりを持たなくなって、新たな平等へと、つまり第二の自然状態へと移行する。しかし、それでよいのか、というのがルソーの問いだといえる。

ルソーはこう問いかける。「以前は自由であり独立であった人間が、いまや、無数の新しい欲求のために、いわば、自然自体に、とりわけその同胞に屈従するようになり、彼はその同胞の主人となりながらも、ある意味ではその奴隷となっているのである。³⁹」「自分の自由の放棄、それは人間たる資格、人類の権利ならびに義務をさえ放棄することである。」「こうした放棄は、人間の本性と相いれない。⁴⁰」

（４）社会契約を要請する一般意志

では、どうしたらよいのか。第二の自然状態に至ってしまっている人間、社会をつくり、社会に生きなければならない人間に何ができるのか。し

かも、それは社会契約でなければならない。それを問うて、ルソーは次のようにいう。「各構成員の身体と財産を、共同の力すべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって、各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること。」「これこそ根本的問題であり、社会契約がそれに解決を与える。⁴¹」

この社会契約つまり「結合の一形式」の基盤こそが、一般意志なのだと、ルソーはいう。「われわれの各々は、身体とすべての力を共同のものとして一般意志の最高の指導の下におく。そしてわれわれは各構成員を、全体の不可分の一部として、ひとまとめとして受け取るのだ。⁴²」

そして、この一般意志は、既述のように、人間としての他者に対する「あわれみ」や「憐れみの情」の発露を基盤として人々を結びつけている以上、その結合は「一つの精神的で集合的な団体をつくり出」し、「その共同の自我、その生命及びその意思」を受け取る「すべての人々の結合によって形成されるこの公的な人格」つまり共和国または政治体という名前を持」つ団体、つまり国家を構成することとなる⁴³。「個々人の利害の対立が社会の設立を必要としたとすれば、その設立を可能としたものは、この同じ個々人の利益の一致だからである。」「こうしたさまざまな利害の中にある共通なものこそ、社会のきずなを形づくるのである。⁴⁴」この利害の中にある共通なものこそが一般意志であり、だからこそ「国家をつくった目的、つまり公共の幸福にしたがって、国家のもろもろの力を指導できるのは、一般意志だけだ⁴⁵」ということになる。

³⁷ 同前書、126-127 頁

³⁸ 同前書、127 頁

³⁹ 同前書、101 頁

⁴⁰ ルソー著、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』、岩波文庫、1954 年、22 頁

⁴¹ 同前書、29 頁

⁴² 同前書、31 頁

⁴³ 同前

⁴⁴ 同前書、42 頁

⁴⁵ 同前

そうであれば、「一般意志は、つねに正しく、つねに公けの利益を目指す⁴⁶」といわざるを得ず、「多くの人間が結合して、一体をなしているとみずから考えているかぎり、彼らは、共同の保存と全員の幸福にかかわる、ただ一つの意志しかもっていない⁴⁷」のである。

さらに、このようなただ一つの意志である一般意志を持っている人々が、国家の主権者なのであるから、「主権者は、それを構成している個々人からのみなるものであるから、彼らの利益に反する利益を持ってもいないし、また、持つこともできない⁴⁸」、さらに「主権とは一般意志の行使にほかならぬのだから、これを譲り渡すことは決してでき」ず⁴⁹、「主権は譲りわたすことができない、というその同じ理由によって、主権は分割できない⁵⁰」と、ルソーはいう。そして、国家という政治体とその成員について、ルソーは次のように述べる。「国家のすべての構成員の不変の意志が、一般意志であり、この一般意志によってこそ、彼らは市民となり、自由になるのである。⁵¹」

(5) 具体的な生を共にする〈ちいさな社会〉

ルソーは、人間は当初、自然状態では、他者を意識することなく、自然法にもとづく所有を基本として、自足的に、調和のとれた存在の在り方を得ていたが、社会を形成するにつれて、対他的な自己意識を持つようになり、それが相互の比較から嫉妬、さらには労働による生産物の占有をめぐる抗争状態を経ることで、第二の自然状態、つまり対他的な自己意識から閉塞的な自己意識へと展開することで、即自的な存在、つまり相互にいがみあい、争いあうことで、互いに他者を認めない、いわばかわりあうことのない、いいかえれば対他性なき対自性すなわち即自的な存在へと自己を移行させるが、その第二の自然状態にあっ

ても、他者への意識つまり「憐れみの情」「あわれみ」という対他性の発露を認めざるを得ず、それが一般意志の基盤となって、人々を結びつけることで新たな社会、つまり主権者によって構成される政治体である国家がつくられることになり、そこでは人々は即自性を脱して、対他的対自性を獲得することになる、こう、いっているのだといえる。いいかえれば、一般意志とは対他性なき対自性つまり即自性を抜けだして、対他性にもとづく対自性を獲得している集合的存在としての人間が持つ性質であることになる。ここには、超越権力に同一化する人民の姿はない。そして、ルソーは社会的存在としての人間の真の「自由」、つまり社会の「自由」がここにあるというのである。

長々とルソーの議論を引用したが、一般意志とは、この意味で人が他者に対して「あわれみ」や「憐れみの情」を抱くことができる、つまり他者の悲しみや苦しみを我が事として引き受けることができる、すなわちコンパッション(compassion)をその存在の基本としていること、そして人が社会を構成しているのは、このコンパッション(compassion)を基盤として、それぞれが他者を我が事としている、つまり他者の生を自らの生として生き、かつ自らの生に他者の生が息づいていることを見出す、そういういわば「社会我⁵²」とも呼ぶべき存在の在り方を獲得しているということの意味している。それはまた、共生という観念についても、ともに生きるだけでなく、むしろより大きな生を共にしている、自己が大きな生命(普遍の生、類的な生)の一部でありながら、自己の生をより大きな生命が生きているという感覚を共にしつつ、社会を構成している集合的存在としての自己、つまりいわば〈関係態〉としての存在の在り方を、社会を構成することをおして実現しているのだということでもある。そしてそ

⁴⁶ 同前書、46 頁

⁴⁷ 同前書、144 頁

⁴⁸ 同前書、34 頁

⁴⁹ 同前書、43 頁

⁵⁰ 同前書、44 頁

⁵¹ 同前書、149 頁

⁵² 寺中作雄「公民教育の振興と構想」、『大日本教育』、1946 年 1 月、3 頁

れは、既述の〈ちいさな社会〉である関係の在り方と重なるものでもある。

自然権である所有権を争う分配の社会ではなく、むしろ自然法としての所有を、生を共にするという〈関係態〉の在り方として、相互に保障しあう政治体つまり国家の在り方が、ここにとらえられるのであり、しかもそれは人々が具体的な自らの生をともにする日常生活の場すなわち〈ちいさな社会〉において、より実感をともなうととらえられることとなる。ここでは、国家と一人ひとりの個人とは入れ子の関係にありつつ、個人の自由意志を国家であり個人である存在が相互に保障し合うという「自由」を、つまり「自由」の相互承認をもたらす〈関係〉の在り方=〈関係態〉として自ら定立しているのである。

2. 生の質感と「よきこと」

そして「よき存在」

(1) 一般意志の発現と国家の財政機能

上記の一般意志の議論はさらに、次のような国家の財政機能の議論に結びついていく。財政とは、「市場経済という経済システムから、」社会の構成員の共同意思決定という民主主義にもとづいて「貨幣を調達し、……公共サービスや貨幣を給付」して、「政治システムが社会統合を果たすため」のものである⁵³。「財政とは、経済と政治との交錯現象」であり、「貨幣をめぐる経済システムと政治システムとの「綱引きの場」である⁵⁴が、しかし、「生命ある人間の社会は、市場社会であろうとも、貨幣を媒介にした関係だけでは、存続し得ない……。すなわち、貨幣によって媒介される交換という市場関係だけでは、人間の生命活動は成り立たない……。」「貨幣が媒介する交換関係

ではない人間関係とは、生命体としての人間が生存していくための関係である。⁵⁵」

財政は貨幣現象だが、「そこでは貨幣が交換関係として流れない」。なぜなら「財政によって、貨幣を媒介とする交換関係ではない人間と人間との関係も存続させなければ、社会統合が実現できないからである。⁵⁶」いわば、一般意志によって統合される政治体である国家を、交換関係つまり自然権としての所有権をめぐる争いを分配によって調整する経済システムではなく、自然法としての所有を基本として、贈与の関係として分かちあうかわりとして構成するのが財政なのだといえる。それゆえに、「財政とは、社会の構成員の共同事業を、社会の構成員の共同負担で、社会の構成員の共同意思決定にもとづいて運営される民主主義の経済である⁵⁷」ということになる。

しかも本来、「市場関係という人間関係は、……共同体と共同体とが接触するところでしか生じない。⁵⁸」なぜなら、「共同体の内部では貨幣を媒介にした交換関係は存在しない」、すなわち他者のための使用価値である「商品」を生産して、貨幣を媒介として交換するための「他者」は存在しないが、さらにその基盤としての家族において、その「内部では貨幣を媒介にした市場による交換関係は生じない。⁵⁹」つまり「家族の内部では、……共生関係が機能しているので、生命体としての人間の生命を存続させる「生命の鎖」が形成されている。したがって、社会システムとしての家族においては、個体としての生命活動が家族の構成員とともに営まれるため、次の世代を再生していくという生命活動も実現している……。⁶⁰」

しかし今日、既述のように、徹底した根源的危機の時代に私たちが足を踏み入れることで、それらの危機を日常生活の足下である共同体とくに地域コミュニティや家庭において引き受けなけ

⁵³ 神野直彦、前掲書、6頁

⁵⁴ 同前

⁵⁵ 同前書、7頁

⁵⁶ 同前

⁵⁷ 同前書、33頁

⁵⁸ 同前書、8頁

⁵⁹ 同前

⁶⁰ 同前書、9頁

ればならなくなっている。しかも、既に明らかのように、「市場関係が共同体の外側を包み込んでしまうと、共同体は小さく分裂していくこととなり⁶¹⁾」、さらにいわば共同体の最後の砦であった家庭にまでも市場関係が持ち込まれることで、家庭という相互扶助・共同作業を基本とする共同体までもが解体し始め、子どもや高齢者など労働力を売買することで貨幣を得ることのできない人々までもが孤立し始めているのが現実である。

そして、このような「貨幣を媒介にした交換関係」が社会を席卷することで、内在的危機が深刻化し、社会そのものが外在的危機を受けとめ、制御する力を失うとともに、むしろ内在的危機の深まりが外在的危機を招き寄せ、増幅し、加速するような事態、すなわち徹底した根源的危機に立ち至っているのが、今日の状況であるといえる。

(2) コンパッション (compassion) の発露 による「よきこと」の実践

しかし反面で、私たちはこのような状況にあっても、近年のコロナ禍にあって、次のような事態が生じていたことを見ないわけにはいかない。いわば、ルソーの一般意志の基盤となる「憐れみの情」や「あわれみ」、つまり他者の悲しみや苦しみを我が事として引き受ける人間の本質であるコンパッション (compassion) が、人々が危機的事態に直面することで、表出され、それが他者にとっての「よきこと」として実践されているのである。

筆者らは、各地で地域学校協働活動やまちづくり実践の共同研究にかかわっているが、そのうちの一つの取り組みにおいて、たとえば次のようなことが起こり、筆者らに新たな知見をもたらしてくれている。

コロナ禍の当初、マスク需要の急増に生産が追いつかず、品薄が続き、多くの人々がマスクを買えない状態が続いていた。その時、この共同研究に小学生の頃にかかわり、当時、中学生になっていた子どもたちが、家で保護者からミシンの使い方を教わり、布マスクを縫い、地元の自治会長に届けるという出来事があった。このことは、地元でも話題となり、新聞にも取り上げられた⁶²⁾。

その後、子どもたちの気遣いに応えるかのようにして、今度は地元の高齢者の呼びかけによって、地元住民が、学区の小学生のためにマスクを手縫いし、全校の児童全員に、低学年にはひとり3枚、高学年にはひとり2枚のマスクが届けられることとなった。その作業場が、子どもたちと高齢者が交流を重ねた学校内の地域の部屋、子どもたちの命名による「ハートルーム」であった⁶³⁾。

このようなかかわりが生まれることで、コロナ禍の活動において、オンラインでのつながりが試みられたとき、子どもたちや高齢者たちは、オンラインといういわば道具に戸惑いつつも、相手を慮ることで、その道具の持っているよそよそしさを乗り越えて、相手を好意的に受け止めつつ、「よきこと」をともにする関係をつくろうとする姿を見せてくれることとなった。オンラインでの交流の場で垣間見えたのは、お互いに二次元平面のスクリーンや画面に、身を乗り出すかのようにして、語りかけ、耳を澄まして受け止めようとする姿であり、受け止めた相手の姿と言葉を自分で解釈して、相手に返そうとする、つまり対話しようとする姿であった。

互いに配慮しあい、よりよい関係をつくるように、相手のことばを解釈しようとする心と身体の動きが見られたのだといってよいだろう。そしてそこに院生たちが触媒としてかかわることで、院生たち自身がその場をつくる当事者として組み込まれつつ、子どもたちと高齢者を好意的に解釈

⁶¹⁾ 同前書、8頁

⁶²⁾ 『中日新聞』(岐阜版) 2020年4月17日付

⁶³⁾ 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室「ぎふスーパーシニア」共同研究

チーム『ともに当事者になるということ―「ぎふスーパーシニア」共同研究第3年目の報告―』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ19)、2020年5月

しつつ、結びつけていく役割を担うこととなっていた。

この出来事に筆者らが見出そうとしたのは、「よきこと」に気づき、それを贈りあう、子どもや高齢者さらに地域住民の相互の配慮に満ちた他者（誰か）への思いであり⁶⁴、それが彼ら自身の自己認識と結びついている姿である。

（３）「よき存在」としての自己認識

子どもたちは、マスクをつくる過程で、過去触れあい、コロナ禍でマスクが手に入らず困っている地域の高齢者たちを心配し、彼らがマスクを受け取って、身につけてくれて、喜んでくれる姿を想像して、うれしかったのだという。マスクを子どものために縫う住民たちも、高齢者を思ってマスクを縫い、届けてくれ、また自分たちが縫ったマスクを受け取って、喜んで身につけてくれる子どもたちを思い描いて、うれしかったのだという。何かの時に、咄嗟に他者のことを思い、何が必要なのかを感じとり、そのために行動を起こす、そういう配慮と実践を支え、またそれらに支えられて相手への思いが促される、こういう関係がここでは生まれているのである。まさにコンパッション（compassion）が生起し、彼らを行動、つまり他者の悲しみや苦しみを我が事としてとらえ、人の身になって受けとめ、「よきこと」に気づき、それを実践しないではいられない自分をつくりだしていたのである。しかもそこには、他者を思い、行動する自分を感じとってうれしく思うという子どもや住民それぞれの自己への感受が生まれ、それがさらに他者とのかかわりを深めようとする、とどめようのない、いわばそうせざるを得なくなってしまうかのような「運動」とでも呼ぶべき自己の在り方が生み出されている。これを「よき存在」（well-being）と呼びたいと思う。そしてこの「よき存在」を生み出す力を、筆者は自己への駆動力と呼んでいる。自分を自己認識へと駆り立てないではいられない力が生まれ、「よきこと」

をせざるを得ず、「よき存在」として自己を立たせないではいられなくなるのだといってよい。

それは顔見知りの具体的な他者が起点となりながらも、そこから見知らぬ他者へと自分がつながりつつ、その他者が自分へと入り込んでくる感覚をともなって、ともに喜びあう関係をつくりだすことへとつながっている。だからこそ、子どもたちは高齢者を思いつつ、マスクを縫い上げ、住民たちは子どものことを思いつつ、大量のマスクを準備して、贈りあう、その過程で、そのように他者を慮り、行動できる自分を感じて、うれしく思い、それを成し遂げることができたのだといえる。

そこには、その思いと営みそのものを越え出て、自分と他者というかかわりの在り方そのものが「よきこと」として気づかれ、それが実践されることで、相互に贈りあわれる関係、だからこそ自分はますます他者へと広がり、また他者もますます自分へと入り込んできて、自分が他者と喜びあう関係がつくられ、そうであるからこそ、自分が「よきこと」を実践する「よき存在」へと変わること、他者も「よき存在」へと変わっていく、そういうある種の相互運動といってもよいものが生まれているように見える。

この姿は、日常的な交流つまり子どもたちと高齢者、そして彼らを媒介する当方の院生たちとが織りなしていたかかわりの在り方を映している。日常的な実践活動において、経験を共有することで互いに尊重し、慮るようになり、そのかかわりを通して相互性が生まれ、それが自分に還ってくるうれしさを、ともに感じとっていたのである。そこでは、子どもたちと高齢者双方が、かかわりを通じて、この相互性そのものが相手に開かれたものとして、つねに再構築され続け、自分が他者とのかかわりにおいて、その在り方を組み換えられていく、しかもそれがうれしさをともなう感覚とともに自己の感受へとつながり、その自己感受がさらに他者へと自己を駆動してしまう、そういう「運動」を見ることができる。子どもたちも高

⁶⁴ 同前

齢者も双方がそれぞれに相手を受け止めつつ、自分が相互を組み込んだ存在の在り方へと新たに立ち上がってくる、つまり他者によって自己が新たに立ち上げられることで、その他者が自己にとってかけがえのない「親しさ」をともなって自己に迫ってくる、こういう相互性を感じているのであり、それが新たな自己の感受へとさらにつながっているのである。

3. 「よきこと」の社会的意味と 質感のある〈態〉へ

(1) 「よきこと」が生む〈関係態〉

しかもここには、ハイデガーのいう「道具」とそれをを用いる人々の「存在」の在り方を見ることができ⁶⁵。子どもたちは高齢者を慮り、マスクという道具を製作するが、その時、そのマスクはすでに社会的に機能が決められており、どのように用いるのかがあらかじめ定められているものとしてある。このことは、子どもたちはマスクをつくる以前に、すでにマスクの社会的機能によって、その製作を方向づけられていること、だからこそ子どもたちはコロナ禍にあって、マスクを購入できないで困っている高齢者を慮り、高齢者の健康を心配して、マスクの製作をテレビ番組を見ることが思いついたのだともいえることを示している。

この意味では、子どもたちはマスクを製作する以前にすでに他者によって、つまり自分が存在している世界すなわち他者とのかかわりによって規定され、他者（ここでは高齢者）にとっての使用価値をつくらうとしていたことになる。それはまた、市場社会における商品生産とは、他者にとっての使用価値を生産することであるという規定⁶⁶と重なっているように見える。

しかし一見そのように見えるマスクの製作であっても、それは単に他者にとっての使用価値を

生産していることに留まらない「何か」を生み出している。そこには、他者が高齢者として子どもたちによって配慮されているという関係が貼り付いており、子どもたちは見知らぬ他者によって規定されている使用価値を、顔見知りの高齢者に向けて生産するという二重の使用価値生産の中にある。そこでは、他者にとっての使用価値が顔見知りの高齢者にとっての使用価値へと組み換えられるようにして、子どもたちの価値生産の在り方が規定されている。ここで生産されている価値は、他者にとっての使用価値でありながら、自己感受へと還ってくる他者への顧慮の気遣いによって規定されているのだといえる。つまりその価値は、自分にとって「親しい」ものであり、自分がその他者とのかかわりを持つように世界に投げ入れられているがために、他者を気遣い、そうせざるを得ないかのようにして、自己を他者とのかかわりにおいて感受せざるを得ず、そうであるがために、自己はつねに他者を組み込んだ新たなかかわりの在り方として自己に感受されざるを得ず、それがうれしさとして感じられることで、自己を他者へと駆動してしまうかかわりの「運動」として生み出さざるを得ない。そこでは、つねに他者を通して自己感受へと還らざるを得ないかかわり、つまり親しい価値の生産がなされ続けているのである。自己によって気遣われ、顧慮されざるを得ない自己が、他者への配慮を介して生まれ続けるのである。それゆえに、この使用価値の生産は、交換ではなくて、贈与へとつながることとなる。いわば、市場社会における使用価値の生産が、共同体内部における共生関係の一環としての使用価値の生産へと組み換えられているのである。このことはまた、市場が本来、信任を基本とすることによって見知らぬ他者一般との使用価値の交換を可能とするものであることを私たちに思い出させるものである。

子どもたちは、世界によって規定されている自己でありながら、自己の生きる高齢者との関係を

⁶⁵ たとえば、ハイデガー著、熊野純彦訳『存在と時間（一）』、岩波文庫、2013年など

⁶⁶ たとえば、マルクス著、エンゲルス編、向坂逸郎訳『資本論（一）』、岩波文庫、1969年など

自己の内面へと組み換えつつ、世界を自分と高齢者とがいきいきと息づく具体的な環境へと組み換えている。だからこそ、子どもたちは高齢者を想像して、高齢者のためにその使用価値を生産することを、高齢者の役に立つこと、高齢者のために働けることとして感受し、それをうれしく思っているが、そのうれしさとはつねに自己の在り方にかかわるものとして受け止められることで、自分が高齢者のために実践することが、うれしさを自分へと還してくれるかかわりを生み出している。つねに、自己は世界から自己へと還って自己を肯定するように感受され続けているのである。本稿では、このかかわりを〈関係〉と呼んでおく。

ここでは、高齢者へのかかわりが、つねにそのつど、しかもすでに、あらかじめ、子どもたちを高齢者との関係における存在へと生成し続け、彼らにその存在を感受させ続けている。つまり、自分の存在という一回性の生成が継起し、それが彼ら自身を生成し続けること、つまり自己存在の生起を駆動し続けているのである。この関係にあつては、子どもたち自身は、高齢者とのそのつどのかかわりの在り方、つまり〈関係態〉とでも呼ぶべき存在となっている。

（２）質感をとまなう使用価値の生産

しかも、このマスクには予めの他者、つまり見知らぬ他者としての世界すなわち「人々」とその中にある「親しい」他者である高齢者、いわば非人称の他者とその中にある二人称そしてそこから広がる三人称の他者が貼りついている。だからこそ、子どもたちは、見知らぬ他者と自分が構成する世界に内在する存在として規定されつつ、その世界によって規定されているマスクの機能を高齢者の使用価値として生産するが、このことが高齢者を媒介とすることで、他者への配慮として展開する可能性を示している。見知らぬ他者という自己を規定している世界とのかかわりが、高齢者という具体的な対象を通すことで、質感のある他者へと生成し、自己を他者に役立つ、つまり質感のある他者にとっての使用価値を生み出す自

己として、社会に位置を占める感覚つまり社会的な存在としての自己の実感すなわち質感、いいかえれば〈このもの性〉をもたらしこととなる。

これは子どもためを思ってマスクを縫った住民にもそのつど起こっていたことである。それゆえに、ここでは、他者にとっての使用価値の生産は、商品生産と同じでありながら、資本主義的市場経済におけるそのように価値の一般形態へと転化されて貨幣量によって衡量される商品となって、生産者の自己疎外つまり社会的な存在である自己という質感を奪うことにつながるのではなく、生産された使用価値は純粋贈与として人々の間に流通し、それが次の純粋贈与を生み出して、世界を純粋贈与の連鎖のかかわりへと生成していくこととなる。恩送りである。これが「よきこと」の社会的な意味である。

つまりここでは、二人称の他者を通して、三人称の他者に質感が与えられ、それがさらにいわば非人称である一般的概念としての他者、すなわち人々一般の中における一人称としての自己を、それらを組み込んで世界に位置を占める存在の在り方として感受すること、つまり普遍的であるがゆえに個別的で具体性を持った自己として、その自己性を感受することとなっているのだといえる。

「よきこと」は、子どもたちに、他者にとっての使用価値を生み出すこと、つまり「もの」（ここでは、「道具」でもあるマスク。他者にとってのあらゆる使用価値の生産は、それが規定するように使用されることで他者自身の生活を変化させるという意味においては「道具」であるともいえる）の使用と生産を通して、そのつど生成せざるを得ない世界に内在させられる自分を、世界に内在するがゆえに、「もの」を通して、他者に規定され、他者に規定されているがゆえに、「よきこと」を咄嗟に思い、それを実践することで、世界とのかかわりを組み換え続ける社会的存在である自分を質感をもってとらえさせること、つまり自分を世界とのかかわりの在り方、すなわち〈関係態〉である自分——それをここでは〈わたし〉と呼ぶこ

ととする——へと感受させることへと結びついて
いる。

〈わたし〉はつねに「よきこと」の実践によって、そのつど、社会に位置づく存在、つまり「よき存在」としての自己へと還り、かつつねにそのつど、他者との〈あいだ〉に生成し続ける〈関係態〉として、自己を感受し、意識化する。その時、それが他者との〈あいだ〉においてなされる「よきこと」の実践、つまりそれそのものが〈あいだ〉によって操作される受動的な実践であることで、〈わたし〉はその実践によってそう自己を感受させられ、そう意識化させられるという絶対的な受動性によって規定されている。つまり〈わたし〉は、「よきこと」そのものがすでに世界によって規定されたものであるという受動性を持っていることによって、自己を〈関係態〉として生成し、他者を配慮し、世界を構成し続けることで、自己の一回性の生成をつねにそのつど継起し続ける絶対的な能動性を持つ「よき存在」として、生まれ出てこざるを得ない。〈わたし〉とはつねに〈態〉としてこの世界の中に存在している、その在り方なのだといえる。しかもこの〈わたし〉は絶対的に受動性を背負うがために絶対的な能動性を獲得せざるを得ないという二重の拘束性を担うことによって、そのつどの主体性、つまり自己という存在の在り方を獲得している。

(3) 〈あいだ〉としての市場と 〈ちいさな社会〉

このことはまた、本来、市場とはこの〈関係態〉としての〈わたし〉が相互に構成するかかわり、つまり信任——これを、ここでは〈あいだ〉と呼ぶこととする——であったが、その〈あいだ〉が、他者にとっての使用価値生産の質感を失うこと、つまり他者にとっての使用価値生産を一般的価値形態へと還元し、私をその一般的価値形態の中に組み込んで、私が〈わたし〉であることを否定

する関係がつくられること、つまり私を労働力という一般的価値に還元し、それが一般的価値形態の表象である貨幣量によって衡量することで価値づける関係へと変質させられることで、私は〈関係態〉から疎外態である個体へと組み換えられてしまうことを意味している⁶⁷。これが価値生産の資本主義的基礎なのだといえる。

そうであれば、私たちはこの徹底した根源的危機の時代にあって、改めて社会システムにおいて営まれている人間の生命活動としての生活を保障する、社会の構成員の共同意思決定によって営まれる国家に代わる仕組みを構想しなければならない。なぜならば、絶対的な根源的危機の時代を招き寄せてしまったのは、国家が市場経済に抱かれてしまった⁶⁸からであり、それが国家の財政を含む民主主義を破壊してしまっているからである。では、国家という大きな政治体に代わる仕組みとは、どのようなものなのだろうか。それは逆説的ではあるが、徹底した根源的危機が人々の生命を危機にさらすことで改めてとらえ返される、生命を保障しあうための相互扶助・共同作業の場、つまり「かかわり」や「つながり」の場としてのコミュニティ——これを、ここでは〈ちいさな社会〉と呼ぶこととする——であると考えられる。

III. 社会教育の再定義

1. 「かかわり」「つながり」と社会教育

(1) 社会をけん引する教育：

第4期教育振興基本計画の教育観

このことを知るや知らずや、昨今の政策は人々が暮らすコミュニティを焦点化するものへと転回してきている。総務省の地域運営組織や厚生労働省の地域共生社会づくりと孤立・孤独防止の取り組み、国土交通省の地域防災まちづくり、文部科学省のコミュニティ・スクール推進事業、そし

⁶⁷ 牧野篤『発達する自己の虚構—教育を可能とする概念をとらえ返す』、東京大学出版会、2021年

⁶⁸ 神野直彦、前掲書、15頁

て農林水産省の農村 RMO（農村地域づくり事業体）の推進など、どれもが人々が暮らす日常生活のコミュニティをその範囲として、より具体的には町内会や集落など、少し前までは小学校区と呼ばれてきた地域の範囲を基本として、そこにおける人々の関係を整え返し、人々が相互に支えあうことで、この社会の底抜け、とくに孤立を防ぎ、生活の基盤を安定させるとともに、自治体の財政負担を軽減するような施策の在り方が模索されているのである。

この模索の過程で、各省庁が見出し、注目しているのが、公民館を中心とした地域の人々の社会教育実践であり、それらをとおした相互に認めあい、支えあう関係づくりである。それはまた、新たな住民自治の在り方を模索する動きだといってよいであろう。社会教育は、「教育」と名づけられているために、学校教育とのかかわりで、教育行政内部の文化教養・スポーツ部門のようにとらえられがちだが、本来、人々の日常生活の様々な領域にかかわり、とくに社会的に不利益を蒙っている人々の生活の自立を支えるための社会関係を整える役割を担っていた。それが「教育」と呼ばれるのは、福祉的な措置とは異なり、ともに社会的な課題を学び、みずからの在り方を組み換えることを支える実践と施策、つまり住民の学びを組織することで、人々みずからが生活を改善することを支える営みであるからであり、それは端的に住民自治とかかわっている。それゆえに、各省庁が新たに社会教育実践の有用性と重要性を見出したのは、理由のないことではないといえる。

これらの施策とかかわって、新たな教育振興基本計画が 2023 年 6 月に閣議決定され、公布された⁶⁹。この計画には、いくつかの特徴がある。

それは、第一に、前年（2022 年）が日本において全国的な近代的学校教育制度が打ち立てられた「学制」の公布（明治 5 年・1872 年）から 150

年の節目であり、社会と教育の近代化 150 年の歴史を振り返りつつ、昨今の大きな社会的変動をとらえて、これからの教育政策の在り方を検討していることである。

第二に、それらを踏まえて、日本社会が大きな転換点に立っているとの認識のもとで、とくにコロナ禍・戦争の勃発さらには気候変動という世界的な危機とも呼べる事態をとらえつつ、国内の少子高齢化・人口減少、格差の拡大と固定化などの構造的な問題、人生 100 年時代の到来とデジタルトランスフォーメーションを背景とした Society 5.0 の進展など今後の来るべき社会の在り方を見通して、教育を学校教育だけでなく、初等中等教育から生涯学習・社会教育へと連続的にとらえようとしたことが挙げられる。

そして第三に、それらを受けた基本的なコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げて、新たな教育の在り方を示す羅針盤としての役割を担おうとしていることである。

これらの特徴を踏まえて、今期の教育振興基本計画は、教育の果たすべき大きな役割を次のように述べている。「我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。⁷⁰」

その上、さらに重ねて次のようにも述べている。「2040 年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。⁷¹」

教育の果たす役割への期待の大きさを見て取ることができる。この期待から、同計画は次の 5 つの基本的方針を示している。

⁶⁹ 『教育振興基本計画』（閣議決定 令和 5 年 6 月 16 日）、2023 年、1 頁。また、中央教育審議会『次期教育振興基本計画について（答申）』、2023 年 3 月を参照

⁷⁰ 同前計画、1 頁

⁷¹ 同前計画、6 頁

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

これらの基本的方針のそれぞれに貫かれているのは、初等中等教育において人生100年を学び抜く力の育成とその後の生涯学習・社会教育における学び直し・リカレント教育の重要性であり、その基盤としての日常生活の場であるコミュニティの形成である。この生涯学習・社会教育については、それぞれの要素がたとえば幅広い知識と教養、職業能力の形成、豊かな心と健やかな身体の育成、社会への主体的参加、デジタル人材の育成、リカレント教育・生涯学習の推進、学習履歴の可視化、そして学校・家庭・地域の連携協働、NPO・企業・地域団体の連携協働などとして、それぞれの施策の中に組み込まれているが、とくにその基盤としてのコミュニティと社会教育の関係については、「目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」としてとくに項目が立てられ、その重要性が指摘されている。

(2)「つながり」「かかわり」の土壌を耕す：

社会教育の再定義へ

このことは、本計画の次のような言葉に結びついていく。「社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関

する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。⁷²⁾

「地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。⁷³⁾

社会教育は、本計画において、改めて地域コミュニティを基盤とする社会の土台である人と人との「かかわり」や「つながり」の土壌を耕しておくという役割が強調され、それが社会の持続可能性およびウェルビーイングの向上と結びつけられているのである。しかも、社会教育が土壌を耕すことで、この社会が豊かな基盤をつくることになり、それが防災や福祉、産業振興、文化交流など、いわば首長部局の一般行政が有効に機能することにもつながることが指摘されている。少し踏み込んだいい方をすれば、一般行政の社会教育化とでも呼ぶべき方向性が示されている、つまり「学び」による住民自治を社会により深く実装することが求められる時代となったとの認識が示されているといつてよいであろう。

戦後の公民館構想の実現に尽力した鈴木健次郎は、社会教育は「社会の地下水脈⁷⁴⁾」だといっていたが、この言葉を彷彿させる議論ではないだろうか。

公民館研究集会北海道大会兼第66回北海道公民館大会 in サッポロ(2022年10月20日-21日)における基調講演など

⁷²⁾ 同前計画、19頁

⁷³⁾ 同前

⁷⁴⁾ たとえば、銭谷真美(東京国立博物館館長)「地域に育つ若者のまちづくり」、第四四回全国

この第4期教育振興基本計画における社会教育に関する記述は、第11期中中央教育審議会生涯学習分科会における議論を反映している。同生涯学習分科会は、今後の社会教育・生涯学習の在り方について幅広く自由な意見交換と議論を行い、2022年8月に『第11期中中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人にウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～』⁷⁵（以下、『議論の整理』と略記）を公表している。その大きなテーマは、ウェルビーイングと社会的包摂、そしてそれらを実現するための地域コミュニティ形成の基盤的役割を担う社会教育・生涯学習をどうとらえ、社会に実装するのか、ということであった。

第11期中教審生涯学習分科会の議論は、その前の第10期中教審生涯学習分科会がその期間（2019年4月～2020年8月）における社会変動をとらえて、「命を守り、誰ひとりとして取り残さない社会の実現」を掲げて、「命を守る社会教育」を提起したことを受けて始まっている。当時、社会のデジタル化の進展にともなうデジタルデバイド（デジタルをめぐる格差）の拡大、学校でのGIGAスクール構想の展開、さらに社会的なICTの活用をめぐる、取り残される人々の存在が危惧されていたこと、そのうえ2019年度末から社会を機能停止状態に陥れた新型コロナウイルス感染症の蔓延や頻発する激甚災害による人々の生命・財産への被害の拡大などが大きな社会課題としてとらえられていた。それらを人々の日常生活においてどのように受けとめ、ウェルビーイングと社会的包摂をどのように実現するのが問われていたのである。この課題に対応して第10期中教審生涯学習分科会で提起されたのが、「命を守る」という議論であった。

この議論を受けて第11期中教審生涯学習分科会では、同分科会期間中の社会変化をも踏まえて、「次期教育振興基本計画の策定にも資するよう、

生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について⁷⁶」議論・整理を行っている。

（3）「命を守る」社会教育

第11期中教審生涯学習分科会の議論は、第10期生涯学習分科会の社会状況認識に加えて、社会的分断への深い危惧と新たな「つながり」の創出への期待をもとに進められたといえる。コロナ禍で日本社会のみならず、世界的な人々の孤立・相互の分断状況が露わになる過程で、ロシアのウクライナ侵攻が始まり、それがSNS等を通じて直接子どもを含めて人々の掌の中、そして日常生活に飛び込んでくる状況にあって、人々の不安が高まる中、さらに国内における経済格差、とくに子どもをめぐる貧困状況の深刻化や家族形態の多様化によって人々が孤立の様相を深めている中、その上、気候変動の影響や激甚災害の頻発で、人々の生命や財産そして日常生活が危険に晒される中、これらの状況を私たち一人ひとりが日常生活の現場で引き受けなければならなくなっている事態が、まずとらえられた。

その上、日本社会においては人生100年代の到来、社会のデジタル化の進展とGIGAスクール構想の展開などによるデジタルデバイドの拡大、雇用の流動化と不安定雇用層の増加、家庭の在り方の多様化、さらに外国人、障がい者とその家族、若者や高齢者などいわゆる社会的な弱者の増加など、人々の孤立や社会的分断に結びつきかねない課題が山積していることも議論された。

いわば、人々の日常生活全般にわたって、そこに潜む危機的な状況について、議論が交わされたのだといえる。そして、これらの社会状況認識をもとに、持続可能で、しかも人々が安心して、

⁷⁵ 中央教育審議会生涯学習分科会『第11期中中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人にウェルビーイングを実現する、共

に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～』、2022年8月

⁷⁶ 同前『議論の整理』、2頁

かつ安全に生活できる社会の実現のために何をすべきなのかが検討された結果、それはSDGsと社会的包摂、そしてウェルビーイングの議論と結びつけられることで、「つながり」への着目として課題化されることとなったのである。

（４）地域コミュニティの重視：

人生の時間と生活の空間が重なる場

それはたとえば、次のようなことである。人生100年時代の到来を受けてコミュニティスクール構想の実装が進められている。この構想の基本は、学習指導要領をはじめとする学校教育のカリキュラムを社会に開かれたものにするという観点である。すでに子どもたちは人生100年を生きる時代に生きており、社会の変動とくに就労のあり方の変化は人々の想像を超えつつあり、またデジタル化の進展、人工知能の発達によって、知識の陳腐化・新陳代謝が激しくなる中で、学校教育で身につけた知識を一生使い続けることは不可能な時代が到来している。これまで、私たちは「学び」を学校教育を中心に考えてきたが、これからは、学校教育では一生学び続けるための基盤としての探究する楽しさや関心を育み、子どもたちは社会と学校とを行き来しながら、新たな知識を獲得し、新たな価値をつくりだす主体としてみずから育てることが必要であり、その後、生涯にわたって学び続け、自分の人生を他者とともにつくり続けることが求められている。つまり、学校教育と生涯学習を切れ目なく結びつけ、ひとつながりとしてとらえることが求められているのである。

また、課題の多い社会において、既述のように、各省庁の政策が地域コミュニティを重視するものへと変化してきている。これらの政策は、地域コミュニティにおける住民の「つながり」をつくりだすことなしには実現し得ない。

そして、上記のような人生100年を生きる子どもたちへの「学び」の生涯にわたる保証と地域コ

ミュニティ住民のつながりの創出は、いずれも社会教育・生涯学習に求められている役割としてとらえ返されていく。『議論の整理』は次のように述べている。

「学校と地域住民が一体となり、いわば学びを支える地域コミュニティとしての結びつきを強めていくことは、社会に開かれた教育課程の実現という側面から学校教育を支える上でだけではなく、社会教育の振興を図る上でも、……自治的・民主的な住民としての社会参画を進める上でも極めて重要である。」「各省庁の政策的動向に共通してみられる傾向として、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策（福祉・農村振興・防災等）が展開されているところであり、これらの施策においては、生涯学習・社会教育との連携を深めることが重要となる。^{77）}

人々の人生の時間と生活の空間とが、地域コミュニティという日常生活の場において重ねられ、その日常生活の場における「つながり」形成の重要性がとらえられ、その役割を担うものとして社会教育・生涯学習が位置づけられているといっ

てよいであろう。このような人生の時間と生活の空間を重ね合わせた日常生活の場における「つながり」の重視は、第4期教育振興基本計画において焦点化されたウェルビーイングの議論に結びついていく。教育振興基本計画では、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる^{78）}と述べられていた。つまり、持続可能な社会の担い手として地域住民が活発な「つながり」づくりの活動を展開することを通して、一人ひとりのウェルビーイングと地域社会の環境としてのウェルビーイングを実現して、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すとしていたのである。

個人と環境、この二つのウェルビーイングが課題化されているのである。このことは、生涯学習分科会の議論においても次のように述べられて

^{77）} 同前『議論の整理』，8頁

^{78）} 前出『教育振興基本計画』，19頁

いる。「ウェルビーイングについて考える上では、個人の現在あるいは将来が良い状態・希望を持てる状態であるかという側面のみに着目するのではなく、その個人を取り巻く周囲の他者や、その個人が暮らす社会の現在あるいは将来が良い状態・希望を持てる状態であるかという側面にも着目する必要がある。その意味では、ウェルビーイングの実現を目指す上で、個人の主観的な側面だけではなく、他者との良好な関係性の構築といった社会的環境が持続的に良い状態になるよう、個人の周囲の環境を支えていくアプローチが必要と考えられる。⁷⁹⁾」

(5) 「社会の地下水脈」としての社会教育

この二つのウェルビーイングと社会教育・生涯学習との関係を考える時、人生の時間と生活の空間という議論を、それぞれ生涯学習と社会教育へと措き直してみると、わかりやすいかもしれない。人生の時間軸に沿って一人ひとりのウェルビーイングを実現し続ける営みが生涯学習、そしてその人生においてウェルビーイングを実現し続けるプロセスにかかわり続けるのがウェルビーイングな環境や関係であり、それを生み出し、支えるのが社会教育だととらえてみたらどうだろうか。生涯にわたって学び続け、人との「つながり」をつくり続け、お互いによりよい状態、希望を持って、幸せを感じることができる状態にあるように、互いにかかわりあうこと、このことが、自分のウェルビーイングを実現し、かつ社会のウェルビーイングを実現していく、このような在り方を、教育振興基本計画では「日本社会に根ざしたウェルビーイング⁸⁰⁾」と呼んだのだといえる。

個人のウェルビーイングは、既に明らかなように、いわゆる一般行政の施策を活用しつつ、実現されるものである。そしてそのプロセス全体を通して個人のウェルビーイングを支え、かつ個人のウェルビーイングによって促されるものとして

のウェルビーイングな「つながり」や「かかわり」が措かれる。つまり、「つながり」や「かかわり」がいわゆる一般行政的な施策の地域コミュニティにおける基盤となって、人々一人ひとりが自分の人生を個性豊かに生き、自己を実現することを可能とする条件をつくり、またそれを支えるのだといえる。このように考えれば、この「つながり」や「かかわり」をつくりだす営みとしての社会教育こそが、地域コミュニティの基盤であり、また人々がウェルビーイングを、その日常生活の場つまり人生の時間と生活の空間において、つねに実現し続けるための必須の営みであることになる。

『議論の整理』は次のように述べている。「社会教育は、個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず、人々の生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした地域づくりのための営みという性格を強く持っており、一般行政の基盤ともなる住民の信頼関係や相互支援の気風をつくるなど、社会基盤形成の役割を担ってきた。⁸¹⁾この役割が改めて見直され、社会教育は、ウェルビーイングを実現する地域コミュニティの基盤として位置づけ直されたのだといってよいであろう。

このことはまた、既述のような社会的なさまざまな課題、とくに社会的な分断と人々の孤立が引き起こす問題に対処し、地域コミュニティにおいて人々の生活を支える人的な基盤、つまり「つながり」を生み出し、社会を持続可能なものとするとともに、その自治的な担い手を育成する営みとしての社会教育が、政策的な焦点として位置づけられてきていることを示している。それはいいかえれば、社会教育は何か目的を達成するものというよりは、あらかじめなされていなければならないもの、この「社会の地下水脈」であることが改めてとらえられることになっているということである。

既述のような徹底した根源的危機の時代に入った今日の状況、しかもそれを私たちが日常生活の足下で引き受けなければならなくなってしまう

⁷⁹⁾ 前出『議論の整理』、8頁

⁸⁰⁾ 前出『教育振興基本計画』、8頁

⁸¹⁾ 前出『議論の整理』、10頁

った今日の状況を、これら社会教育をめぐる議論は暗黙のうちに受けとめつつ、それを〈ちいさな社会〉という人々が構成する「関係」、すなわち根源的危機をその日常生活の足下において引き受けなければならなくなった人々の集合的な存在の在り方、つまりコミュニティにおける自治へと組み換えて、新たな社会の在り方を構想しようとしていたのだといってよいであろう。

2. 「担い手」論を考える

(1) 社会教育士の創設：

社会教育の「担い手」論の展開へ

このような〈ちいさな社会〉としてのコミュニティにおける自治をとらえようとする中で、それは次のような議論へと展開していく。「一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材及び社会教育施設がその専門性を生かし、連携して担う体制（「地域の学びと実践プラットフォーム」）を構築することを提示し、この実現に向けて、社会教育人材及び社会教育施設のそれぞれに関する重点事項を整理した。⁸²」一人ひとりのウェルビーイングを求める生涯学習のためには、そのプロセス全体につねに「つながり」をつくりつづける社会教育が、とくに地域コミュニティにおいて実装されていなければならない。

「ウェルビーイングの実現を目指した学びの前提として、一人一人が個性を持ち、それぞれの在り方でウェルビーイングを実現することができるという多様性を認め合うことが重要となる。個性や多様性を尊重することとは、個人の自由意思に任せて何も働きかけなくて良いということではない。人は本来、よりよく生きたいという思いや願いを持っているとの認識に立つとともに、その意思が尊重され、多様な価値観が共存しながら個人と集団のウェルビーイングの実現を可能に

するような学びの場を目指していく環境づくりが重要である⁸³」のである。

ここにこの社会教育の営みを担い、支える人材のあり方がとらえられることとなる。人々のウェルビーイングを実現するための社会基盤としての社会教育がとらえられ、その実現のために活躍する社会教育人材の重要性が政策的にも、人々の日常生活においても、前景化することとなるのである。

この観点はまた、第4期教育振興基本計画が「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を総括的基本方針としたことを反映している。この総括的基本方針を社会教育・生涯学習の観点からいわば翻訳すると、生活と地域コミュニティ、つまり人生の時間と生活の空間を重ね合わせた日常生活の「場」において、生活におけるリテラシーの向上と地域づくりを支える社会教育を、いわば生涯学習と社会教育として二つながらに展開する基盤の整備の必要がとらえられたのだといえる。この「場」が「地域の学びと実践プラットフォーム」である。それは、人材論と施設論から構成されている。つまり「一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材及び社会教育施設がその専門性を生かし、連携して担う体制」が、それである。社会教育主事・社会教育士などのいわゆる社会教育人材と公民館や図書館・博物館などの社会教育施設の連携と協同が具体的な施策の展開上、重視されることとなるのである。

この人材論にかかわって提起されたのが、これまでの社会教育行政の専門職としての社会教育主事と同等の養成を受けた担い手としての称号が授与されることとなった社会教育士である。社会教育士は、改めて社会教育の持つコミュニティ形成力および住民生活と密接にかかわる当事者性の育成の役割に注目しつつ、各省庁の施策における担い手としても活躍できるような「学び」の

⁸² 「第11期生涯学習分科会の審議の状況」、『第11期中央教育審議会の審議の状況について』（第134回中央教育審議会総会報告資料2）、2023年3

月8日（以下『第11期中教審審議の状況について』と略記）、11頁

⁸³ 同前『議論の整理』、8-9頁

オーガナイザーとして、社会教育主事と同様の力量を持った人々を位置づけようとする制度によって創設された称号で、社会教育主事と同じ養成を受けた人々を社会的に見える化した上で、社会の様々な領域でコミュニティ自治の担い手として活躍できるようにしようとするもので、2020年度に発足している。今後、社会の様々な場面で、社会教育士の称号を得た人々が、社会教育実践の担い手として、それぞれの専門領域において活躍し、住民の当事者性を育み、住民自治を豊かに形成することが望まれている。

（２）社会教育人材の活躍：

中央教育審議会社会教育人材部会の 設置と議論

これらの議論を受けて、第12期中央教育審議会生涯学習分科会では、2023年5月に社会教育人材部会を設け、上記の「重点項目」を中心に、社会教育人材の在り方について議論することとなった。同部会はその後、精力的に議論を重ね、同年8月に『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）』⁸⁴（以下、『中間的まとめ』と略記）を、そして翌2024年6月には最終的なとりまとめである『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）』⁸⁵（以下、『最終まとめ』と略記）を公表している。同部会は、社会教育人材とくに社会教育主事と社会教育士の養成の在り方をはじめに集中的に議論して、『中間的まとめ』をとりまとめ、その後、それを受けて社会教育主事と社会教育士の養成の拡大および任用と活躍の促進方策について議論を進め、全体の議論をとりまとめて、『最終まとめ』を公表している。

⁸⁴ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（中間的まとめ）』、2023年8月

社会教育人材部会は、第11期生涯学習分科会の『議論の整理』を受けて開設されたが、みずからの審議内容を改めて次のように整理している。

『議論の整理』は、「地域コミュニティの基盤の強化に向け、社会教育人材の量的な拡大と質的向上を進める必要があるとし⁸⁶」ていると指摘し、その上で、同部会の議論の方向性を、次のように述べている。「具体的には、社会教育士の公民館等への配置促進や、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大を図るとともに、社会教育人材の継続的な学習機会の確保も含め、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充に向け、多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討する必要がある」⁸⁷。

つまり、この部会では、社会教育人材の在り方について議論するが、その重点は社会教育士の養成とその活躍の在り方であるとされたのである。社会教育士は、社会教育主事の養成制度の在り方の改革の検討にともなって、2017年に提言され、2018年の社会教育主事講習規程等の改正によって創設された社会教育主事講習や養成課程を修了した者に附与される称号である。この社会教育士称号をめぐる、とくに社会教育士称号取得者（以下、社会教育士と称します）の養成と社会的な活躍の在り方を集中的に議論し、それを制度論として政策化することに資することを通して、地域コミュニティの基盤形成・強化へと結びつけることが、この部会の基本的な課題とされたのだといえる。

このような社会教育士を議論の焦点とすることの背景には、次のような現状が存在していました。社会教育士の活躍促進については、第9期中央教育審議会生涯学習分科会の答申でも次のように触れられていた。

⁸⁵ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）』、2024年6月

⁸⁶ 前掲『中間的まとめ』

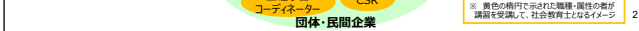
⁸⁷ 同前

88

社会教育人材部会『中間的まとめ』

まず、社会教育人材の重要性について、次のように指摘している。「新しい社会構造への移行や新たな社会情勢の出現にともなって、草の根の地域社会において、誰一人取り残さないための新たな取組が、自治体のみならず社会の様々なアクターによって行われ始めている。また、企業そのものの価値も、社会貢献や従業員の働きがいなど、これまでの営利に基づく経済的価値のみならず社会的価値創造の面からも評価されるようになっており、企業が社会教育実践の一翼を担うアクターとして現れ始めている。／こうした社会教育の裾野の拡大を見据え、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進

既述の第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会『議論の整理』や第 4 期教育振興基本計画における社会教育の位置づけ、つまり教育が社会を牽引する中核的駆動力であり、そのさらに基盤を形成する地域コミュニティにおける自治を育む人的関係を耕す営みとしての社会教育という位置づけを引き受ける担い手・アクターとしての社会教育人材がとらえられ、その役割への期待が述べられているといえる。『中間的まとめ』はこれを改めて社会教育人材がハブとなった地域コミュニティ形成としてとらえ返し、それを【図 1】のように示している。



(文部科学省『社会教育の裾野の広がり和社会教育人材に求められている役割について』(令和5年5月26日), 2023年5月(中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会第1回会議配付資料, 2頁))

⁸⁹ 前掲『中間的まとめ』, 5-6 頁

そして、この社会教育人材の地域コミュニティにおける位置づけを反映して、『中間的まとめ』では、次のような認識が示されている。長くなるが引用する。

「地域コミュニティの振興・活性化に向け、社会教育が社会基盤としての役割を幅広く果たしていく上で、教育委員会事務局や社会教育施設に社会教育人材が適切に配置されることは、もとより必要である。／しかし、前述のような社会教育に対する様々な分野からの新たな注目に比べ、こうした様々な分野の複層的な構成で成り立つ社会を支える基盤としての役割を社会教育が果たしていくためには、いわゆる社会教育分野にとどまらず、首長部局や NPO 等の多様な主体が担う、福祉・農村振興・防災・まちづくり等、社会の幅広い領域において社会教育人材が活躍できるようにするとの観点に立った人材養成の在り方が不可欠である。さらに、それぞれの分野の実際の活動の実効性を高める上では、それぞれの分野の知識・経験等も重要であることも踏まえれば、当該分野で活動に従事している者等が、社会教育主事講習等を受講することで社会教育行政を含めた社会教育の専門性も身に付け、それらを生かして地域コミュニティを含めた社会の様々な分野における学びを基盤とした自律的・持続的な活動を社会課題の解決に向けて組織・展開できるようにしていくことが重要である。／このように、いわゆる社会教育分野を含む多様な分野で活躍する社会教育人材を幅広く確保することは、より多くの人々が社会教育活動に触れ、主体的に参画することを可能とするのみならず、社会教育人材が、相互につながることによって支え合ったり、組織的に教育力を発揮したりできるようになることで、それぞれの活動の活性化に資するだけでなく、社会教育全体の振興にも資するものと考えられる。⁹⁰⁾

他言は無用だろう。社会教育人材の地域コミュニティ形成に果たす役割への高い期待が示され

ているのであり、そのコミュニティとは、それぞれのアクターが担う「複層的な構成」を持つもの、すなわち社会教育人材それぞれの専門性や役割を基盤として構成されるマルチレイヤーのコミュニティなのであり、社会教育人材とはこのコミュニティを網の目のように紡ぎ出すことで、この社会の草の根の人々の「かかわり」や「つながり」を豊かに形成する土壌を耕す担い手なのである。

この観点を反映して、『中間的まとめ』においては、社会教育主事・社会教育士をそれぞれ既述のように自治体行政にあって、社会教育行政と他の分野を結びつける専門職、地域コミュニティにあってそれぞれの専門を持ちつつ住民の学びを組織して、人々の関係を耕すアクターとして位置づけ、次のように述べている。

「社会教育主事は、多様な分野と社会教育（行政）をつなぐいわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている。⁹¹⁾」社会教育士は、まさに現場レベルの活動において、各々の専門性と社会教育の知見を生かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育的な手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。⁹²⁾

そしてさらに、社会教育主事と社会教育士の関係を次のように整理している。「社会教育士といっても職務上でその専門性を活かす者だけでなく、地域活動等の場面で活躍する者も多くなることも踏まえ、地域の社会教育人材がそれぞれの専門性と相互のつながりを活かして活躍することができるよう、社会教育行政の専門職である社会教育主事が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが今後ますます重要となる。⁹³⁾

⁹⁰⁾ 同前『中間的まとめ』、5-6 頁

⁹¹⁾ 同前『中間的まとめ』、6 頁

⁹²⁾ 同前『中間的まとめ』、6-7 頁

⁹³⁾ 同前『中間的まとめ』、7 頁

社会教育主事講習を受講して、主事任用資格取得者が、講習の受講・主事任用資格の取得をエントリー条件として、主事に発令されれば社会教育主事として社会教育行政の専門職となり、発令されなくても社会教育士として「見える化」され、それぞれの専門性を活かしつつ、地域コミュニティで社会教育実践を展開し、双方が連携協力することで、この社会の人的基盤を豊かに形成することが見通されているということである。

3. 「人」を中心とした社会教育へ

(1) 社会教育人材のネットワーク構築と活躍：社会教育人材部会『最終まとめ』の議論

社会教育人材部会は、既述のように 2023 年 8 月に『中間まとめ』を公表し、社会教育人材の量的拡充と養成施策とくに社会教育主事・社会教育士講習の開講形態の柔軟化と拡大、そして大学における養成課程の拡充を打ち出すが、その後もとくに同『中間まとめ』が提示する 5 つの今後の課題について精力的に議論を進め、2024 年 6 月に最終的なとりまとめ『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）』（以下、『最終まとめ』と略記します）を公表して、議論を終えている。

この『最終まとめ』では、これまでの議論を反映して、社会教育主事を「他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担うことが求められている」とし、また社会教育士を「現場レベルの活動において、各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加

えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育の手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている」と改めて規定した⁹⁴上で、『中間まとめ』を引き継いで、それ以降に重点的に検討した社会教育人材の活躍促進についてとくに記述している。

この議論では、とくに社会の構造的な変容にもなっており、地域コミュニティが各省庁の政策の焦点として注目されており、社会教育実践の裾野が一般行政にまで広がっていることを受けて、社会教育人材の活躍について、次のような認識が示されている。「社会教育に対する期待の高まりや担い手、分野の多様化など、社会教育の裾野は広がりがつつある。社会教育人材が活躍し得る場が広がっているからこそ、地域住民の身近なところで社会教育主事を中核にしつつ、社会教育士が活躍できる環境を整え、地域住民が社会教育の有用性を実感できるようにしていく必要がある。⁹⁵」「近年、環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する幅広い分野においても、社会教育の知見を組み合わせ活かすような活躍が期待されており、社会教育士の創設以降、こうした取組が各地で広がりを見せている。社会教育分野に限らず、様々な業界・分野において業務に社会教育士の視点を取り入れることは、社員・職員それぞれの今後の生き方の一つとしてパラレルキャリアにつながると考えられる。⁹⁶」

しかし反面で、社会教育についての社会的な認知は未だに広がっておらず、また社会教育士などの担い手についてもその活躍の具体的なイメージが描きにくいとの問題があると指摘し、「社会教育士が地域で活躍しやすくなるよう、地域住民に対しても、社会教育士の認知度向上を図ること

⁹⁴ 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）』（令和 6 年 6 月）、2024 年 6 月、5-6 頁

⁹⁵ 同前報告書、15 頁

⁹⁶ 同前報告書、16 頁

も重要であり、住民の身近なところで社会教育士が活躍できる環境を整え、社会教育関係者だけでなく広く住民にもその有用性が実感できるようにしていく必要がある⁹⁷」としている。

この認識を基礎に、社会教育人材部会では、社会教育主事・社会教育士の活躍の在り方を議論し、「社会教育人材のネットワーク化の必要性」「継続的な学習機会の確保の必要性」を指摘しつつ、「活躍促進に係る具体的な改善方策」を次のように提示する⁹⁸。

＊社会教育主事の配置促進：社会教育主事を含む社会教育職員の給与費は地方交付税措置が講じられており、社会教育主事未配置の市町村を中心に、地域の実情に応じた配置を促していくこと。その場合、社会教育マイスター（仮称）や市町村における社会教育主事配置の好事例について周知し、理解増進を図ること。派遣社会教育主事についても、その経費は一般財源化されて地方交付税措置がとられているので、派遣主事の適切な配置やその有用性について理解増進を図ること。

＊社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示：社会教育士は、その活躍の場が広がってきているとはいえ、その所属や活躍先が多様であり、具体的な活躍イメージが持ちにくいとの指摘があることを踏まえ、国が社会教育士活躍の事例について、より具体的な細部にわたって情報収集を行い、ロールモデル化して広く社会に周知していくこと。

＊社会教育士の認知度向上やその有用性の周知、活躍場所の拡大：社会教育士の活躍促進には、自治体や地域住民などの理解が不可欠であることから、国が社会教育士の活躍場所を拡大するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的取組の推進などにも社会教育士を地域学校協働活動推進員として登用するなどの具体的な措置が必要であること。公民館などの社会教育施設への社会教育士の積極的な配置を促すような施策を採用する

こと。社会教育人材をハブとした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現に向けて、その有用性を踏まえて認知度の向上を図ること。

＊社会教育人材のネットワーク化：社会教育人材は、その講習や養成課程の修了は飽くまでエントリー条件であり、その後の継続的な研修や自己研鑽、さらには社会実践によって力量を形成することで、社会教育主事へと任用されたり、社会的な継続的活躍が期待されたりするものしてある。全国的なネットワークを国が中心となって、都道府県などの社会教育主事と連携をとりつつ、業務上の連携を強化するとともに、都道府県・市町村など地域単位のネットワークを形成したり、同じ講習や養成課程修了者でつくり「同窓会型」のネットワークをつくったりするなどして、みずから交流や研修機会を設けることが求められること。

これらの具体的な措置に加えて、さらに「旧制度における受講者の社会教育士の称号取得の促進」「修了証書の在り方」「継続的な学習機会の確保等」が提起されている。

『最終まとめ』では、これらの議論を通して、『中間的まとめ』で取り上げた社会教育人材養成の在り方に加えて、社会教育人材の量的拡大・質的向上を図りつつ、その活躍促進を通じて、地域住民の学びを通じたコミュニティの基盤形成を担う社会教育をさらに一層推進し、この社会の人的基盤を豊かに形成する方途が示されたといえる。

さらに、『最終まとめ』では、社会教育や社会教育人材にかかわる認知を広げるために、次のような指摘がある。「若年層を中心に社会教育への関心を広げ、社会教育活動への参画を促すための方策」も検討する必要がある⁹⁹、と。

この点については、『最終まとめ』には具体的な文言として記されていないが、議論の過程で、委員から「ジュニア社会教育士」「ユース社会教育士」として、まちづくりや生涯学習に関心のある高校生が受講し、取得できる称号や資格を考える

⁹⁷ 同前

⁹⁸ 同前報告書、18-23 頁

⁹⁹ 同前報告書、24頁

必要もあるのではないかと発言があった。こういうより若い世代への訴求も、今後必要となってくるものと思われるし、彼らが社会教育やまちづくりに関心を持ち、その後の人生の選択肢に社会教育士やまちづくり関係の仕事が入ることで、この社会の人的基盤をより豊かに形成することにつながるのではないかと期待される。

(2) 社会教育人材が推進する生涯学習社会の
実現：第12期中央教育審議会生涯学習
分科会『議論の整理』

上記の社会教育人材部会『最終まとめ』が親(上位)会議である生涯学習分科会に報告された同じ6月、この分科会から『第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』が公表されている(以下、『第12期生涯学習分科会議論の整理』と略記)。第12期生涯学習分科会では、記述の第11期生涯学習分科会での議論や第4期教育振興基本計画の内容とくに社会教育に関する記述を踏まえて、まず、これからの目指すべき社会を次のように記している。

「生涯学習の必要性の高まりの下、ウェルビーイングの実現のために、リスクリングを含めたリカレント教育や生涯学習を一層身近なものとして、主体的に学びをデザインし、いつでも学習にアクセスできる環境を整えることで、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けることができる社会が目指すべき姿である。¹⁰⁰⁾

その上で、今後の生涯学習社会実現の方向性を、「デジタル社会への対応」「社会的包摂への対応」であるとして、そのために「社会教育人材の在り方」が問われると指摘し、次のように述べている。

「社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身

が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。¹⁰¹⁾

「社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしてきた。このことは近年の社会情勢において、一層重要になってきている。」「共生社会の実現を目指す上で、社会的に弱い立場にある人々を含めて、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現の観点からも、社会教育の振興に貢献する社会教育人材は重要である。¹⁰²⁾

こう述べた上で、さらに次のように指摘して、社会教育人材の重要性を次のように訴えている。

「社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たすことが期待される。さらに、学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めるとともに、地域コミュニティの基盤を支え、社会的包摂を実現していく必要があり、その中心的な担い手として社会教育人材には大きな役割が期待される。¹⁰³⁾

この上で、第12期生涯学習分科会での議論の重点を「社会人のリカレント教育」「障害者の生涯学習」「外国人の日本語の学習」そして「社会教育人材」であると措き、それぞれについての議論を次のようにまとめている。

「社会人のリカレント教育」については、「高等教育機関と企業、社会人の……三者が協働してプログラム開発を行い、それぞれが持続的に成長していく「学びと成長のエコシステム」を構築することが必要である。加えて、子供や若者、社会人、高齢者など年齢や性別を問わず全ての人が生涯学習の対象として主体的に学ぶ姿勢を持ち続けるべきである。¹⁰⁴⁾

¹⁰⁰⁾ 中央教育審議会生涯学習分科会『第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～』(令和6年6月)、2024年

6月、9頁

¹⁰¹⁾ 同前報告書、10頁

¹⁰²⁾ 同前報告書、11頁

¹⁰³⁾ 同前

¹⁰⁴⁾ 同前書、30頁

「障害者の生涯学習」と「外国人の日本語学習」については、「障害者や外国人などの社会的包摂の実現のための学びという観点では、必ずしも従来型の社会教育にこだわることなく、福祉やまちづくりといった異分野連携を通じ、多様な他者に寄り添い、周囲による障害への理解、多文化理解が進展し、あらゆる人が自らの存在意義を見出し、個人の主観的な幸せとともに他者との関係性の構築といった真のウェルビーイングが実現・充実するよう努めていくべきである。¹⁰⁵⁾

そして、社会教育人材の在り方については、社会教育人材部会の議論をそのまま受けとめて、記述した上で、さらに次のように指摘する。「社会教育の重要性が様々な分野で認知され、その担い手も多様化するなど社会教育の裾野が拡大する中、社会教育人材が地域住民の学習活動の支援を通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりに果たすべき役割は、今後もますます重要性を増していくであろう。そのため、社会教育人材の質的向上・量的拡大を図るとともに、認知度を高めるための周知に努める必要がある。¹⁰⁶⁾」その上、社会教育人材の育成について、社会教育人材部会の議論を超えて、次のように述べている。「社会教育人材の担い手育成の第一歩として、特に、高校生・大学生をはじめとする社会教育に関心のある若年層を増やし、その社会参画を促していくことが重要である。こうした取組は、「こども基本法」に規定されている、こどもが「意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」といった基本理念にも資するものである。¹⁰⁷⁾

(3) 「人」を中心とする社会教育へ：文部科学大臣「社会教育の在り方諮問」

上記『第12期生涯学習分科会議論の整理』は、さらに今後の課題として、次のように記して締めくくられている。「社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わりしている。人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、学校が抱える問題の複雑化・困難化といった様々な課題に対処しつつ、人生100年時代の到来、デジタル社会・障害者や外国人等を含む共生社会・「こどもまんなか」社会の実現といった現代的ニーズに対応するためには、社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待する。¹⁰⁸⁾

この文言がほぼそのまま、2024年6月25日の文部科学大臣諮問に引き継がれていく。

この日、第138回中央教育審議会総会が開かれ、その場に、既述の社会教育人材部会の『最終まとめ』と生涯学習分科会の『第12期生涯学習分科会議論の整理』が報告された。そして、この報告を受けて、文部科学大臣から「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」（以下、「社会教育の在り方諮問」と略記）が中央教育審議会に提示された。

この諮問は、第4期教育振興基本計画の「目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育」を強く意識して示されたものであることは、題目を一瞥しただけで、明らかであろう。そして、その諮問理由には、本稿で概観してきた第11期生涯学習分科会から第12期生涯学習分科会の議論、とくに社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材の在り方について取り上げ、包摂性の高い社会をつくるためにも社会教育が重要であることが指摘されている¹⁰⁹⁾。

¹⁰⁵⁾ 同前

¹⁰⁶⁾ 同前

¹⁰⁷⁾ 同前

¹⁰⁸⁾ 同前報告書、31頁

¹⁰⁹⁾ 文部科学大臣諮問「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）」（令和6年6月25日）、2024年6月、1頁

その上で、諮問は次のように諮問理由を記している。「社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されています。」「これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、次の事項を中心に御審議をお願いします。¹¹⁰⁾

この観点から、同諮問は次の3つの審議課題を提示している。

「第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策について」であり、それは「○社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方」、「○社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化」、「○社会教育主事・社会教育士の養成の在り方」の3点、「第二に、社会教育活動の推進方策について」であり、それは「○地域と学校の連携・協働の更なる推進方策」、「○公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策」、「○青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策」、「○地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策」、「○共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策」であるとされる¹¹¹⁾。

これまでの第12期生涯学習分科会、社会教育人材部会での議論を全面的に反映しつつ、社会教育人材という「人」を中心とした社会教育の在り方を考えるとともに、社会教育を、それが地域コミュニティの基盤を支える営みであるという観点つまり社会教育活動の在り方という視点から、全面的に見直すことが提起されているといってい

社会教育人材つまり社会教育主事や社会教育士が措かれていることを考えれば、この諮問は、社会教育を地域コミュニティの基盤を「人」の視点から支えるものとして、全面的に見直すことを求めているものだといえる。

さらに、同諮問は「第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方について」審議することを求め、それは「○社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方」、「○社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方」、「○社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方」を内容としている。

つまり、社会教育を「総合的に推進する」すなわち一般行政とのかかわりにおいて、相互に連携しつつ、社会基盤としての人々の「かかわり」や「つながり」の土壌を耕す営みである（第4期教育振興基本計画）社会教育の推進の在り方を、人材論、つまり担い手論を基盤として検討し、必要であれば、現行の社会教育法制の改定も視野に入れよ、ということだといえる。そこには当然だが、社会教育概念の再定義が含まれている。

既述のように、現行の社会教育法制では、社会教育は学校教育との対比において、学校教育以外の社会において行われる組織的な教育活動であるとの規定を基本的な概念として構成されてきたが、第4期教育振興基本計画ではそれを採用せず、新たな「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を実現する教育政策・行政を推進するために、社会教育は「地域コミュニティの基盤である人々の「つながり」や「かかわり」の土壌を耕しておく営み」であると再定義している。第12期生涯学習分科会や社会教育人材部会の議論も、基本的にこの第4期教育振興基本計画の社会教育定義を意識しつつ、これからの社会教育の在り方を検討してきた。上記諮問は、社会の構造的な転換を背景として、これらの議論の流れを汲みつつ、提示されたもので、社会教育人材論という担い手論が諮

¹¹⁰⁾ 同前

¹¹¹⁾ 同前諮問、2-3 頁

問内容の中軸を構成している。いいかえれば、社会教育人材論がなければ、このような社会教育を地域コミュニティの基盤を支える営みとしてとらえつつ、実践論的に全面的に見直すことを求める諮問は示されなかったのではないと思われる。

社会教育（研究）には、これまで政策・行政論、法制論、施設論、職員論、実践・活動論さらには住民自治論などがあり、豊かな成果を積み重ねてきたが、本稿で取り上げたような社会教育人材と呼ばれる「担い手」または「支え手」論はほとんど議論されてはこなかったという経緯がある。これらの意味で、今回、社会教育主事の在り方をめぐるさまざまな行政的・政治的動きの中で、そして社会教育士がさまざまな実践を展開することが期待される過程で、政策議論の中に社会教育人材論が取り入れられ、昨今の変動する社会情勢を背景として、社会教育が教育行政の範疇にとどまらず、一般行政とも連携をとり、さらに行政と実践とを媒介する営みとして、地域コミュニティの基盤である人々の関係を紡ぐ役割がとらえられたことで、社会教育の概念定義の変更が見通されながら、「担い手」（「支え手」）論を中軸とする新たな社会教育論が、「人」を中心とした社会教育として浮かび上がってくるようになったのではないと思われる。

今後、この「人」を中心とした社会教育をめぐる議論に注目したいと思う。

おわりに：

自治の土壌を耕す営みの当事者として

第 9 期中央教育審議会生涯学習分科会の答申『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）』（2018 年 12 月）の後 2 年間の準備期間において、新たな社会教育主事養成制度が動き出し、この養成制度によって社会教育主事任用資格を得た人には、社会教育士の称号が附与されることとなった。2020 年の

新制度実施後、5 年間で約 1 万名が社会教育士称号を取得し、今日に至っている。

社会の構造的な変容の中で、既述のように「国民」が解体を始め、それを基盤とした社会の底抜けが始まって、「国」の枠組みが揺らいでいる中、改めて地域コミュニティが重視され、そのコミュニティを住民みずからが当事者性を持って生み出し、経営する住民自治が改めて問われる時代状況にあって、政策や施策の焦点が地域コミュニティへと移行して、様々な行政施策の中で社会教育実践が注目されている。その一方で、そこには住民を育成し、住民みずからが地域コミュニティの当事者として互いに対等なかかわりの中で、自治的にみずからのコミュニティを経営するという視点と住民のそのような「学び」を組織する「担い手」（「支え手」）論が欠けており、他方で従来の社会教育主事という専門職の限界つまり教育行政という領域内に社会教育を閉じ込めておくことによる有用性への疑問が呈されて、その制度的な危機が高まっていた。そのような中で、これら双方のいわば危機的状况に対応するための緊急避難的な措置として編み出された社会教育士という公的な称号の授与と社会教育士による社会基盤形成への期待は、その後のさまざまな社会的課題の露呈の過程で、多くの人々の意識するところとなり、社会教育士は、その育成が後手に回るほどにも社会に歓迎され、称号取得者が増えてきている。

しかし、社会教育主事講習実施機関の負担も大きく、受講希望者をすべて受け入れることも困難となってきている。そのためにも、この制度の在り方を更に検討し、その拡充を目指す必要がある。

政策や制度は、社会心理的なものだといわれる。いくらいわゆる政策の論理、制度の論理において合理的であっても、それが人々の日常生活の必要や人と人とのかかわりの論理において合理的なものでなければ、受容され得ず、使ってもらえない、ということである。しかし反面で、政策や制度が、ポピュリズムに墮す、という表現があるように、人々の個別のニーズにあわせるかのようにして、そちらに擦り寄ることで生まれる政治や行

政への住民依存も避けられなければならない。ポピュリズムとは一見、人々の要求を重視しているかのように見えて、それは政治や行政のサービス化の論理であり、結果的に人々を政治や行政に依存させて、自治的な力を奪ってしまい、最後はクレマーヘと変えてしまって、地域コミュニティの自治的なかわりの在り方、つまり人々の生活を人々が互いに支えあいながら、この社会を底の抜けない、問題が起こりにくい社会へとつくっていく当事者性を壊してしまうことにつながってしまう。政治や行政のサービス化は人々の消費者化であり、それは当事者性を否定することによって、人々がみずから互いのかかわりの中で、日常生活を営んでいるという自尊心と有用感・自己肯定感を毀損してしまい、人々から生きていることのよろこびを奪ってしまうことになってしまう。これは、少し強い言葉を使えば、いわば、日常生活から人々のみずからが当事者であり担い手であるという生きる喜びを奪う暴力だといってもよいのではないだろうか。それはまた、既述の「質感のある生」を人々から奪う近代資本制社会の市場による阻害の論理の行政的な反映、つまり新自由主義的な行政の在り方なのである。

その意味で、政策や制度はつねに人々が、これでよいのか、と問いを発し続けるものでなければならない。人々がその問いを発する背中を押す役割を担うのが、本稿の議論では、社会教育主事であり、その実践現場における一つの姿が社会教育士である。しかし、繰り返しになるが、社会教育主事・社会教育士も一つの制度である。この制度がよりよく活用され、よりよい地域コミュニティが、住民の当事者性に満たされ、そこに生きる喜びを生み出すようにして形成され、経営されていくためにも、つねに検証され、議論され、よりよい制度へと組み換えられていくことが必要である。その時の考え方の基本は、自分自身が自治の土壌を耕す営みの当事者であること、である。

以上のように、日本社会は既に徹底した根源的危機の時代を迎え、さらに人生 100 年時代という新たな社会に足を踏み入れている。そのような状況下、私たちはこれまでのような近代資本制社会

を基本とする「国」の枠組みを前提として、生活を考えることが困難となり、それらの社会課題を日常生活の足下で引き受けるための新たな枠組みを必要としている。それが〈ちいさな社会〉と形容し得るコミュニティであり、それはまた私たちがこの社会を構成してきたことの根源的な存在の在り方をも問い返すものとしてある。しかも、そのコミュニティは、従来の資本制社会を基盤とする単一のレイヤーから構成される時空間ではなく、むしろ多重な時間と空間を持つ関係としての複層的なコミュニティである。そして、いまやその〈ちいさな社会〉を私たち一人ひとりが、共同意思決定にもとづいて経営し、個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングを二つながらに実現する試み、つまり「よきこと」に気づき、実践することで、「よき存在」になり続ける〈関係態〉として自己と社会とを生成する試み、すなわち複層的なコミュニティ自治の試みを行うための手立ては、社会教育の領域において整えられてきているのだといえる。私たちには、〈関係〉としての〈ちいさな社会〉をどのように構成して、生きるに値する社会をつくるのかが、問われているのである。

（本稿は、日本社会教育学会 70 周年国際シンポジウム[2024 年 9 月 14 日]における報告「重層的コミュニティ自治の試みと社会教育—根源的危機の時代に—」を大幅に加筆修正したものであることをお断りしておく。）

研究ノート

言語と文書の間

ーメタ科学としての図書館情報学と専門用語研究ー

影浦 峯[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本稿では、二つの課題を扱う。第一に、文書を、言語学や語学が扱う言語・言語表現との対比で特徴づけることである。図書館情報学では、文書をめぐる理論的・実践的考察がなされてきたが、これまで文書における言語表現の位置付けはあまり検討の対象とされてこなかった。第二に、専門用語集の文書としての位置付けと専門用語研究における専門用語集の位置付けを明確にすることである。専門用語集は図書館情報学の観点からはレファレンス・ツールとみなされるが、そのような視点は専門用語研究において場を占めていない。本稿では、これら二点の整理を通して、図書館情報学が言語表現を扱うことの位置付けと、それを踏まえた専門用語研究の方向性を示す。

キーワード：文書、言語表現、専門用語集、メタ科学

目 次

1 はじめに

2 文書と言語表現

- 2.1 文書とテキスト：図書館情報学の議論
- 2.2 文書における／としての言語表現
- 2.3 文書要素としての専門用語

3 文書としての専門用語集

- 3.1 専門用語研究の現状
- 3.2 専門用語と専門語彙
- 3.3 文書としての専門用語集
- 3.4 専門用語集と専門語彙

4 整理

- 4.1 図書館情報学と言語表現
- 4.2 専門用語研究と専門用語集

5 終わりに：メタ科学の要請

1 はじめに

本稿では、関連する二つの課題を扱う。

第一は、文書¹を、言語学や語学が扱う言語・言語表現との対比のもとで特徴づけることである。図書館情報学では、文書に関する考察がなされてきたが、言語学や語学が扱う言語と文書における言語表現との関係から文書について論じてきた研究は見られない。電子的な情報流通が拡大し、より小さな単位を扱えるようになっている中で、図書や論文を構成する、より小さな単位の扱いを明確化することは、図書館情報学にとって重要な課題となっている²。

第一の課題を扱う際に、文書の要素として専門用語を取り上げる。そこから、第二の課題、すなわち専門用語集の文書としての位置付けを明確にし、文書としての専門用語集を専門用語研究の中で位置付ける課題に論を展開する。専門用語研究において図書館情報学の視点はあまり理解さ

れておらず、専門用語を文書において、あるいは文書として捉える視点はほとんどない。

本稿では、これら二点の整理を通して、図書館情報学が言語表現を扱うとはどういうことかを明らかにするとともに、それを踏まえ、専門用語研究が専門用語研究として専門用語を扱うとはどういうことかを明らかにする。

本稿では、専門用語研究との関係を一つのテーマとしているため、文書としては専門分野の文献を想定して話を進める。本稿は、著者がこれまで幾つかの場所で発表してきたことを特に文書としての専門用語集という視点から改めて整理したものである³。文書としての専門用語集の位置付けは、本稿ではじめて論ずるものである。

2 文書と言語表現

2.1 文書とテキスト：図書館情報学の議論

文書とは何かという問いは図書館情報学で繰り返し提起され回答が与えられてきたが、文書の中核をなす構成要素である言語表現・テキスト⁴の位置付けと性質をめぐり、言語学・語学における言語との関係を扱ったものはほとんどない。

例えば N. W. Lund によるレビュー⁵が挙げている 116 の文献中でこの問題を正面から扱ったものは見られない⁶。また、1997 年に What is a “Document” という表題の論文⁷を発表し、文書をめぐる議論を触発した M. K. Buckland による比較的最近の総説的論文⁸では、“ある対象は何らかの信念の主張あるいは認識がそこに存在する場合に文書と見做される”⁹という重要な指摘があるものの、この点が言語学における言語との関係で展開されることはない。参考文献に挙げられている 61 文献の中にも、言語表現の位置付けを文書の視点から捉えることが言語学や語学において言語表現を扱うこととどのように異なるかあるいは重なるかを論ずるものは見当たらない。

図書館情報学の領域で、文書との関係でテキストが取り上げられる場合、図表やオブジェ、自然物のようなテキスト以外のものとの対比や関係が論ぜられるか、あるいはテキスト以外のものの

文書としての位置付けを検討するための参照点として言及されることが主なのである¹⁰。

これは、実践としてのドキュメンテーションが伝統的に文書を最小の単位としてきたことに対応する。テキストからなる文書というものはほぼ自明のものと見做されているのである。S. Briet がドキュメンテーションの対象はテキストではなく事実性を示す任意の証拠たる文書であると語ったときにも¹¹、テキストからなる文書がどのようなものであるかは前提とされていた。

2.2 文書における／としての言語表現

M. K. Buckland による文書の特徴付けを踏まえるならば、文書における言語表現は“何らかの信念の主張あるいは認識”を表明するもの、また、それを構成する要素であることになる。これは、言語学や語学が扱う言語表現と本質的に異なる。言語学や語学においては、与えられた言語表現は、基本的に、可算無限個ありうる適格な言語表現を生成する有限の規則や制約を見つけ出すためのデータである¹²。これに対して、文書における言語表現は、現実世界（あるいは言語表現に対応して想定される仮想的な世界）での真偽が問われる対象として扱われる。

M. Dummett は、高等学校の語学では、“That thing is in the way.”という文を訳す際に、“That thing”が実際に何を指すかを特定する必要はないが、文書においてこの文を理解するためにはそれが何を指すか特定することが必須であると述べている¹³。言語学におけるこの文の扱いも語学と同様である。一方、真偽は、真理条件的意味論で扱われているが、それは言語哲学に近く、またそこでは形式化された意味の世界を導入し真偽の条件を検討する。これに対し、言語表現を文書の要素として見る場合、この世界における真偽が問われる対象となる。

このことはまた、立ち戻って文書の位置付けを明確にする。すなわち、文書は、歴史的に固有のものとして現実中存在しているという点である¹⁴。当然、文書の集合が形成するアーカイヴと言語学における言語の標本としてのコーパスも、本質的

に異なる¹⁵。さらに、従来物理的なまとまりが担っていた文書の単位が自明でなくなったことを踏まえると、文書における言語表現は、それ自体、文書としての言語表現と見なされうることになる。アーカイヴも、従来の図書等ではなく言語表現を単位とすることがありうることになるが、アーカイヴが見かけ上、言語学が言う文等と同じ言語表現を単位としているとしても、その位置付けは異なることになる。

図書館情報学そして図書館実践の場では、これまで、個々のケースにおいて言語表現からなるまとまりが文書としての要件を満たすかどうかをめぐる判定を出版流通等の外部的なメカニズムに委ねていた。しかしながら、電子的情報流通の拡大により、流通のあり方の変化から文書としての要件を満たすかどうかの判定を外部に依存したままでは限界があることから、この判定を行う必要性が高まっており、また、文書のまとまりが不明確になっていること、伝統的な文書の単位よりも小さな単位が操作可能になると同時にそれを扱う必要性が高まっていることから、その判定において、そこでの認識がどのようなものであるかを評価することが必要になっている¹⁶。

2.3 文書要素としての専門用語

専門用語は、概念を表すもので、言語学的にはほとんどの場合に語や句の形式をとる¹⁷。専門用語は、“何らかの信念の主張あるいは認識”に用いられる基本的な構成要素である。

ここで、単語や句が表す言語学や語学で言うところの意味と専門用語が表すとされる概念との差異がどのようなものであるかが問題となる。3.1で見るように、この区別は研究の領域では曖昧であるが、現実の場では明確である。

言語学者は、例えば“ジェノサイド犯罪”（集団殺害犯罪）の概念や定義は、言語学が扱う意味論の範囲の問題ではなく、国際法研究者が扱うものであると正しく見做すであろう。

実際には、“ジェノサイド犯罪”の定義と概念を扱うのは国際法研究者だけではない。一般の市民がこの言葉を使うときには、基本的に国際法にお

ける概念を扱う。例えば、2023年10月からイスラエルがガザでやっていることがジェノサイド犯罪に該当することを確認するためには、関連する国際刑事法の書籍や文献を参照するか¹⁸、あるいは、ジェノサイド条約や国際刑事裁判所ローマ規程を参照するであろう¹⁹。

この簡単な事例が示している重要な点は、専門用語が言語学や語学が捉える言語の要素ではなく文書の要素であることに対応して、専門用語が表す概念は歴史の中で具体的に生産された知識を表す固有の文書において規定され、概念を同定する行為はそのような文書を参照することによってなされるということである²⁰。

現実の世界で言語表現に関与する場合、基本的には、言語学や語学が扱うようなレベルでではなく、概念や命題を表すものとして人はそれらに関与する。専門用語は言語の要素ではなく文書の要素なのである。

3 文書としての専門用語集

3.1 専門用語研究の現状

専門用語が概念を表すという点は、専門用語研究で基本的な了解事項となっている²¹。しかしながら、専門用語研究における概念の記述と、言語学における意味の記述とは、基本的に同型であり、記述のレベルで両者を区別することは困難であることが指摘されている²²。

1990年代以降の専門用語研究は、コーパスを活用した研究の発展、いわゆる“テキスト論的転回”を一つの特徴とする²³。コーパスは言語学や自然言語処理における概念であり、文書を対象とした集合を表すアーカイヴとは位置付けが異なる。実際、テキスト論的転回の中で、専門用語の研究と実践は分野専門家の手から言語学者の手にわたったことが指摘されている²⁴。また、専門用語が表す概念の記述に、言語学の領域で発達してきた意味記述の枠組みが積極的に導入されている²⁵。

この転回は、いわば専門用語を対象とした言語学の研究の導入であり、専門用語研究としての専門用語研究ではない。こうした新たな展開が専門

用語研究の発達を促したことは確かであるし、専門用語が基本的に語や句という言語学が扱う単位に該当する形式を有することから正当化される。しかしながら、これらの研究では、以下の点が研究の結果において欠落する。

- その研究が専門用語の研究であること。
- 概念を扱うこと。

両者は論理的に関連している。記述が概念を扱うものであればそれによって対象が専門用語であることは確保されるし、そうでなければ記述が専門用語の記述であることを保証するために対象が事前に専門用語であることが同定されている必要がある。研究が専門用語の研究であることを確保するためには、対応して、記述を言語学における意味論的な記述ではなく概念の記述として立てること、専門用語という対象を同定する機構を研究そのものに内在するかたちで確立すること、という二つの方向性がある。

ところで、2.3 で述べたように、概念の参照は固有の文書群の参照を前提とするため、いわゆる辞書的な記述を展開しても概念の記述に到達しえないことは明らかである。これは、専門分野の中項目から大項目の事典を言語学者が作ることは無いという当たり前のことに対応する。この点を認めつつ、専門用語研究としての専門用語研究を立てるために何が求められるかについては第5節で簡単に検討する。

もう一つの方向性、すなわち、専門用語を同定することを研究の内部に取り込む方向性は、興味深いことに、ほぼ唯一、応用研究としての単言語用語抽出で扱われている²⁶。そこでは、コーパスに基づく言語処理を基本的な枠組みとし、分野依存のコーパスから専門用語候補を抽出するための手法の開発が進められている²⁷。実験環境での改善は着実に見られているものの、専門用語の同定が必要となる実用の場においては、主に用語のパターンと頻度に基づく基本的な手法が用いられており、高度な手法は採用されていない²⁸。

3.2 専門用語と専門語彙

ここでは、前節の最後に見た問題を起点に専門用語と専門語彙の関係を整理する。応用の場で高度な用語抽出手法が使われていない理由はいくつか指摘されている。

主な応用の一つとして、翻訳対象となる文書に現れる用語を同定する作業がある。ここでは、基本的に包括的に用語を同定することが求められると同時に、何が抽出でき何が抽出できないかについて利用者が一定程度理解できる振舞いをシステムがすることが重要となる²⁹。高度な手法ではこれが保証されないことが多い。

主な応用のもう一つとして、専門用語集の拡張がある。ここでも高度な手法はそれほど使われていない。これに関しては、そもそも、多くの自動抽出手法が低頻度のものを扱えず、一方で用語集の拡張で求められる新たな専門用語は一般にコーパスでの出現頻度が低いため、応用で求められる要求を手法が満たしにくいという問題が指摘されている³⁰。

これらの問題は、技術的な観点に関わるものであるが、その背後に理論的な問題が存在することは、特に後者の応用においては明らかである。一般に、ある専門分野の研究者が自分の分野の研究を進めるにあたり、用いる表現や概念を専門用語として改めて対象化することはなく、専門用語を当たり前のものとしてそう意識せずに用いている。それらを改めて専門用語という対象として認めるにあたっては、専門分野の語彙というまとまりが先行して想定されることが理論的な前提となる³¹。専門用語を構成する単位はまず文書に現れるが、それが専門用語であると同定するためには専門語彙という概念が要請される。専門用語は、それが専門用語として認識される限りにおいて、専門語彙の要素として認識されるのである³²。

ここまでの議論から、自動専門用語抽出が直面している問題として二つの点を認めることができる。第一は、それが専門用語の同定という課題をめぐるものであるにもかかわらず、言語学的な応用と同様の言語処理の枠組みで行われていることである。第二は、専門用語の同定において概念的に先取りして存在しなくてはならない専門

語彙を考慮していないことである。専門用語研究を専門用語研究として行うための二つの鍵のうち、専門用語を専門用語として同定する課題を扱うためには、専門語彙を扱う必要がある。

3.3 文書としての専門用語集

専門語彙は、その分野の語彙と定義される³³。この定義は単なる言い換えであるし、また、これにより想定される専門語彙はいささか抽象的であるので、専門語彙について検討するために、ここではまず専門語彙を具体化したものとしての専門用語集の位置付けを考えよう。

比較的使用者の多い言語で、学習言語が確立し、その言語を使って専門分野の研究活動が行われている場合、そしてその分野がそれなりに確立し一定の規模を有している場合には、専門用語集（専門用語事典等）が編集されることが多い。これらは、レファレンス・ツールとして、通常、図書に相当する形式を有する。また、論文のように直接真偽が問題になるような言明から構成されている文書とは異なるが、“何らかの信念の主張あるいは認識がそこに存在する”と言うことはできるので、形式的にだけでなく実質的にも、専門用語集は文書であると言える。

専門用語の同定にあたっては理論的に専門語彙が先行し、専門語彙を具体化したものとして専門用語集があるのであれば、具体的な専門用語集を研究対象とするあるいは研究の出発点とすることを、専門用語研究としての専門用語研究を立てるための一つの方向としての専門用語を専門用語として同定する作業において考慮することは必然であろう。実際、自動専門用語抽出の研究においてしばしばお題目のように言われる、専門分野の発達が早いために専門用語集のアップデートが人手では間に合わないといった主張は、具体的な専門用語集を想定してこそ意味を持つ。その場合、抽出されるに足る専門用語は、対象となる専門用語集に新たに加えられるべき候補として判断されるのであるから、具体的な対象として想定される専門用語集に依存することになる³⁴。

従って、自動専門用語抽出を現実に用いられるようなものにするためには、コーパスと個々の専門用語の関係（だけ）ではなく、具体的な専門用語集と専門用語候補との関係を考慮する必要がある。専門語彙、さらにはそれを文書として具現化した具体的な専門用語集が、研究の基本的な対象となるのである。

言語処理や言語学で広く共有されているモデルや説明の一般化への要請、あるいは範囲を広げて自然科学の一般的なイメージに照らして考えると、現実に存在する個々の具体的な専門用語集を研究の対象とすることは科学的でないと見做されがちである。

そこでこの点をめぐっていくつかありうる批判を整理しておこう³⁵。第一に、具体的な専門用語集は編集プロセスを経た人工的なものであり、研究対象としては不適切であるという批判である。これに対しては、一般に受け入れられているテキスト・コーパスを構成するテキストも文書として記録流通する際に査読や編集といった人工的な選別プロセスを経た極めて人工的なものであることを指摘しておけば十分である。それにもかかわらずテキスト・コーパスは一般化可能なデータを構成すると考えるのは、それに基づいた特定方向での一般化が研究を構成するという信念に基づいているに過ぎない。その信念が不適切であるわけではないが、それを対象の属性として投影することは不適切である。

第二に、第一の点と関連するが、具体的な専門用語集は時代的あるいはその他の現実的制約から、分野を代表していないという批判がありうる。これも第一の批判と同様に、単に先取りして分野というものを抽象的に想像しそれに対して代表性を有する標本を抽出できるという枠組みをその主張者が採用していることの表明に過ぎない。実証的なレベルで観察するならば、ある専門分野がそれと認められるのは、学会や学部学科、専門誌、専門用語事典といった具体的な社会制度の確立による。世界のどの大学の物理学科も物理学の代表性を有する標本ではないが、それらなしに物理学の領域の同一性は存在しない。その点で、分

野の成立の条件を構成する個々の具体的な専門用語集を、その存在を条件の一つとして認識可能になった抽象的な分野という概念に対して代表性を有しないのではないかという観点から批判することは遠近法的な過誤である。

第三に、具体的な専門用語集を対象とする限り、可能なのは記述に過ぎず、一般的な知見を得ることはできないのではないかという批判がありうる。これに対しては、記述は理論化・モデル化の前提であること、また、一般的な知見として想定されるものが依然として言語学や語学が想定する方向での一般化に過ぎないことを指摘しておく。図書館情報学はそもそもその本質において博物学的な列挙の学であるし、一般化は許容可能な形式ではなく現実的存在可能性に向かう³⁶。いわゆる自然科学は、それらを区別しなくてよいことを特徴とするとすることができる³⁷。

ここで同時に、具体的な専門用語集を研究対象とすることの正当化が、一部の人文学で使われている、著作や個人の位置付けに基づく正当化とは異なることも指摘しておかなくてはならない。専門用語集は、基本的に単に現実に存在しているというだけで、研究対象あるいは研究の出発点となる。現実的制約の中で専門用語集を取り上げる際に社会的にどの程度流通しているかといった点を評価し考慮に入れることは当然ありうるが、文学や哲学における著作や個人とは異なり、専門用語集はその分野における研究対象として扱われ評価されるものではない。

3.4 専門用語集と専門語彙

本節の前項までで、専門用語研究を専門用語研究そのものとして立てるための一つの方向として、専門用語をそうと認識する研究を考えるならば、専門語彙を対象とすることが必要があること、それに対応した現実の存在として文書としての専門用語集があることを確認した。ここで、文書として具体的に存在する専門用語集と、理論的に想定される専門語彙との関係を改めて整理しよう。

まず、専門語彙という概念がないと専門用語集は成り立たない。その意味で、概念としての専門語彙は、論理的に、専門用語集に先行する。その一方で、我々は、具体的な専門用語集なしに、抽象的な概念としてではなく外延的・具体的な存在として研究の対象とすることができる専門語彙を扱うことはできない。個人の頭の中にあるものは分野に帰属する専門語彙ではなく分野に帰属する専門用語集であるとその個人が考えているものであり、それを共有可能なかたちで列挙するならば、それは、たとえその時点では全く使われなないとしても、現実存在する文書としての専門用語集となる。従って、文書としての専門用語集以外に、研究対象として扱うことができる専門語彙は存在しない。

実は、命題とその集合からなる一般的な意味での専門分野（の知識）についても同じことが言える。その分野の知識と言われるものは、その分野の研究者の頭の中にあるのではなく（それはその分野の研究者がその分野の知識と認識しているものであってその分野の知識ではない）、表現され記録され流通するかたち、すなわち文書のかたちで対象化される。ある分野の知識がその分野の研究者の頭の中にあるとするならば、その知識にアクセスするためにはその分野の研究者になる必要があるが、その際にその分野の研究者はその分野が対象とする事象の研究をするのであって、その分野が対象とする事象についての知識を研究するわけではない。そこには、対象を研究する行為はあり、そこで生み出された知識を対象の研究の一環として検討することはあっても、その知識を研究対象とする行為はない。

専門語彙の概念は専門用語の概念に先行し、また、専門語彙を専門用語研究の対象として扱うためには文書としての専門用語集が求められる。少なからぬ専門用語研究はこの手続きを介して取り上げる専門用語を決定するのではなく、実際に扱う専門用語を研究者が社会的な位置付けに応じて恣意的に決定している。その意味で、そうした研究は、対象の選択に関して文学や哲学の研究に近い。これに対して、いくつかの研究では、論

文として報告される研究に付随して実際に専門用語集が作られることがある³⁸。これは極めて重要なことであるにもかかわらず、それら用語集そのものについては研究の対象とはなっていない。

このような状況であることには、いくつかの理由がある。まず、専門用語研究において言語学の流れを援用することが多いことである。これはむしろ専門用語研究としての専門用語研究を立てるためにここでは扱わなかった方向性、すなわち概念の記述を意味の記述とわかる方向性の中で、単独的な文書への参照なしにその記述を立てようとする試みへの積極的な諦めから来ているものと考えることができる。もう一つ、専門用語を専門用語として同定する鍵となる専門語彙については、言語学や言語処理の一般的な枠組みのもとで人工的すぎると誤って見做されがちであることである。それに加えて、技術的には、専門用語集を対象に有意義なカタチで研究を進める手法を研究者が手にしていないという問題がある。

4 整理

4.1 図書館情報学と言語表現

本稿の出発点の一つは、電子的な情報流通の発展により、図書館情報学において、図書やそれに相当するまとまりとしての文書を前提として、その中には踏み込まずに文書を扱うだけでは不十分になっているという認識であった。第2節で論じた通り、文書において言語表現を認識する場合、言語学や語学とは異なり、現実に対する言明の位置付けが問われる。

実際のところ、人が日常的に接している言語表現は、文書としての言語表現である³⁹。例えば、読む行為の対象は、技術文書であり、小説であり、ノンフィクションであり、法律であって、言語学や語学学習の必要性から読むのであれば、対象が単語や文や段落であることはない。書くことも翻訳も同様である。どのようなものを翻訳しているか問われた翻訳者が“私が翻訳しているのは単語です”、“文です”などと答えるならば、ふざけて

いると見做されるであろう。言語表現の扱いにおいて例外的なのは言語学や語学なのである。

文書としての言語表現を扱う実践として翻訳や読書、執筆等がある。これらのうち、翻訳や読書についてはそれを扱う研究領域があるが、それらは文書を扱うのではなく文書に対する行為としての翻訳や読書を扱う。執筆についても同様であって、文書における言語表現の内容を捨象しないならば、とりわけ専門分野では、その分野が扱う対象の研究が明らかにする認識を言語的に表出する実践を対象化することはできない⁴⁰。しかしながらそのようにした際には、文書の特徴づける内容は失われる。この逆説的状況のためか、文書としての言語表現そのものを対象として扱う研究はまとまったカタチでは存在していない。

図書館情報学は文書を扱う。伝統的な文書の単位を前提とできなくなった現状で、文書としての言語表現を図書館情報学が扱うのは、図書館情報学という学問領域の自己規定のもとでは自然な延長でありまた論理的な必然でもある。

4.2 専門用語研究と専門用語集

第3節で論じたように、専門用語研究としての専門用語研究を立てるために専門用語の同定を研究の内部に取り込むためには、専門語彙に対応する、文書としての具体的な専門用語集を扱うことが論理的に要請される。もう一つの方向性である概念の記述を意味の記述とは別のものとして立てる方向性は、2.3で述べたように、何らかのカタチでの文書への参照を必要条件とする。従って、専門用語研究としての専門用語研究においては、いずれにせよ、文書を扱うことが求められることになる。

これは、概念を表すという専門用語の規定から必然的に導かれる帰結である。言語学者は、“ジェノサイド犯罪”の言語学的な意味を扱うとしても、概念については国際法の研究者に委ねるのであるから、言語学や語学が扱うようなカタチでは、専門用語を専門用語として扱うことは論理的にできようもない。そのため、そうした研究がな

それでも専門用語の研究であることは、実際に扱う対象が専門用語であるとして認められているものであることに支えられることになる。その観点から専門用語研究としての専門用語研究を立てようとするならば、与えられた要素が専門用語であることの判定を研究の内部に組み込むことが求められる。概念を扱うことに対して、これは外延的に専門用語の範囲を確定する課題となる。

それを扱うと称する自動専門用語抽出の検討から、そのためには専門語彙の概念が要請されること、そして専門語彙は具体的な専門用語集としてのみ外延的な対象として扱えることを確認した。そのような専門用語集は、やはり文書であるから、専門用語研究としての専門用語研究は、図書館情報学の自己規定の範囲に入ることになる。

5 終わりに：メタ科学の要請

文書は“何らかの信念の主張あるいは認識”を表明するものと規定され、文書を構成する言語表現もそのようなものとして扱われる。言語学が言うところの意味ではなく概念を表すという専門用語の定義は、専門用語が文書の構成要素であって言語の構成要素ではないことに対応している。

文書は、“何らかの信念の主張あるいは認識”を表明するものとして、歴史的に固有の存在である。統語論だけでなく意味論においても語用論においても、それぞれのレベルで形式的な適格性を問題にする言語学とはその点で全く異なる。

翻訳や読書などの文書をめぐる操作や行為ではなく文書や専門用語のようなその構成要素そのものを扱おうとする場合には、従って、必然的に、そこで表明されている“何らかの信念の主張あるいは認識”を何らかのかたちで扱うことが求められる。専門分野の文書に関しては、そこで専門的な知識が関わってくる。文書の扱いをめぐって、例えば専門性の高い文書の翻訳を、プロの翻訳者が行うべきか、その分野の専門家が行うべきかといった問い、専門用語集の編集はその分野の

専門家が行うべきか専門用語の実務家が行うべきかといった問いは、文書の操作が形式的な操作の対象ではなく、“何らかの信念の主張あるいは認識”を伴うものであり、その操作もそれを離れては行えないという理解を反映している。

ここで、文書で扱われる認識の内容を重視しそれを外部から扱うことを放棄して、その部分は基本的にその分野の専門家が扱う領域であるとするならば、文書というものの自体は対象化されないままになる。一方、内容に踏み込まないならば、そもそも文書を扱うことにはならない。

図書館情報学では伝統的に文書が文書であることの保証を外部に委ね、文書における言語表現の位置付けをめぐる問いを扱ってこなかった。専門用語研究では概念を扱うと言いながら意味を扱うこととの差異化を十分にすることができないまま、特に近年、意味のレベルで専門用語を扱う研究が発達した。いずれも、それ自体としては重要であるが、文書を扱うと自己規定する図書館情報学、そして専門用語としての専門用語を扱う専門用語研究としては、十分ではない。“何らかの信念の主張あるいは認識”を表明するものである文書を、“何らかの信念の主張あるいは認識”を表明する行為そのものに参画するのではないかたちで扱うことが必要である。これは、専門分野の文書に関して言うと、メタ科学として図書館情報学と専門用語研究を行うことを意味する。それは情報リテラシーのような標語ではなく、論理実証主義のかたちを変えた再構成の試みとなろう⁴¹。

謝辞

本研究の一部は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「専門語彙成長モデルの構築と多言語専門用語辞書拡張への応用」（24H00736）の助成を受けて行われた。内容・形式について丁寧なコメントをくださった3名の査読者に感謝いたします。

注

¹ 複数領域にまたがる議論を展開する必要上、ここでは“文書”という言葉が英語の document に対応するものとして緩やかに用いる。関連する用語とその定義には本稿では踏み込まない。

² 影浦峽 “言語と記号” 〈日本図書館情報学会編『図書館情報学事典』丸善出版, 2023〉 p. 4–5.

³ 特に関連するものを以下に挙げる。

Kageura, Kyo. “Toward the Theoretical Study of Terms: A Sketch from the Linguistic Viewpoint,” *Terminology*, vol. 2, no. 2, 1995, p. 239–257.

影浦峽 “人間の翻訳と機械の翻訳(1): 翻訳者は何を翻訳しているか?” *AAMT Journal*, no. 71, 2019, p. 14–19.

Kageura, Kyo. “The Status of Documents and Related Concepts in Translation and in Library Science,” *ALIEP 2019 Proceedings*, 2019, p. 1–13.

影浦峽 “人間の翻訳と機械の翻訳(2): 文書とはどのようなものか?” *AAMT Journal*, no. 72, 2020, p. 7–11.

Kageura, Kyo. “The Status of Terms and Concepts in the Learned Use of Language: Invoking the Wüsterian Spirit in the Era of Machine Learning,” in Drewer, P., Mayer, F. and Pulitano, D. eds. *Terminologie: Industrie, Information, Intelligenz*, Mannheim, Deutscher Terminologie-Tag, 2021, p. 3–12.

影浦, *op. cit.*, 2023.

Kageura, Kyo. “The Position of Research in Terminology and the Status of Terminologies: A Theoretical Examination,” *Asialex 2024 Proceedings*, 2024, p. 195–205.

Kageura, Kyo. “Automatic Term Processing in the Context of Translation: Theoretical and Practical Issues and Prospects.” In Wang, Q. and Qisong, Y. eds. *Frontiers in Terminology*. Harbin, Heilongjiang University Press, 2024, p. 337–368.

⁴ “言語表現”と“テキスト”は指し示す範囲が異なるが本稿の議論においては区別の必要はない。引用・参照した文献で“テキスト”や“text”が使われている場合には“テキスト”を用いる。

⁵ Lund, Niels W. “Document Theory,” *Annual Review of Information Science and Technology*, vol. 43, no. 1, 2009, p. 1–55.

⁶ Foucault, Michel. *L'Archéologie du Savoir*. Paris, Gallimard, 1969, 257p. の英語版が引用されているが、踏み込んだ議論が展開されているわけではない。関連する話題については Kageura, *op. cit.*, 2019. を参照。

⁷ Buckland, Michael K. “What is a ‘Document’,” *Journal of the American Society for Information Science*, vol. 48, no. 9, 1997, p. 804–809.

⁸ Buckland, Michael K. “Document Theory,” *Knowledge Organization*, vol. 45, no. 5, 2018, p. 425–436.

⁹ *Ibid.*, p. 428.

¹⁰ 例えば以下である。

Briet, Suzanne. *Qu'est-ce Que la Documentation?* Paris, Edit, 1951, 44p.

Lund, Neils W. “Document, Text and Medium: Concepts, Theories and Disciplines,” *Journal of Documentation*, vol. 66, no. 5, 2010, p. 734–749.

Marsh, Emily E. and Domas White, M., “A Taxonomy of Relationships between Images and Text”, *Journal of Documentation*, vol. 59, no. 6, 2003, p. 647–672.

¹¹ Briet, *op. cit.*, p. 7.

¹² Foucault, *op. cit.*, p. 39.

Lyons, John. *Language and Linguistics: An Introduction*. Cambridge, Cambridge University Press, 1981, 370p.

¹³ Dummett, Michael. *Origins of Analytical Philosophy*. London, Duckworth, 1993, 212p, p. 55.

¹⁴ ここでは機能的に文書を捉える視点は機能的に文書を捉えることを可能にする対象が常に存在することを前提とするという意味で論理的に副次的であることを踏まえ、文書を実体として捉えている。

¹⁵ 影浦峽 “翻訳を通して「言葉」を見ると?” 『自然言語処理』 vol. 19, no. 2, 2012, p. 63–64.

¹⁶ 情報リテラシーは名目としてはこれに関わるが、問題になっているのは情報リテラシーを提唱することではなく具体的な内容と実践である。

¹⁷ de Bessé, Bruno, Nkwenti-Azeh, Blaise and Sager, Juan C. “Glossary of Terms Used in Terminology,” *Terminology*, vol. 4, no. 1, 1997, p. 152–153.

- ¹⁸ 例えば、クープ・ステファニー『国際法からとらえるパレスチナ Q&A イスラエルの犯罪をとめるために〈岩波ブックレット〉』東京、岩波書店、2024. 72p.
- ¹⁹ *Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, 1948.
Rome Statute of the International Criminal Court, 1998.
- ²⁰ ここではこの点を取りわけ明確に示す法律の専門用語と概念の例を挙げたが基本的に他の分野の専門用語でも同じである。
- ²¹ de Bessé, et al. *op. cit.*, p. 152–153.
Felber, Helmut. *Terminology Manual*. Paris, UNESCO & Infoterm, 1984, 426p.
Picht, Heribert and Draskau, Jennifer. 1985. *Terminology: An Introduction*. Guildford, University of Surrey, 1985, 265p.
- ²² Kageura, *op. cit.*, 1995.
- ²³ Humbley, John. “The Reception of Wüster’s General Theory of Terminology,” in Faber, P. and L’Homme, M-C. eds. *Theoretical Perspectives on Terminology*. Amsterdam, John Benjamins, 2022, p. 15–35.
この流れの整理については以下も参照。
Kageura, *op. cit.*, 2024.
- ²⁴ *Ibid.*, p. 27.
- ²⁵ L’Homme, Marie-Claude. *Lexical Semantics for Terminology: An Introduction*. Amsterdam, John Benjamins, 2020, 263p.
- ²⁶ それ以外の研究では対象としての専門用語が専門用語であることは基本的に自明視されていると言ってよい。
- ²⁷ Kageura, Kyo and Umino, Bin. “Methods of Automatic Term Recognition: A Review,” *Terminology*, vol. 3, no. 2, 1996, p. 259–289.
Heylen, Kris and Hertog, Dirk de. “Automatic Term Extraction,” in Kockaert, H. J. and Steurs, F. eds. *Handbook of Terminology*. Vol. 1. Amsterdam, John Benjamins, 2015, p. 203–221.
- ²⁸ Kageura, *op. cit.*, 2024.
- ²⁹ Kageura, Kyo and Marshman, Elizabeth. “Terminology Extraction and Terminology Management,” in O’Hagan, M. ed. *Routledge Handbook of Translation and Technology*, London, Routledge, 2019, p. 61–77.
- ³⁰ *Ibid.*, p. 64–65.
- ³¹ Kageura, Kyo. *The Quantitative Analysis of the Dynamics and Structure of Terminologies*. Amsterdam, John Benjamins, 2012, 243p.
- ³² Kageura, Kyo. “Terminology and Lexicography,” in Kockaert, H. J. and Steurs, F. eds. *Handbook of Terminology*, vol. 1, 2015, p. 45–59.
- ³³ de Bessé, et al. *op. cit.*, p. 153.
- ³⁴ 影浦峯 “言語実務における専門用語の扱いと NLP における専門用語処理” 『言語処理学会 第 28 回年次大会 発表論文集』 2022, p. 1907–1911.
- ³⁵ Kageura, *op. cit.*, 2024, p. 200–201.に基づく。
- ³⁶ Kageura, Kyo. *The Dynamics of Terminology: A Descriptive Theory of Term Formation and Terminological Growth*. Amsterdam, John Benjamins, 2002, 263p.
ここから、図書館情報学においては、例えばある二つの対象の差異を研究する際に、どのような差異が存在するかが重要であることが導かれる。差異が存在するかどうかの確認などは第一義的には問いとして適切ではないし、それを示すために不用意に統計的検定を行うことは、統計学における検定の位置付けをめぐる問題を傍に置いたとしても、多くの場合に意味がないものとなる。
- ³⁷ 例えば、この世界の編成に対応していない法則は、単に定義上、物理学の法則ではない。
- ³⁸ DiCoEnviro : La Dictionnaire Fondamental de l’Environnement, <https://olst.ling.umontreal.ca/dicoenviro/moteur/search-enviro.cgi> (アクセス日: 2025-01-12)
- DiCoInfo : La Dictionnaire Fondamental de l’Informatique et de l’Internet, <https://olst.ling.umontreal.ca/dicoinfo/moteur/search.cgi> (アクセス日: 2025-01-12)
- EcoLexicon: Terminological Knowledge Base, <http://ecolexicon.ugr.es/en/index.htm> (アクセス日: 2025-01-12)
- ³⁹ 日常の会話における言語表現を文書とするのは一般的な文書の定義からはずれるが、位置付けとしては言語学や語学が対象とするかたちでの言語表現ではなく文書における言語表現に対応するものである。
- ⁴⁰ 文学研究は対象が言語表現であるに過ぎず、文書における言語表現ではなく文学としての言語表現を扱う。
- ⁴¹ 図書館情報学については、
Kageura, Kyo. “Library and Information Science as Metascience,” *A-LIEP 2021 Proceedings*, 2021, p. 297–307.
また、独立したものとしての専門用語研究を唱えた Eugen Wüster は、論理実証主義の流れを意識していた。Humbley, *op. cit.*を参照。

Language and document: Library and information science and terminology as a metascience

Kyo KAGEURA[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

This paper addresses two issues. The first issue is characterizing documents in comparison with language expressions studied in linguistics. In library and information science, much work has been devoted to the theoretical and practical clarification of the nature of documents. However, the nature of language expressions in documents has not been examined. The second issue is clarifying the role of terminologies as documents and their position in terminology research. From the perspective of library and information science, terminologies are considered a type of reference tool, but this perspective has not been adopted in terminology research. By addressing these two issues, this paper highlights the position of library and information science in relation to language expressions and outlines the requirements for terminology research from the point of view of library and information science.

Keywords: Document, Language Expressions, Terminologies, Metascience

研究ノート

美術館における教育普及活動の長期的プログラムの現状と課題 —担当学芸員へのインタビュー調査から—

弭書榛[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

現在の日本の美術館における教育普及活動は単発的・短期的なイベントが中心であり、深い学びを促進する点で不足があると考えられる。本研究では、長期的プログラムが参加者にとってより良い学習効果を提供する可能性について検討した。長期的プログラムを実施している2つの美術館の担当学芸員にインタビューを行った結果、以下のことが明らかになった。1. 長期的プログラムは、単発のプログラムよりも個人の学びに大きな影響を与える；2. 長期的プログラムは、美術館を中心としたコミュニティの形成にも寄与する。一方で、多くの美術館で長期的プログラムがほとんど実施されていない背景には、人的・物的リソースの不足が関係していることが判明した。このリソース不足が、長期プロジェクトの学習効果が具体的に検証されていない要因にもなっている。これらの結果から、長期的プログラムの可能性と、それを推進するための課題が浮き彫りになった。

キーワード：博物館学，美術館教育，生涯学習

目次

1 はじめに

- 1.1 背景
- 1.2 本研究の目的
- 1.3 調査の概要

2 インタビュー調査の結果

- 2.1 短期的プログラムの目的
- 2.2 長期的プログラムの目的
- 2.3 長期的プログラムの内容
- 2.4 長期的プログラムを通しての参加者の影響・変化
- 2.5 長期的プログラムから生まれた関係
- 2.6 学習効果に対する評価方法
- 2.7 長期的プログラムの現状

3 まとめと考察

1 はじめに

1.1 背景

文化庁によれば，“博物館は資料を収集して保管し，調査研究して資料の価値を評価し，その成果を展示やさまざまな手段で広く発信し，すべての人々に学びや楽しみを提供する機関である”¹。特に，学びを提供する機能は多くの場合“教育普及”といい，人々の生涯にわたる学習の機会を提供し，様々な形で博物館の研究結果を発信するという機能である²。美術館は博物館の中の一つの種類であり，美術博物館とも呼ばれる。

日本の美術館数は，令和3年10月で1305館を数える³。公益財団法人日本博物館協会の「令和元年度日本の博物館総合調査研究報告書」によると，“博物館が力を入れている活動”（表1）⁴では，全体としては“展示活動”の取り組みが一番であるが，“教育普及活動”は18%を占め，二番目に位置する。

表1：博物館が力を入れている活動

	平成9年 (N=1,891)	平成16年 (N=2,030)	平成20年 (N=2,257)	平成25年 (N=2,258)	令和元年 (N=2,314)
一番目					
1. 調査研究活動	7.8	7.3	7.0	6.8	6.8
2. 収集保存活動	17.1	11.1	9.6	10.0	8.1
3. 展示活動	59.5	61.6	63.0	62.2	64.3
4. 教育普及活動	12.4	15.8	17.2	17.3	18.0
5. レクリエーション	1.6	2.2	1.5	2.1	1.9
無回答	1.6	2.0	1.7	1.6	0.8
二番目					
1. 調査研究活動	13.4	11.6	11.1	11.1	11.6
2. 収集保存活動	30.5	24.8	23.9	21.2	20.9
3. 展示活動	22.7	22.2	21.8	24.0	21.7
4. 教育普及活動	26.2	32.4	34.6	36.9	38.9
5. レクリエーション	3.1	3.5	3.5	3.9	4.6
無回答	4.2	5.5	5.2	2.9	2.4
三番目					
1. 調査研究活動	27.3	25.1	27.9	26.4	28.3
2. 収集保存活動	22.6	26.9	25.4	28.0	26.2
3. 展示活動	9.5	8.6	8.5	7.5	8.6
4. 教育普及活動	26.9	23.4	21.8	24.3	22.1
5. レクリエーション	6.2	6.7	7.0	8.5	10.5
無回答	7.5	9.2	9.4	5.4	4.2

大きな変化として、教育普及活動に力を入れている館の増加が指摘されている。教育普及活動が活発化するにしたがって、美術館は生涯学習の場としての役割を果たし、利用者は次第に学びの主体として捉えられるようになった。

学校教育とは異なり、美術館は社会教育施設として、すべての利用者に対して自由かつ主体的に学べる場を提供する理念は、既に戦後の時代から提唱されてきた。

戦争直後の1949年に「社会教育法」が制定され⁵、1951年に博物館法が制定され、博物館を社会教育機関と位置づけた⁶。1960年代、国民が真に自主的で自立した学びを实践できるようにするために、学芸員の設置や施設環境整備に注力し⁷、1970年以降、美術館は第三世代に入り、市民の主体的な学びと地域社会での日常利用を支援する役割を担うとされた⁸。続いて1980年代、美術館は教育普及活動を通じ、“近代美術の普及”から“美術館利用の普及”へと変化したとされる⁹。1990年代には、“生涯学習への関心の高まりに伴い、美術館は社会教育機関としての役割を強化し、教育普及活動が市民生活に定着するようになった”¹⁰。

上述の教育普及活動の歴史的変遷から、美術館が社会教育の場として生涯学習の機会を提供することは、政府が人々の自主・自立的な学びと自己発展を強く求めている姿勢を反映している。一方で、アートを通じた自己学習への需要は、21世紀の今日においても衰えることがない。多くの美術館利用者が教育普及活動に積極的に参加する傾向がその証左である。しかし、現在の美術館は果たして、真に深い質の学びを実現していると言えるのだろうか。

筆者は2023年から、国立新美術館教育普及室でのインターンシップを経て、教育普及活動に関するアンケート集計業務に多く携わった。参加者にプログラムへの感想を尋ねたところ、ほとんどの参加者が“楽しかった”と記述し、アートの魅力が教育普及活動で伝わるのは好ましいが、参加者の自発的な学びや深い理解がどれほど進んでいるかは不明である。

現在の美術館の教育普及活動は、言ってみれば展覧会の補佐的な印象であり、イメージとして展覧会を来場する際に参加できる短時間のイベントなどがあると下道は述べる¹¹。教育普及プログラムの開催回数が限られ、時間も短いという課題

があることから、参加者の学習成果を得ることや、その学習効果を検証することが難しいと指摘されている¹²。

上記の単発ワークショップの限界を克服するため、体験時間を延ばす「長期的プログラム」の試みがあった。この継続的な参加により、参加者の自発的学習意識の向上や深い学びの効果が期待される。しかし、全国 82 館の美術館の教育普及現状を調査し、公開されているウェブページの内容を分析した結果、本研究ノートが定義する長期的プログラムを実施しているのはわずか5館に過ぎないことが判明した。つまり、長期的プログラムを実施している美術館はまだ極めて少ない状況であることが明らかとなった。

1.2 本研究の目的

美術館の教育普及活動がどのように参加者の学習の効果促進に寄与するかに関しては、既に多方面から研究が行われている。例としては、佐倉市立美術館の“ミテ・ハナソウプロジェクト”の鑑賞プログラムの研究から、深い学習を促すための条件と参加時間の関係性の解明が試みられている¹³。一方で、一般来館者における長期的プログラムの学習効果については、これまで詳細に論じられてこなかった。国立新美術館の“NACT YOUTH PROJECT 新美塾！”は参加者に対して長期的な実践を行ったが、学習効果の詳細な掘り下げはまだ行われていない¹⁴。

長期的プログラムを実施する美術館は依然少数であるため、本研究ではその実践に焦点を当てた。2つの事例を分析し、学芸員へのインタビューを通じて、長期的プログラムの現状やその課題を解明する。さらに、これらを基に長期的プログラムの学習効果の可能性を考察し、美術館が社会教育機関としての有効性を高める一助となることを期待する。

1.3 調査の概要

本研究では、“半年以上かつ 6 回以上の定期的な実施で、固定された参加者を対象とする連続的

な教育普及活動”を長期的プログラムと定義する。明確にこの用語を定義した先行研究がないため、現在の実践の状況を踏まえ、このように設定した。

長期的プログラムは、定期的な参加者を対象に継続的に実施され、美術館の展覧会事業とは独立している点が特徴である。また、参加者との持続的な関係を築きつつ、個人の学習時間を増やし、アーティストや学芸員といった高度な専門性を持つ人々と接する機会を提供する。これにより、参加者はアートの受動的な理解から主体的な活用、さらに日常生活への応用へと進展するといった深い学びの効果が見られる。具体的に、“以前に興味を持たなかった科目を積極的に学ぶ”、“卒業後も創作を続け、さまざまな活動を積極的に理解する”などが 2.4 で確認できる。本稿ではこれらの要素を“深い学び”と位置づけている。

具体的には、6 か月間のユースプロジェクト“NACT YOUTH PROJECT 新美塾！”（国立新美術館）と、講義・実技・鑑賞の3方向から構成される“世田谷美術館美術大学”（世田谷美術館）を取り上げた。

国立新美術館は 2007 年に設立され、当初より教育普及事業を美術館の三大支柱の一つと位置づけている。“参加し創造し交流する”をテーマに、様々な教育普及活動を実施し、人々がアートの本質に触れる機会の提供を目指している。

2022 年、VUCA (Volatility [変動性], Uncertainty [不確実性], Complexity [複雑性], Ambiguity [曖昧性・多義性]) の時代とも呼ばれる現在においての若い世代が、“いつの時代にあっても価値やあり方の確実性に問いを投げかけてきたアートと出会い、日々感じている違和感や好奇心を探求し、表現する場を提供するため、10 代の中高生を対象とした新しいプロジェクト「NACT YOUTH PROJECT 新美塾！」”¹⁵を立ち上げた。

国立新美術館の特徴である“アーティスト・ワークショップ”を元に進化した新美塾の活動内容は鑑賞教育と造形ワークショップの外にも、オンライン＋オフライン両方開催の集会在毎月開催される。また、“ミッション”と呼ばれる通信教育キットや、“ラジオ”というコンテンツも設けられ

ている。2022 年度には 6 ヶ月間、計 13 回の集会、計 10 個のミッションや、計 17 回のラジオが行われた。

一方、世田谷美術館は、教育普及活動が盛んになった 1980 年代に登場し、日本初期の美術館教育普及事業を積極的に推進した美術館の一つである。多くの世田谷区民の“継続的な講座を望む”声に応え、開館前から大場区長の意志のもと構想され、世田谷区文化課の要請により、開館 2 年目の 1987 年に世田谷美術館美術大学が開講された¹⁶。

世田谷美術館の教育普及活動を通して、受講者は美術館を自らが作る体験ができる場所として認識することができた。またそれ以上に、作り、考えるというプロセスの中からも新たな視野を得ることができたと受け止めた。毎年の講座は 60 人を定員とし、毎年 5 月から 12 月までの期間で、毎週火曜日と木曜日に 2 回の授業が行われている（コロナ禍では中止や変則的な開講となった）。講座の講師は大学講師、評論家、現役アーティストなどが担当していることが特徴である¹⁷。美術大学の講座内容は、講義、実技、ワークショップ、鑑賞会を組み合わせ、様々な側面からアートの本質を考える総合的な授業である。

2023 年 7～12 月に、“新美塾”や“美術大学”を実際に見学した後に、現在これらの長期的プログラムを担当する学芸員 2 人（国立新美術館・吉澤菜摘氏、世田谷美術館・吉田絵美氏）に対し、表 2 の質問事項に基づき、1 時間ほどのインタビューを行った。両氏からは、氏名の公表も含め、調査結果公開の承諾は得られている。インタビューの目的は、長期的プログラムの現状、学芸員の意識・役割および参加者の学習への影響について、調査・探求することである。

インタビューは、予備調査を通じた質問項目に基づき、半構造化面接法を用いて行った。その記録を逐語的に書き起こし、フレーム分析法¹⁸により分析した。今回の分析では、理論枠組みに基づいて回答を分類（例：動機、学習効果）し、理論との一致・不一致を比較し、共通点や特異な現象をまとめ、最終的に理論の検証や修正を行った。

2 インタビュー調査の結果

2.1 長期的プログラムの目的

長期的プログラムを分析する前に、まず現在の美術館で主流となっている短期教育普及プログラムに着目し、その目的について考察する。短期

表 2：学芸員へのインタビュー時の質問項目

-
1. 長期的プログラムを作ったきっかけはなんですか？
 2. 長期的プログラムの目的・目標について教えてください。
 3. 長期的プログラムの運営形式について教えてください。
 4. 長期的プログラムと単発ワークショップの違いはありますか？
あればそれについて教えてください。
 5. 長期的プログラムではどんな学習内容を設置していますか？
 6. 長期的プログラムに参加した方にどんな変化が起きましたか？
 7. その変化はなぜ起こったと思いますか？
 8. その変化を検証していますか？
 9. 長期的プログラムが少ない現状についてどう思いますか？
 10. 長期的プログラムをどのように企画しますか？
 11. 実施するそれぞれの段階で乗り越えたことはなんですか？
 12. 将来も長期的プログラムを続けて実施したいですか？それはなぜですか？
-

的プログラムがどのような意図で企画されているのかを把握することが比較を進める上で重要である。

吉澤：国立新美術館のワークショップを大きく分けると2種類があって、アーティスト・ワークショップは人数が少なめで、長時間をかけてぎゅーっとやるんです。それ以外に、もうちょっと気軽に参加できて、制作を体験するワークショップをやっています。いろいろな層の人に、気軽に美術館に足を運んでほしい、アートについて深く思考するというよりは、もうちょっと美術館で過ごす時間を楽しんでもらうためのワークショップです。

吉田：短期的プログラムとして、一般向けに様々な単発ワークショップを行っています。気軽に美術館で創作体験をしてもらいたい、作品を鑑賞するだけでなく創作ができる場（地下創作室）もあるということを知ってもらいたい、ということが主なねらいです。また、世田谷美術館のボランティアである“鑑賞リーダー”が発案したプログラムであることも重要な特徴です。

学芸員の発言から、現在の短期的プログラムの非常に重要な目的の一つが、美術館での楽しい経験を増やし、より多くの利用者を引き寄せることであると分かった。これにより、利用者の学習要求にはまだ大きな差があることを明確にした。深い学びを求めている一部の利用者がいる一方、大多数はまず芸術に触れ、感じる段階に留まっていることが示されている。

2.2 長期的プログラムの目的

では、長期的プログラムはどのような目的で設立されたのだろうか。

吉澤：実は国立新美術館は、中高生向けのプログラムがあまりできていませんでした。ワークショップも実施回数としては少ない

です。（中略）10代という若い世代、自分の心とか体とか、将来のこととかを今作り上げている途中の世代が、アートとアーティストに出会うことで、自分の力にもなるし、社会にだんだん出ていく上でいろいろ出会う課題に取り組んでいく、乗り越えていくための創造的な力をつけてもらいたいと思ってやっています。それから、学校とは違う場所、体験を提供したいという思いはあります。

吉田：“美術大学”は開館前から実施が決まっていたそうです。開館年（1986年）に前身の講座が実施され、翌年から半年間にわたる長期の講座となりました。それから毎年開講しています（筆者注：改修工事等の休館年を除く）が、現在は“美術ってなんだろう”と美術の本質を探ることを目指したカリキュラムを組んでいます。（中略）講師も、アートに対する考え方や価値観や重要視している部分があえて異なる方を意識的に依頼しています。（中略）アートってひとつの正解があるわけではないということを考えてもらいたいんです。（中略）単に創作技術を習得するための講座として運営しているのではなく、美術館にしかできないこと、美術の本質に迫る施設だからこそできることを追求しながら実施しています。（中略）美術館は社会教育施設でもあるので、生涯学習の場として、学校教育とは違う角度や方針でやれることもポイントです。

上述の発言から、長期的プログラムは短期的なものより深く掘り下げられ、単なるアートの体験を超え、参加者の個人的成長や自己内発的な学習を重視していると言える。これにより、美術館は社会教育施設として生涯学習の場を提供する役割を深刻に果たしていると考えられる。

2.3 長期的プログラムの内容

長期的プログラムのカリキュラムは体系的な学習内容構造の役割を果たしている。より深い質の学びを追求したい人がいかにその目標を実現し、より良い学習効果を得るかは、プログラムの内容設定と密接に関連している。

吉澤：よく下道さん（筆者注：塾長の下道基行氏）が、新美塾では技術とか、考え方を教えることはしませんとおっしゃっているのですが、美大とか予備校みたいに、通うことで何かスキルが身につくわけではないんです。とにかく、その子たちがこれまでの生活の中ではしていない、いろいろな美術の体験をしてもらいたいと思うんです。

吉田：美術の面白さとはなんだろう、という問いに向き合い続けたいと思っています。（中略）いろんな角度から学ぶ必要があるなど。美術史を学ぶことで美術に対する考えが豊かになるかもし、社会と美術の関係性や、美術が他分野の芸術とどう関わりをもってきたとか、音楽・パフォーマンスとかも含めて美術って様々なジャンルと横断しているというのがあると思いますし、実技をやってみることで鑑賞体験も深まると思います。いろんな側面から取り組んでみて、美術ってどういうことなのかと考えられるようなカリキュラムを目指しています。

長期的プログラムの内容は通常は単一ではなく、実施方法も多様であることがわかった。また、短期間で達成できる技術の習得に比べて、長期的プログラムの内容は参加者自体の学習とその無意識的な変化に重点を置いている。これにより、長期的プログラムは参加者の視野を広げ、いろいろな美術体験を通して潜在的な興味を刺激し、さらなる内発的な学習モチベーションに転換する可能性があると考えられる。複数回の実施と多様性のある内容設定の上、質の深い学びの基盤を提供していると言える。

2.4 長期的プログラムを通しての参加者の影響・変化

では、実際に長期的プログラムに参加した人々は、そのプロセスを通じてどのような変化や影響を受けたのだろうか。

吉澤：新美塾の場合は半年間、ミッションに繰り返し取り組んで体験を重ねるので、参加者が自分がある世界や日常に向ける目線や考え方がすごく変化していくと思います。新美塾に参加して下道さんと関わることによる影響という意味では、すごく経験の幅が広がっているはずです。（中略）日常にあるものが自分にとって何なのかを考える力がすごくついていっていると思います。（中略）新美塾はそういう全体的な人間の力がつく場所になっていて、そういうところに影響しているのかなと思っています。

吉田：（美術大学を）修了後に自主映画を作っている方たちもいるんです。美術大学の実技授業には、絵画や彫刻だけでなく、映画のワークショップが3日間組み込まれています。美術大学で初めて映画制作を体験し、のめり込む方もいらっしゃる。影響力は大きいと感じています。（中略）全必修型の半年間のカリキュラムであることで、美術の新たな側面に広く触れることはできているのかなと。60代以上の受講生が多いですが、長い人生で培われた価値観は揺るがなくても、新たな行動の動機にはつながっていると感じます。

長期的プログラムでは、多岐にわたる内容と形式を通じて、参加者のアートに対する認識は比較的長い期間で絶えず変化している。さらに、個人差があるため、これらの変化には差異があり、独自に進展している。

これにより、参加者は最初、受動的にアートやその背後にある表現を理解する段階から、徐々に主体的になり、さらにそれを日常生活に応用し、

行動するようになると説明されている。これは短期プログラムでは達成が難しい、より深い学びだと考えられる。

この一連の進展する内在の変化が、参加者の日常行動に反映されている。その結果、インタビュー中に挙げた事例として“以前に興味を持たなかった科目を積極的に学ぶ”“卒業後も創作を続け、さまざまな活動を積極的に理解する”などの現象が生じているのではないだろうか。こうした影響は一朝一夕では与えられない。同時に、一部の変化が単発的な教育普及活動で実現できたとしても、短期間ではその変化を判明することは難しいとされている。

2.5 長期的プログラムから生まれた関係

インタビューでは、長期的プログラム自体がもたらす学習効果に加えて、2名の学芸員がプログラムを通じて生まれる関係についても言及していた。

吉澤：半年間で下道さんと参加者との関わりがすごく深くなるし、参加しているユースたち同士も交流していくことになるので、
(中略)自分と同じ世代の多様な考えを知る機会になっていると思います。本当に学校以外の場所ができるという感覚だと思います。新たな居場所にもなるんだと思います。(中略)数は少ないですが、高校生の時に新美のワークショップに参加した子が、大学生になってボランティアさんになってくれたことがあります。

吉田：美術大学で半年間、週2回通われることで、しだいに美術館へ親しみを感じてくださる方が多くいらっしゃいます。1990年代に“修了後もまだ関わりたい”という受講生の声があがったことで、鑑賞リーダー（ボランティア）制度も発足しているんです。何度も通ううち“自分たちの美術館”という意識が生まれ、職員のお手伝いではなく、美術

館でできる面白いことを常に考えてくださる。ボランティアが美術館を作っているともいえる欠かせない存在です。

このように、長期的プログラムは確かに強力な関係を築くことができると言える。この強い関係は主に2つの側面に現れる。一つは参加者同士の関係であり、もう一つは参加者と美術館との関係である。

前者の場合、長期的プログラムによって参加者同士や参加者とアーティストとの間で強力な相互刺激が生まれ、多角的な視点からお互いに影響を与え、学び合う効果がある。さらに、美術大学の場合では、卒業生が同好サークルを結成したり、同級生の展示を定期的に企画したりするなど、コミュニティとして形成された自主的な学びが進化していく様子が見られる。

後者の場合は、美術館と地域を緊密に結びつける助けになった。長期の接触によって生まれる関係の進展はプログラム終了後も美術館を利用し続け、積極的に美術館に貢献する動機が呼び起こされた。

2.6 学習効果に対する評価方法

次に、長期的プログラムの学習効果に対し、美術館側が実施している評価方法について検討していく。

吉澤：参加者に現れる変化は長期的に現れてくるものだと思うので、なかなか数字で測るのが難しいなど。終了後に保護者の方にアンケートしたり、参加者にも半年ぐらいたってからアンケートしてみて、卒業した後の変化を追っていくことで、何らの客観的な評価ができないかと思っています。記録集では、やったことを全部載せてはいますが、どのような変化や成果があったのかを客観的に示せてはいません。

吉田：修了時に受講生にはアンケート回答をお願いしていますが、アンケートのデータ以上に、修了後の長期的なかわりや活動が評価といえるのではないかと感じます。修了生対象の“ステップアップ講座”にどれくらい参加してくれているか、また“同期会”が存続していることや、鑑賞リーダーへの参加割合などがそれに値するのではないのでしょうか。

これらの発言から、現段階では美術館が長期的プログラムにもたらす効果についての検証が意図されているが、具体的な効果についての分析がまだ充分に行われていないのだと言える。理由は以下2点のように考えられる。

まず、現在の美術館の評価方法は主にアンケートなどの量的研究に依存しており、参加者の具体的な変化を十分に捉えることが難しい。将来の研究では、学習効果の検証には主にインタビューなどの質的研究を行い、調査アンケートを補完する方法が採用できるだろう。

次に、思考などの目に見えない変化はしばしば具体化にかなり時間を要する。この点については、卒業してから何年か経過した参加者に対するフォローアップ調査を行うことで、改善される可能性があると考えられる。

2.7 長期的プログラムの現状

現在、日本の美術館が行っている教育普及活動の中で、長期的プログラムはまだ非常に少ないといえる。この状況について、2人の学芸員はどのような考えを持っているのか。

吉澤：正直、やむを得ないと思っています。国立新美術館は比較的、日本の中でも大きい美術館です。(中略)その新美でも専任の教育普及スタッフは3、4人で、この人数で新美塾をやるのは本当に大変だと思っています。それに加えて、今までの事例が少ないので、その実績やこういうことをやることによる

成果、効果というのがわからない。(中略)“あ、こういう成果が出てくるんだ”ということが、世間や業界内にもわかってくると、また違う動きが出てくるのではと思っています。

吉田：長期プログラムの運営は、専任の教育普及担当がいなければ、業務のボリュームや質の維持の観点からしてもなかなか厳しいと思います。一方、単発プログラムでは得られない長期プログラムの効果や影響は非常に大きいです。(中略)美術館のミッションとして長期プログラムを継続していく限り、如何にそれをよくしていくか、数年前に先輩から引き継いだ担当者として考え続けたいですし、開館前から構想を持っていた行政にも助けられていると思います。

これらの2人の学芸員の発言からは、長期的プログラムが非常に重要な意義を持っている一方で、現在はいくつかのやむを得ない課題に直面しており、それが長期的プログラムの実施を難しくしていることが示唆されている。

まず、美術館の教育普及事業においての人手不足の問題がある。この問題について以下の2点が考えられる。

第一に、長期的プログラムを展開するには相当な労力と時間がかかる。教育普及担当の学芸員が非常に限られている状況で、教育普及活動の種類を豊富にし、かつ多くの人が参加できるようにするためには、重点を単発の教育普及活動に置かざるを得ない。また、人手不足も、2.5で提起された参加者個々の学習効果の検証が難しい理由であると推測できる。

第二に、長期的プログラムの計画、たとえばカリキュラムの設計には3～5年といった長期の展望が必要である。現在、美術館の学芸員の人員は流動性が大きく、常勤の学芸員が極めて限られている状況で、長期的プログラムに専念できる学芸員は非常に限られた存在ではないだろうか。次に、運営に関する資金の問題である。長期的プログラムは人的・物的リソースの両方に多くの投資が必

要であり、これらの資金と労力はごく少数の人々にしか投入されない。発言から得られる情報によれば、発言から得られる情報によれば、“美術大学”は行政の提案で始まり、現在も自治体の補助金に支えられている。事業予算の確保により、30年以上の長期プログラムが継続可能となっている。

一方で、新美塾の場合は美術館が提唱したプログラムであり、美術館の資金が限られている現状であるため、外部の支援が必要な場合もあると予測される。良好な成果が得られない場合、資金分配で優位性を確保するのは難しい傾向があると考えられる。また、2.6で述べたように、長期的プログラムは短期間で成果を検証することが難しい。これが資金を確保してプログラムを運営する上での課題と言える。

3 まとめと考察

筆者は、現在的美術館が主に提供している単発の短期プログラムでは、参加者により深い個人学習の機会を十分に提供できないという課題に着目し、学習回数を増やす長期的プログラムの可能性を探究した。そして、長期的プログラムを担当する2名の学芸員へのインタビュー調査を行うことで、単発の短期的プログラムが中心という現状の原因、長期的プログラムが参加者にもたらす影響、長期的プログラムの課題という3点に焦点を当てて考察した。

まずは、単発の短期プログラムが中心という現状の原因について、主に以下の2つを指摘した。

第一に、教育普及活動の非独立性である。教育普及活動はここ数十年で大きく発展したが、美術館の主要な業務は未だ展覧会の企画・実施である。そのため、現在の教育普及活動は、大抵展覧会を中心に展開されることとなり、展覧会に関連するイベントとして展覧会体験の向上に寄与しているが、教育普及活動が展覧会に依存している。言い換えれば、教育普及活動自体に独立性が不足している傾向がある。

第二に、美術館の教育普及活動の重要な目的の一つが、来館体験を通して来場者を増やすことで

ある。そのため、より気軽に参加でき、より参加者数を多く受け入れられる単発の教育普及活動が積極的に展開されている。

このような課題があるため、展覧会から独立した教育普及事業、その中で長期的プログラムに焦点を当て、国立新美術館と世田谷美術館の2つのケースについて調査と分析を行った。そして、これら2つの長期的プログラムの現状や参加者への影響をさらに理解するために、担当者である2人の学芸員にインタビュー調査を実施した。

調査を行った結果、まず、長期的プログラムが参加者にもたらす影響について以下の2点が挙げられる。

第一に、長期的プログラムは短期的プログラムでは達成できない、参加者に対する深い学びの効果をもたらす。実際の実例を通じて、参加者は最初の受動的にアートやその背後にある表現を理解する段階から、徐々に主体的になり、さらにそれを日常生活に応用するようになる。質の深い学習は、長期的プログラムを通して提供できると考える。

第二に、長期的プログラムは美術館を中心とするコミュニティの形成を促進できる。長期の接触で生まれる参加者同士または参加者と美術館の相互の信頼関係は、美術館を参加者の居場所とすることができる。一方で、プログラムによりつくられるコミュニティが存在するため、個人の孤独感を減少させ、ウェルビーイングの維持にも効果があると考えられる。

これらの課題を解決するために、本研究では、参加者の学習効果を深くさせ、かつ持続的な関係を構築するような新たな“長期的プログラム”の必要性を提案した。

さらに調査結果から見てきたのが、2点の長期的プログラムの課題である。

第一に、現在、多くの美術館は長期的プログラムの展開は難しいと考えられる。これは、美術館の教育普及を担当する学芸員が人手不足であり、かつ長期プログラムを運営するための資金が十分でないことと関連している。行政のサポートや

専任の常勤学芸員がいない状況で、長期的プログラムを展開することは非常に難しいと言える。

第二に、長期的プログラムが参加者に与える学習効果については、まだ十分な検証が得られていないと考えられる。これは、長期的プログラムがもたらす思考上などの目に見えない変化は、しばしば具体的な形で表れるまでに相当な時間を要するので、半年の期間内では、これらの影響を捉えることは難しいと言えるからだ。

また、現在の美術館の評価方法は、主にアンケートなどの数量的な調査に頼っており、参加者の具体的な変化を十分に把握することが難しいという理由も挙げられる。これに対し、今後は、主に質的研究を中心にし、量的研究と組み合わせた手法を用い、参加者へのインタビュー調査という研究方法で行う予定である。

長期的プログラムの影響が反映されるまで時間がかかるため、調査対象は参加者だけでなく、卒業生も含め、長期的プログラムに参加してから数年後の追跡調査も行うことを通して、学習効果をさらに探究していきたい。例えば、参加者の活動過程の一部を録画して分析し、段階的なアンケート調査やインタビューを実施することも考えられる。これらの研究を通じて、美術館における教育普及活動の内容を改善できるよう貢献していきたい。

注

¹ 文化庁博物館総合サイト。“博物館ってなに？” 入手先 URL: <https://museum.bunka.go.jp/museum/> (アクセス日: 2024-12-13)

² *loc. cit.*

³ 文部科学省総合教育政策局調査企画課。“令和3年度社会教育統計(社会教育調査報告書)の公表について” 入手先 URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1419659_00001.htm (アクセス日: 2024-12-20)

⁴ 日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』文化庁, 2018, p. 13-15.

⁵ 伊藤長和“日本の社会教育・生涯学習—その特質と課題—”〈小林文人・伊藤長和・李正連編著『日本の社会教育・生涯学習—新しい時代に向けて』大学教育出版, 2013〉p. 4-7.

⁶ 文化庁, *op. cit.*

⁷ 新海英行“戦後社会教育の生成と展—改革から反改革—”〈小林文人・伊藤長和・李正連編著『日本の社会教育・生涯学習—新しい時代に向けて』大学教育出版, 2013〉p. 37-39.

⁸ 伊藤寿朗“現代博物館考”『調査季報』vol. 94, 1987, p. 6-7.

⁹ 菖蒲澤侑“美術館の教育普及機能の変遷と展望”『美術教育学研究』vol. 48, no.1, 2016, p. 235.

¹⁰ 遊免寛子“兵庫県立美術館の教育普及史：兵庫県立近代美術館時代”『兵庫県立美術館研究紀要』vol.11, 2017, p. 57.

¹¹ 下道基行“中高生向けの‘表現の塾’を作る”〈国立新美術館・下道基行編集『NACT YOUTH PROJECT 2022 新美塾！記録集』国立新美術館, 2023〉p. 6.

¹² 菖蒲, *op. cit.*, 2016, p. 233-240.

¹³ 熊谷薫・石幡愛編『佐倉市立美術館ミテ・ハナソウ・プロジェクト事業評価報告書』ミテ・ハナソウ・プロジェクト連携実行委員会, 2018, p. 8-10.

¹⁴ 国立新美術館・下道基行編集, *op. cit.*, 2023, p. 56-61.

¹⁵ 山際真奈“新美塾！前夜”〈国立新美術館・下道基行編集『NACT YOUTH PROJECT 2022 新美塾！記録集』国立新美術館, 2023〉p. 4.

¹⁶ 世田谷美術館編集『世田谷美術館年報』世田谷美術館, 1988, p.52.

¹⁷ 上村武男“世田谷美術館‘美術大学’の実践—講座を受講した体験からの報告—”『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』vol. 23, 2013, p. 68.

¹⁸ Semetko, Holli A. and Valkenburg, Patti M. Valkenburg. “Framing European Politics: A Content Analysis of Press and Television News,” *Journal of Communication*, vol. 50, no. 2, 2000, p. 93-109.

The current state and challenges of long-term educational programs in art museums: An interview-based study with program educators

Shuzhen MI[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

Education programs in art museums are often short-term events that may lack the depth needed to foster profound learning. This study examined the potential of long-term programs to improve learning outcomes for participants. Interviews with educators from two art museums that run long-term programs revealed the following insights: (1) Long-term programs have a greater impact on individual learning compared to one-off events; (2) They also contribute to the formation of communities centered around the art museum. However, the lack of long-term programs in many museums is linked to insufficient human and material resources. This resource shortage also hinders the concrete evaluation of the learning effects of long-term programs. These findings highlight the potential benefits of long-term programs, as well as the challenges that must be addressed to implement them effectively.

Keywords: Museology, Museum Education, Lifelong Learning

2024 年度 研究室活動記録

オープンラボ記録

本年度のオープンラボは 2023 年度と同様に、対面・オンライン併用のハイフレックス形式で行われ、大学院生によるコース紹介と個別相談を実施した。

<実施概要>

◆日時：2024 年 5 月 29 日（水）14:50-16:20

<コース紹介>

青木海ジェームス（図書館情報学研究室）
林知里（社会教育学・生涯学習論研究室）

ワンデーセミナー記録

図書館情報学研究室と社会教育学研究室の研究交流を目的として、対面・オンライン併用のハイフレックス形式でワンデーセミナーを実施した。前半では両研究室の OB/OG による研究、キャリア等に関する発表が行われ、後半の座談会では教員、大学院生を交えて、様々な内容の質疑応答が行われた。

<実施概要>

◆日時：2024 年 9 月 3 日（火）13:00-16:00

◆開催形式：対面・オンライン併用

◆発表者：新井庭子，歌川光一，豊田瑠璃，宮本愛

講義内容一覧

（図書館情報学研究室）

【図書館情報学総合研究】担当：教授・影浦峽

本講義は、図書館情報学の学習と交流を目的とした場である。基本的に隔週で開催され、毎回 2～3 名の図書館情報学研究室所属の大学院生が自身の研究進捗について発表を行う。発表後には、研究室の教員や他の院生からの質疑応答が行われ、参加者全員が図書館情報学分野における研究方法や内容への理解を深めるための意見交換を行う。

発表される研究テーマは多岐にわたり、大きく図書館系と情報系の分野に分けられる。例として、図書館系では日本の公共図書館読書相談サービス、公共図書館目録事業、公共図書館蔵書構成、サブジェクトライブラリアン、パスファインダーの役割、大学のラーニングスペースに関する研究などのテーマが挙げられる。情報系では「情報」という概念をめぐる、言語学ではなく図書館情報学視点からの翻訳や、専門語彙と関連するコーパスの構築、教科書における画像と図表の役割に関する研究、言語構成技術、および理解の技術と関わる研究などのテーマがある。今年度は修士課程の卒業生がいなかったため、例年実施している修士論文検討会は開催しなかった。

【図書館情報学研究方法論】担当：教授・影浦峽

本講義の目的は、研究に必要な道具立てとしての方法論を身につけることである。技術系、対人系、記述系に分かれ、各グループで研究に必要な方法論を学んだ。

技術系グループでは、主に自然言語処理技術を用いて研究するメンバーで、自然言語処理技術を概観するべくウェブで公開されている言語処理 100 本ノックを Python を用いて行った。後半では、自分の研究に関連する技術の紹介を行った。対人系グループは、対人実験やインタビューを用いて研究するメンバーで、サトウタツヤら編『質的研究法マッピング』を輪読した。担当する章のレジュメを準備し、テキストの内容や内容に対する質問、自分の研究に活かせるようなことを発表した。

記述系では、言語表現を観察しその様態を記述する研究を行った。記述の対象として、高崎金久『学んでみよう！記号論理』日本評論社、2014、を輪読し、対象の主題である論理学と、主題を理解するために必要な言語表現の在り方の記述を検討した。

【図書館情報学理論研究】担当：准教授・河村俊太郎

本授業では、図書館情報学に関わる博士論文で作成した本の購読を通じて、文献の内容を理解するとともに、文献の読み方や、論文の書き方などを学んだ。購読した本は、『「第三の場」としての学校図書館：多様な「学び」「文化」「つながり」の共創』、『教養・読書・図書館：ヴァイマル・ナチス期ドイツの教養理念と民衆図書館』、『読書装置と知のメディア史：近代の書物をめぐる実践』である。具体的には、受講生が担当する本に対して、事前にレジュメを用意して発表を行い、発表した受講生自身がわからなかったことや他の受講生がわからなかったこと、文献の書き方や内容に対する意見を、議論を通して討論していった。

【図書館情報学論文指導】担当：教授・影浦峽、准教授・河村俊太郎、講師・宮田玲、客員准教授・池内有為

論文指導は各院生がその担当の指導教員と個別に行った。各院生は研究の進捗を資料にまとめ、指導教員から内容及び研究の進め方に関する指導を得た。修士論文と博士論文を執筆したほか、院生は進捗に応じて論文投稿を行った。また、M1 と D1 の研究ゼミでは、文献検索やスケジューリングなど、具体的な研究進行方法を学び、修論や博論の第2章に相当する関連研究のレビュー論文をまとめるスキルを磨くことが主な活動となっていた。

【情報媒体構造論】担当：講師・宮田玲

2024 年度の情報媒体構造論では、辞書・事典とかのレファレンスブックの形式的・内容的構造とはということという問いを念頭におき、具体的な分析を通じて、分野の知識がいかなる形で編成されているのか、そのためにどのような技術が使われているのかを理解した。

講義の前半では、辞書学分野の教科書である、Svensén, Bo. A Handbook of Lexicography: The Theory and Practice of Dictionary-Making. Cambridge University Press, 2009. (当該文献の第4章, 13章, 14章, 20章, 21章, 22章, 23章)を輪読して及びレファレンスブックの評価観点(長澤・石黒

2020)を参考にレファレンスブックリストの作成と評価した。受講生が事前に内容をまとめた資料を作成し、講義内で担当者が内容の発表を行い、理解の確認と受講生間のディスカッションを行った。講義の後半では・前半で扱った知識・用語法を振り返って、レファレンスブック分析課題のレジュメの作成し、発表を行った。毎回の発表者が一名のコメンテーターを内容に対する意見を、議論を通して討論していった。

【学術コミュニケーション論】担当：客員准教授・池内有為

本講義の目的は、受講生がアカデミアの一員として、より良い学術コミュニケーションや科学研究のあり方について考えを深めることである。講義は対面を中心として、部分的にオンラインが利用された。学術コミュニケーションに関するトピックを解説した上で、その論点について小グループで議論し、その結果を全体に対して共有する形で進められた。

6月17日から21日に開催された Japan Open Science Summit 2024 には全員がセッションを選択して参加し、講義で参加したセッションの概要と論点を受講生が報告した。受講生の研究テーマは多様であったが、(1)アカデミアの理論を現場に実装しようとする研究、(2)事例研究や実践から理論構築を行う研究があり、それぞれの難しさが共有された。この議論を深めるため、特別講師2名による講義が行われた。(1)は人間文化研究機構の大井将生特任准教授による教育とデジタルアーカイブの接続、(2)は総合地球環境学研究所の近藤康久教授による超学際研究をテーマとした考古地理学のオープンサイエンスについての講義をふまえて議論が交わされた。

【情報可視化の理論と実践】担当：非常勤講師・朱心茹

本授業では、情報可視化をテーマとして、記号操作の技術を取得することを目標として、授業が展開された。授業形態は対面とオンラインを併用して実施され、授業の流れとしては、前

半に講義を通してその日のトピックを学び、後半で Python を用いたプログラミング演習を行う、という形で進められた。

情報可視化に関しては、問いの設定、データの取得と整理、探索的可視化、説明的可視化といった一連のプロセスの位置づけと具体的な実行方法を学んだ。また、可視化の作業では、データと視覚記号を適切に結びつけることでデータを説明・解釈しやすい形に変換することを目指した。また、後半の授業回では、前半授業の講義・演習で取得した情報可視化に関する知識とプログラミングのスキルを活用して、各自が関心のあるトピックに基づいて問いを設定し、情報可視化作品を作成した。最終回では、受講生各自が作成した情報可視化作品を発表し、ディスカッションを行った。

（社会教育学・生涯学習論研究室）

【生涯学習論基本研究Ⅰ】担当：教授・牧野篤

本ゼミは、社会教育学および生涯学習論を学び、研究するための基礎的視点を形成することを目的とし、「社会教育のとらえ返し」をテーマに議論を進めた。今年度は、担当教員である牧野篤教授の定年退職前最後の学期という節目にあたり、戦後の社会教育・生涯学習の理念や機能について、どのような社会的背景や要請に基づいて議論が展開されてきたのかを、参加院生が要点を提起し、それを基に分析・検討を行った。

ゼミでは、牧野篤教授の著書『発達する自己の虚構：教育を可能とする概念をとらえ返し』

（東京大学出版会、2022）をテキストとして用い、各章ごとに受講生が準備した論点や疑問点を発表し、議論を展開した。本書が提示する発達概念の省察、資本制社会の在り方、そして対自性と再帰性などのテーマを中心に引き上げ、それらが現代社会および社会教育を考える上で持つ意義や課題について多角的に検討を行った。これにより、教育と社会の関係性に関する理解を深める機会となった。

また、議論を通じて、受講生は各自の研究関心を反映させた質疑や討論を活用し、社会教育

における理念や課題についての理解を深めた。さらに、これらのテーマを通じて、教育や学習という営みが社会変化の中で果たす役割を再評価し、今後の実践に向けた視座を共有する場として機能を果たした。

【生涯学習論特殊研究Ⅱ】担当：教授・李正連

本授業では、社会教育学・生涯学習論を学び、研究するための、院生各自の基本的な視点・研究の枠組み・方法論の形成に向けた基礎的な訓練とその発展を目的として、以下の文献の購読と検討を行った。

1. 宮原誠一『宮原誠一教育論集』国土社、1976、p.7-183.
2. 吉田昇著作刊行委員会編『吉田昇著作集 2 共同学習・社会教育』三省堂、1981.
3. 佐藤一子編『地域学習の創造 地域再生への学びを拓く』東京大学出版会、2015.

授業は対面とオンラインのハイブリッド形式で行い、各回の文献担当者の要約と論点の提案を中心としつつ、講読票をもとに全受講者から感想や論点を出し合い、多様な研究テーマを土台として幅広い内容が提示された。社会教育学・生涯学習論に関する古典的な文献を通して、時代背景に基づいた考察や現在の感覚にも通じる学びのあり方についての議論が展開された上で、実践事例や各自の実感をもとに、現在の社会の様相を踏まえてそれらを捉え返し、これからの社会や人々のあり方における社会教育学・生涯学習論の可能性や課題について活発な議論が行われた。

【生涯学習論論文指導】担当：教授・牧野篤，教授・李正連

本ゼミは、研究室に所属する大学院生が各自の研究を報告し議論する場として開講されており、各回1-2名の院生による研究報告が行われた。本年度も引き続きハイフレックス形式で実施し、遠隔地あるいは業務の関係で対面参加が困難な院生や、普段の授業では顔を合わせることがあまりない博士課程の院生もオンライン参加する

ことにより、多様な質問やコメントが交わされた。

前期は本年度からゼミに参加された修士および博士課程の院生による研究計画の共有が行われた。後期は修士2年の院生による修論の現況報告と博士課程院生による学会発表準備のための報告とディスカッションが行われた。教員からは、院生自身では気づきにくい、思考の前提についての問い直しや、定義の精緻化を促す助言があり、それを受けての議論が展開され、また、院生自身が構想を見直し思考を深めるきっかけとなった。

【プログラム評価論】担当：非常勤講師・安田節之

「プログラム評価論」で扱う「プログラム」とは、「社会貢献や教育的な目的を持ち、人が中心となっていく実践的な介入活動」を指す。この授業では、教育機関、地域コミュニティなどで行われるプログラムの結果や効果を評価し、その質を向上させるための方法論を学ぶ。プログラム評価では、社会調査や実験心理学、心理測定といった手法を活用し、実証的にその効果を評価することが求められる。

授業は、講義とディスカッション、グループワークを通じて進められる。今回の授業では、昭島市公民館の多文化共生講座プログラムと柏市のドラムサークルプログラムが選ばれ、それぞれに評価フレームワークを適用して、問題分析やステークホルダー分析、ロジックモデル作成を行った。このような実習を通して、プログラムの効果や課題を評価する方法を学ぶことができた。参考書として、安田節之著『プログラム評価：対人・コミュニティ援助の質を高めるために（ワードマップ）』（新曜社、2011年）を使用した。

【コンパッションに支えられたコミュニティ概念と実践】担当：非常勤講師・堀田聡子

本講義では、生老病死をめぐる苦難や苦悩に突き動かされた具体的なアクションに結実する人間的な応答としての「コンパッション」に支

えられたコミュニティ・コンパッション都市の広がりに着目し、テキストを用いた理論と国内外における先進的な緩和ケアモデルの実践を学んだ。各回の講義ではケアをめぐる関係性における、具体的なケースを検討し、受講生と議論・共有を繰り返すことを通して、医療分野に任せきりにせず地域コミュニティが果たすケアの機能について考えを深めることができた。最終回では、「コンパッション都市」を提唱したアラン・ケラハー先生をお招きし、コンパッションに基づいたコミュニティは民主主義に基づいていること、それゆえ誰もそれを強制することはできないし、市民一人ひとりの自主性が全てであることを繰り返しおっしゃっていたことが印象的で、今後身近な場所から具体的な地域での実践につなげていくための多くの示唆を得た。

個人研究活動報告

（図書館情報学研究室 博士課程）

〔福永智子〕

博士論文のテーマは公共図書館の読書相談サービスであり、以下の2つの研究からなるが今年度はその関係と議論の形成に尽力した。

（1）読書相談サービスの制度的・歴史的研究：読書相談サービスと、近接領域のレファレンスサービス、読書案内、読書指導との関係についての議論を歴史的に記述する。（2）小説を採る質問の分析による利用者ニーズの研究：実証的な研究方法により、読書材として小説を採る質問の特徴を明らかにしたうえで、それらが図書館サービスの相談業務の理論的枠組みでどこまで対応できるのかを明らかにする。すなわち（2）の研究によって、多少とも実証的な基盤をもとに（1）の制度的・歴史的な議論を捉えなおす試みとなる。

今年度も（2）の査読論文に取り組み、年度内には『日本図書館情報学会誌』に投稿する。長期履修制度で入学し4年目になった。博士論文の完成に向け、モノを作るという側面と継続の重要性に向き合っている。

〔曾加〕

今年度も、日本におけるサブジェクトライブラリアン導入に関する研究を進めてきた。その一環として、研究成果の一部を文献レビューとしてまとめ、公表を予定している（曾加, 河村俊太郎「大学図書館のサブジェクトライブラリアンを対象とした研究の現状と課題—英米と日本の比較を中心として—」『日本図書館情報学会誌』in press）。

また、これまで行ってきたサブジェクトライブラリアンの利用者ニーズに関する研究を、「大学内の既存の制度との比較から見たサブジェクトライブラリアンへの大学院生が持つニーズについて」という題目で整理し、『日本図書館情報学会誌』に投稿したところ、現在査読中である。

さらに、日本におけるサブジェクトライブラリアンの実践例として、東京大学アジア研究図書館のサブジェクトライブラリアンおよび関係者へのインタビューを実施し、文献調査と合わせて導入の実際を明らかにすることを目指している。現在は、データ収集を完了し、論文執筆を進めている段階である。

〔名倉早都季〕

昨年度に引き続き、論理的表現を書く技術を対象とした博士論文の研究を進めました。論理的表現の評価観点と基準を概観した文献展望（レビュー）をまとめ、『日本図書館情報学会誌』に投稿し、採択されました。また、論理的表現を書けるということがどのように捉えられてきたか、既存の研究における言葉の論理に対する認識を整理し、その知見を第 72 回日本図書館情報学会研究大会（2024 年 9 月）で口頭発表しました。これらレビューのほか、高等学校の国語教科書を対象とした分析を進め、論理的に書くための技術が教科書の中でどのように扱われているかをまとめています。また、上述の研究を統合し、博士論文全体の草稿を書き進めています。

博士論文の研究に加え、VR 図書館における書架上の図書の位置と注視時間の関係を明らかにする共同研究に参加しました。主に先行研究の整理を担当し、上述の日本図書館情報学会研究大会においてポスター発表を行いました。

〔姚依辰〕

This year, my research has focused on the questioning of university level knowledge acquisition, which is the intersection of Library and Information Science (LIS) and higher education. My work particularly concerns the role of “document” in knowledge acquisition. University-level learning consistently relies on the reading of “documents”, which is a fundamental unit of LIS, to develop both general and disciplinary knowledge and skills. My study seeks to reframe the current conceptualization of “reading” and to explore how information recorded in documents is transformed into knowledge, which is a core question in LIS.

Through a review paper of the existing research and empirical observations, this year my work aims to examine the properties of “documents” and the act of “reading documents” from a LIS perspective. By doing this review, I aim to describe the current attitudes of academic research towards such academic activities of “reading”, and to establish a theoretical foundation for understanding how the concept of “reading” has been established.

〔胡玥〕

今年度より博士課程 2 年に進学し、大学図書館における学習空間について研究を継続した。総合ゼミに参加し、先生方や院生と議論を重ねながら、博士論文の構想を明確にすることに取り組んだ。「大学図書館の物理的な学習空間の歴史変遷」という研究課題を設定し、史料の検討と文献調査を進めた。また、8 月にはドイツの大学図書館で現地調査を行い、海外の事例を学ぶ機会を得た。さらに、投稿論文の執筆に向けて、大学図書館や知識蓄積に関する文献整理を行い、投稿準備を進めた。これらの活動を通じて、博

士論文に向けた研究の方向性をより具体化することができた。

〔中尾康朗〕

本年度は、昨年度に引き続き「図書館における情報サービスの評価と再構築」というテーマのもと、従来からある図書館の情報サービスの変遷を踏まえた上で、図書館という枠組みにとらわれず広く社会一般から見た情報サービスの中で図書館はどのような位置づけにあるのかという視点から概念整理を行った。レビュー論文の執筆に着手し、投稿に向けた準備を進めた。並行して参加した「図書館情報学理論研究」では博士論文の構成法、「図書館情報学研究方法論」では質的研究法に関して理解を深めることができた。

また、「情報媒体構造論」では情報サービスで用いられるレファレンスブックに対する評価分析の知識、「情報可視化の理論と実践」ではデータ分析と可視化手法を実践的に学ぶことができた。いずれも研究対象の分析に対して応用できる有用な情報が得られた。なお、今年度は山口県立山口図書館の研修講師として図書館における情報サービスの一つである調べ方案内（パスファインダー）に関する講義を行う予定で、公共図書館の現場での状況なども確認したいと考えているところである。

〔Wang Dongyue〕

During this year, the research has focused on advancing machine translation (MT) quality evaluation through the incorporation of contextual understanding. Work has continued on the review paper on the concept of context. Specifically, Sections 4 and 5, which address context in translation studies and MT, have been revised. This process involved refining the framework's description and reviewing additional studies to strengthen the theoretical foundation of the paper.

In addition to the review paper, the work has concentrated on data collection for the doctoral research. This includes collecting examples from various domains and different text types, all requiring contextual

understanding for accurate translation. These examples were treated as source texts (ST). Next, we translated the STs using different MT systems to generate target texts (TT). At this stage, an initial evaluation of the MT outputs was conducted. Please note that benchmarks or criteria were not applied at this stage. When the MT outputs were found to be inaccurate or unsuitable, we added different contextual information to the original ST and observed any changes in the translation results. These new MT outputs, which were generated from the augmented STs, were analyzed to see whether the added context improved the translation quality. We recorded all ST, TT, source texts with context (ST_with_context), and their corresponding MT outputs (TT_with_context). We also aligned the added context with the framework of concepts of context established in the review paper. This step marks a critical foundation for constructing a context-sensitive evaluation corpus, which will be further developed in the next phase of my research.

〔山本真佑花〕

今年度4月より博士課程に入学し、入学前から希望していた、「直訳」と「意識」という言葉が指す翻訳現象の解明をテーマに研究に励んでいます。本研究では、これらの言葉を、従来からの目的因の記述ではなく、言語表現の在り方や訳出操作として特徴づけて記述することで、「直訳」と「意識」という言葉が指す翻訳現象を、立場や経験の程度が異なる複数人間でも統一的に共有できるレベルで記述することを目的としています。

今年度は、共通の訳文を起点として作成した「直訳調」と「意識調」の書き換え訳を、書き換え箇所の言語単位、文法的役割、書き換え操作の観点から対照分析しています。分析と同時に、国内外の先行研究において論じられてきた「直訳」と「意識」に関するレビューを進めることで、既存の記述における特徴や課題の整理にも努めています。今後はこのような個々の作業にとどまらず、これらをまとめた口頭発表や論文投稿なども行う予定です。

〔方超鳴〕

本年度では、修士課程の研究に基づき、データ収集の方針を見直して実行をはじめた。「予め用意した専門用語対訳対を用いて Web から対訳対候補となる文字列を網羅的に収集する」というタスクに対して、主観・マニュアルの選定方法から専門用語集の中心性に基づいた選定に移行し、さらに収集された文字列を再帰的に利用する枠組みを構成した。これにより、研究目的の一つである専門用語の生態系・循環を解明する手続きは体系的に構築された。

年間を通して、専門語彙論に関する研究、とりわけ専門用語自動抽出に関する先行研究を整理した。専門用語管理・分類およびこれらに対する評価に関する研究も取り入れ、専門用語に対する概念整理を試みた。これらの資料や視点をまとめて、投稿論文および博論を構成する章の執筆に着手している。

〔本田友乃〕

今年度4月より博士課程に進学しました。修士課程に引き続き、原文書を同じくする、異なる過程で産出された複数の翻訳間の差異に関する研究を行っています。博士課程では、これまでの研究成果もふまえて、主に（1）これまで作成してきた翻訳間の差異を記述するためのスキームの位置づけの明確化、（2）差異を記述する作業の自動化、（3）翻訳間の差異の記述の3点に取り組む予定です。今年度は、（1）に関して、翻訳間の差異の記述や分析に用いられてきた尺度に関するレビューを開始するとともに、（2）に関して、翻訳文書間で意味的に対応する多様な単位対の自動抽出技術の開発に取り組みました。

〔図書館情報学研究室 修士課程〕

〔王琳倩〕

本年度は修士論文の研究を中心に進めており、研究テーマは「学際性と学術的影響の関係」である。まず、学際性に関連する数十本の論文を収集し、それらを「学際性の測定」と「学際性が学術的影響に与える効果」の2つに分類した。

この過程で、学際性の定義や測定方法、研究方法、研究結果に関する情報を体系的に整理した。また、指導教員の助言を受け、学際性の測定に関するレビュー論文の執筆を開始し、科学計量学分野の学術誌に投稿予定である。

次に、修士論文に必要なデータを Web of Science データベースから収集した。特に、2010年に図書館情報学分野で発表された論文のデータを整理し、著者、参考文献、被引用数などを収集した。これらのデータを基に、研究に必要な変数を計算し、データ分析の基盤を構築した。

今後は、収集した文献を元に文献レビューをさらに深化させ、データの可視化と回帰分析を通じて分析を進める予定である。

〔佐々木悠太〕

今年度4月に修士課程に進学した。学習用語彙の単語難易度について分析した卒業論文を Yuta, Sasaki and Rei, Miyata and Takeshi, Abekawa and Kyo, Kageura “Exploratory analysis of the word difficulty classification criteria of English and Japanese learner’s vocabularies through decision tree-based models.” AsiaLex 2024 Proceedings, 2024, p. 167-178. として発表した。修士ではテーマを変え、検定済み教科書における画像・図表の分析を行っている。関連文献を収集してレビュー論文を書く準備を進めつつ、データを整備して分析の準備をしている。具体的には、教科書をスキャンしつつアノテーションアプリを作成して、効率的な作業のための基盤を整え、いくつかの教科書について探索的な分析を行い、研究の方針を固めた。科目別、学年別で教科書を分析したときに、視覚表現の扱われ方について異なる傾向がありそうだということがわかっている。これは経験的に述べられてきたことではあるが、それを量的に示していきたい。また、得られた量的データを参考にしながら、画像・図表が知識伝達において果たす役割について考察していく予定である。

〔青木海ジェームス〕

本年度より修士課程に入学し、生涯学習論と図書館情報学の授業をそれぞれ受講した。生涯

学習論の授業では文献の購読と検討から公共図書館のより広い枠組みである社会教育の歴史的な流れの理解を深められ、図書館情報学の授業ではより具体的な論文の書き方や研究方法について学んだ。研究のテーマは公共図書館の外国語資料であり、その中でも蔵書構成と選書基準に注目している。この研究は多文化サービスと蔵書構成の2つが軸としてあるため、それぞれの視点から調査を進めている。多文化サービスは、三田図書館・情報学会の9月の月例会に参加して北欧での動向を知ることができた。蔵書構成は、基本要素や図書館の計画モデルなどを調査して理解を深めた。現在は、来年度に行う予定のインタビューの対象を決定するために先行研究や基本要素をまとめ直しつつ平行して、日本図書館情報学会に投稿予定の公共図書館における蔵書構成についてのレビュー論文を執筆している。

〔許皓婷〕

I began my master's programme in April 2024, focusing initially on developing research topics, formulating research questions, and conducting literature reviews. During the spring semester, I identified the topic for my master's thesis and developed two main research questions. After consulting with my supervisor, the topic was refined to: "Developing a Research Paper Structure Guideline for L2 Learners in Academic English." This research aims to support L2 learners in academic writing by creating a clear and explicit guideline to help them confidently structure and write research papers. The study focuses on addressing two main research questions. The first explores the concepts of "structuring" and "structure," seeking to understand and differentiate between them. To tackle this, I have summarised and reviewed several prior studies. I have also analysed Wallwork, Adrian. English for Writing Research Papers. 2nd ed., Springer, 2016. as a key reference. Currently, I am developing a four-level structuring table to classify the extracted guidelines from the reference book, which will form the foundation of the proposed guideline for L2 learners.

（社会教育学・生涯学習論研究室 博士課程）

〔詹瞻〕

昨年度に引き続き、中国における美術館教育の形成と展開に関する歴史的および実践的分析を個人研究として進めている。本年度は博士論文の執筆に注力し、研究の焦点を以下の2点に絞り込んでいる。第一に、アヘン戦争以降の美術館の形成過程を整理し、蔡元培や魯迅らが提唱した「美育」思想を基盤に、美術館が「富国強民」を目的とする文化政策の一環として推進されてきた歴史的背景とその教育的価値を検討することである。第二に、改革開放以降の市場経済の進展に伴い、民営美術館が台頭した経緯や教育活動の多様化に着目し、公立美術館との比較を通じて、現代アートと社会教育の接点を明らかにすることである。

研究成果として、『日本教育支援協働学会』Vol.6（2024年3月）に「中国の上海市における美術館と社区の協働の取り組み—上海の『芸術社区—プロジェクトにおけるコミュニティガバナンスの実践に着目して」が掲載された。また、『アジア教育文化ジャーナル』第7巻には「清末民国初期の中国における『美育』思想の普及と子どもへの影響—第一回『全国児童芸術展覧会』を一例に—」の掲載が予定されており、これらの論文は博士論文の一部を基に展開されたものである。

〔堀本暁洋〕

引き続き、公共ホールの整備課程に着目し、地域住民との関わりや施設の持つ学習の機能について研究を行っている。施設整備に携わった自治体職員への聞き取りや資料調査を行い、検討を深めている。複数の事例にわたるこれまでの調査・研究の成果をまとめることに取り組んでいる。また、地域文化研究会への参加を通して、全国各地の表現・文化活動の実践について学び、各地の取り組みや文化施設の調査を行っている。2024年12月には、研究会のこれまでの成果を中心にして『地域文化の再創造 暮らしのなかの表現空間』（水曜社）が発行された。

そのほか、東京都文京区の NPO 法人「街 ing 本郷」の活動に参加し、広報誌の作成などを行った。

〔田中小百合〕

昨年から、ひきこもりなどの社会的困難を抱える若者を支援する活動に関わる支援者が、自らの実践に抱いている意識、および、実践を通じての支援者の学びをインタビューにより明らかにすることを目的に研究を進めている。若者支援には複数の活動領域があるが、特に、異なる領域においても共通する概念の存在に注目している。今年度は、若者支援の中でも「居場所」支援に着目し、研究により得られた考察の一部を日本家政学会にて口頭発表を行い、論文「若者支援における『居場所』について—利用対象者が異なる『居場所』の比較に焦点をあてて—」にまとめ、人間福祉学会誌 第 24 巻に投稿論文（査読有り）として掲載が決定している。さらに、「居場所」支援を含め、複数の若者支援領域で活動する人たちが活動継続に至るプロセスについて、複数経路・等至性モデル(Trajectory Equifinality Model)により分析を行った。結果を論文にまとめ、学会誌に投稿を進めている。

〔豊田明子〕

今年度も引き続き、植民地台湾における実業補習教育、とくに農業補習教育と民衆の生活との関係を、植民地教員の視点から検討するための資料収集と読み込みをおこなった。前期は休学して、精力的に執筆に取り組み、後期に復学した後、11 月初旬に博士論文を提出した。現在、審査の過程にあり、審査団の先生方のご指導を仰ぎながら、加筆と修正をおこなっている最中である。

本務校（名古屋柳城女子大学こども学部）では、演習系・講義系の授業とフィールドワークや実習指導の授業等を担当し、昨年度に引き続き、大学を地域に開く試みとして子育て広場を主宰し、地域の子育て世帯が集う場所を提供しながら、大学生の学びに繋がる仕組みを作ること尽力している。また、保育者志望の学生だ

けでなく、子育て支援者や現職保育者に対する講習会においても環境構成に関する理論と技術、それを支える保育や子ども理解に繋がる考え方を伝えようと試みている。

〔鷲尾和彦〕

本年度夏学期は長期海外調査のために休学し、欧州数カ国へのリサーチを継続的に行った。研究対象であるオーストリアでは、自治体の文化・教育局、イノベーション推進部門、及び公立の文化機関など、複数への取材調査を実施し、デスクリサーチでの仮説を検証することができた。また他の欧州諸国（デンマーク、スペイン等）の文化機関も訪ね、文化と生涯学習、また都市政策にまたがる領域に関連する新たな視点を獲得することができた。欧州各国を比較考察する視点を獲得できた成果は個人的には非常に貴重であった。こうした今学期のリサーチ成果を踏まえ、来年度をめどに研究論文の完成を目指したい。また昨年度から準備していた書籍（東京大学未来ビジョン研究センター・研究ユニットメンバーによる共著）を本年度春に刊行することが叶った。現在、来年度 9 月刊行予定の『社会教育新論 2』に寄稿する原稿に関して、博士研究内容をもとに執筆中である。

〔岡田卓朗〕

本年度の前半は、修士論文作成時にお世話になった若者就労支援団体に引き続きボランティアとして関わった。本施設に関わる中で、若者が他者との関わりの中で自らのキャリア（人生・職業）について考え模索する様子や、自身の葛藤を他者と共有しながら向き合おうとするプロセスを観察することができた。それ以外では、論文作成に向け、2 つの側面を持つキャリア教育（市民教育的側面と職業教育的側面）が引き起こす対立の背景と止揚を模索するために文献購読を行った。また、企業業務に携わる中では、自身の能力開発と自己責任を主としたキャリア概念ではなく、他者と協働する中で織りなすキャリアの概念について企業人と議論し、その概念を伝える研修の企画設計を行った。

〔白茹映雪〕

今年4月より博士課程に入学した。新しい環境に慣れつつ、春学期では文献購読を通じて、生涯学習に関する思想や発達の理論などについて学びを深めた。また、博士論文の研究デザインを改めて考案し、共同ゼミで発表を行い、アドバイスを頂いた。夏休みの期間中、フィールド地であるシーサンパンナで3回目の予備調査を行い、少数民族の文化伝承に関わる社会教育施設を訪問し、インフォーマントと連絡を取った。

秋学期では、授業を通じて日本の社会教育の歴史について認識を深め、多様な研究事例から、自身の研究の方向性に示唆をもらった。また、修士論文をもとに、アジア教育学会の第19回研究大会で「上座部仏教を信仰する中国タイ族の家庭教育における文化伝承」というテーマで口頭発表を行った。来年の学会誌への投稿に向けて、現在は論文を執筆している。それと同時に、社会調査と社会科学的研究の方法論、インフォーマル教育に関する本も読みつつある。春休みに入ると、女性の識字教育についてデータを収集するために、もう一度フィールド調査を行う予定である。

〔猪瀬泰美〕

今年度より博士課程に入学。修士課程の修了後、1年間をあけることになったが、修論「通信制高校に対する教育ニーズの変遷と後期中等教育の課題」の延長として、急増する不登校生徒とその受け皿として肥大する通信制高校の最新の状況と諸課題について、博士課程入学後も継続調査を続けた。日本通信教育学会員として、全国の通信制高校の現場への聞き取り、情報交換会等を通し、生徒像の変化の様子を観察するとともに、通信制による不登校特例（学びの多様化学校）など各地の取り組みや、コロナ禍を経た遠隔教育におけるオンラインの特別活動など新たなケースを収集。マージナルであった通信制高校への教育ニーズが明らかに教育の大きな課題に変化しつつあることと、従来の国民教育的な学校システム、あるいは単線型の学歴と

キャリア構成がこの後さらに流動化あるいは崩れた暁の学習形態のオルタナティブについて考察している。

（社会教育学・生涯学習論研究室 修士課程）

〔大磯恵子〕

本年度は、従来から取り組んでいる研究テーマ「定年退職後の生き方と生涯学習」について、焦点の絞り込みを行い、文献レビューによる修士論文を執筆した。「定年退職後の活動」と「余暇」の関連性から、「余暇学」（欧米ではレジャー・スタディーズ）という分野に興味を持ち、レジャー・スタディーズ研究会という勉強会に参加し、例会での発表を通じて参考文献等への助言や示唆をいただいた。文献レビューの形式で論文を書くのは初めての経験だったため、引用箇所と自分の意見を読みやすく構成する上でのスキルの未熟さを痛感した。

また、トヨタ自動車未来創生センターとの共同研究への参加を通じて、富士山噴火災害に備えての防災イベントや中学校での防災授業に参加させていただいた。個人的には、2024年末に定年退職を経験し、今後は、研究テーマである定年退職後の生涯学習を当事者として経験しつつ、省察を通して、その学びのあり方をめぐる考察を多角的に深めていきたいと考えている。

〔上岡稀生子〕

昨年度に引き続き、東京都板橋区のNPO法人を中心とした、地域課題解決に関わる住民活動の参与観察を行いながら、関わった1事業を取りあげ、その中の住民の学び合いの様子をもとに学習と実践のつながりについて簡単な分析を執筆した（“住民による学び合いの地域課題解決への展開における可能性と課題”『東アジア社会教育研究』vol.29, 2024, p.245-255.）。

修士論文「地域課題解決への住民参加と学習ー東京都板橋区の住民活動を事例としてー」では、これまでの学習論や住民の活動への参加のあり方に関する論を踏まえた上で、住民へのインタビュー調査の分析を行い、地域課題解決への住民の参加を支える要素と、その中で学習が持つ

意義・役割について明らかにすることを試みた。残された課題をもとに、引き続き住民活動に関わりつつ、活動の中心となっている住民だけではなく様々な参加と学習のあり方の分析や、「地域」「課題解決」といった概念の整理などを進めていきたい。

〔林知里〕

本年度は、修士論文「地域における学びと当事者性の育成—島根県益田市の『ライフキャリア教育』に見る、高校生の変容に着目して—」の執筆を行った。本研究では、高校生と社会とのつながりが切れてしまっていることが人生や社会に対する当事者性を持った選択を困難にしているという問題意識のもと、学校教育における学校と社会との接続を図ろうとするこれまでの取り組みに関するレビューを通して、キャリア教育の概念を学力・能力育成を通じた進学・就職・就労から、地域社会との連携協働による自己の位置づけの獲得へと組み替えていく必要性を仮説として提起。島根県益田市の「ライフキャリア教育」の事例研究、質的研究を通して、地域における学びを通じた高校生の変容の構造化と、キャリア概念の変化の方向性に対する仮説の検証を行った。

その他、昨年度に引き続き、TOYOTA 未来創生センターとの共同研究や、全国公民館実態調査に関わらせていただいた。

〔西島優〕

本年度より、本研究室の修士課程に入学し、社会教育学・生涯学習論の講義とともに、他コースの講義にて特に英語文献の講読と議論に力を入れた。自らの研究テーマとしては、学部時代から関心を持って研究を続けているスウェーデンにおける生涯学習活動のありようと活動の社会関係資本の形成効果に着目している。昨年夏には現地スウェーデンに赴き、Hembygd と呼ばれる教育文化施設で約1ヶ月ボランティアをさせていただいた。人口 90 人弱の小さな村だが、この施設に集い、食事や活動を共にしたり、時には施設に宿泊する旅行者と交流したりするこ

とが、住民たちにとって日常となっており、それによる人間関係の構築が彼らの生活に活力や意味をもたらしているように感じた。

この経験から今後、Hembygd というスウェーデン特有の施設について研究を深めたいと思っており、研究を進めている。来年度の修士論文執筆に向け、これから問題設定や先行研究の調査、調査方法の決定などを固めていきたい。

〔孫銘〕

2024 年度4月から、修士課程に進学し、幅広い授業を受けた。また、昭島市の公民館で行われている多文化共生講座の活動を引き続き関わり、2024 年の講座シリーズを無事に開催することができた。この経験を通じて、多文化共生社会の概念が実際にどのように実践されているのかに興味を持ち、外国人の社会教育活動への参加についての研究を始めた。

その後、研究テーマの変更を検討したが、研究の意義や方法論を総合的に考慮した結果、入学時に決めたテーマ「中国における体験に基づく伝統文化教育の実践現状に関する研究」を引き続き進めることにした。そのため、先行研究を整理した上で、センターを訪問し、管理者との予備インタビューを通じて、センターの歴史や発展状況について理解を深めた。今後は、青島市の総合実践教育センターに引き続き注目し、伝統文化教育にとどまらず、中国の中小学生の「課外教育」についてもさらに深く研究していくと考えている。

〔伊東美奈子〕

本年度より修士課程に入学した。社会教育学・生涯学習論をはじめ、「社会教育士（養成課程）」に関わる科目や、自身の研究関心ともつながる他学部・他コースの授業、研究方法論などを幅広く履修し、新たな気づきを得た。

研究テーマとしては、「誰もが境遇や背景に関係なく、周囲と緩やかにつながることができる社会を実現するうえで、文化や芸術がもつ可能性」について関心がある。具体的には、年齢も音楽経験もさまざまな参加者が輪になって打

楽器を即興的に演奏する「ドラムサークル」の取り組みに注目している。「つなぎ手」「ファシリテーター」として関わる人々の視点や意識の変容、そこから見える社会課題を探るため、首都圏で活動するドラムサークルに参加しながら、修士論文執筆に向けて研究方法や関連文献の検討をすすめている。また、地域音楽コーディネーター養成講座やファシリテーター研修にも参加し、企画運営する側の視点や課題に理解を深めた。

〔松村麻由〕

今年度から修士課程に入学した。研究テーマは教育系 YouTuber についてである。研究活動としてまずは教育系 YouTuber の実態を把握するため、知名度が高いと思われる教育系 YouTuber に関してチャンネル登録者数や活動開始時期、対象とする学生や科目などの情報の整理をしたり、YouTube の動画のコメント欄やライブ配信のチャット欄などから YouTuber と視聴者とのコミュニケーションの様子を観察し関係性を考察したりなどを行った。

また、教育系 YouTuber が出演する講演会やイベントなどに参加することで視野を広げることもできた。不登校の子どもが教育系 YouTuber のチャンネルで学習を進めることも多いという状況があり、イベントに参加する中で池袋近辺で活動する不登校の親の会に出会った。それから定期的に親の会の集まりに参加し、不登校の保護者の方や当事者の子どもたちと関わることで広く教育について考えさせられた。今後はこれらの知見を活かしながら、教育学からメディア論にいたるまで先行研究を幅広く学び自身の教育系 YouTuber 研究に落とし込んでいきたいと考えている。

〔弭書榛〕

今年4月に修士課程に入学したが、家庭の事情により半年間休学し、10月から学業を再開した。現在の研究テーマは、学部時代の基礎研究を基盤とし、美術館が実施する教育普及活動における長期的プログラムの学習効果を調査・分析す

るものであり、その研究成果を研究ノートとして紀要に投稿した。今年度は、国立新美術館の教育普及室で引き続きインターン活動を行い、美術館教育普及活動の現場に関与し、「NACT YOUTH PROJECT 新美塾!」を中心とした長期的プログラムについての継続的な調査も実施している。

一方で、戦争に関する意識が希薄になりつつある現状を踏まえ、美術館が生涯学習の場として果たす役割について検討するため、自ら設立したアートコミュニティ LAA において活動を展開している。11月には、多くのアーティストや研究者の協力を得て、「FRIENDSHIP 日本・中国・韓国がつながる対話プログラム」を開催した。今後も意識的に実践の場を設けていく所存である。

2024 年度 学位論文

博士論文

図書館情報学研究室

朴惠

「メタ言語を活用する翻訳演習の構成と実証—起点文書属性体系とイシュー分類体系を対象に—」

社会教育学・生涯学習論研究室

金亨善

「PTA と教育自治：戦後改革期の PTA 導入に関する歴史的考察」

豊田明子

「植民統治下台湾における実業補習教育の研究—農業補習学校と民衆生活のかかわりを中心に—」

修士論文

社会教育学・生涯学習論研究室

大磯恵子

「定年退職後の生き方と生涯学習のあり方について—レジャー・スタディーズ（余暇学）の視座から検討する—」

林知里

「地域における学びと当事者性の育成—島根県益田市の『ライフキャリア教育』に見る,高校生の変容に着目して—」

上岡稀生子

「地域課題解決への住民参加と学習—東京都板橋区の住民活動を事例として—」

2024 年度 教員・院生一覧

図書館情報学研究室

教員

教授 影浦 峡

准教授 河村 俊太郎

講師 宮田 玲

特任准教授 阿辺川 武

客員准教授 池内 有為

特任助教 朴 恵

院生

博士課程
王 一凡
森山 光良
福永 智子
名倉 早都季
姚 依辰（情報学環）
曾 加
中尾 康朗
胡 玥
山本 真佑花
本田 友乃
方 超鳴
王 東玥（情報学環）

修士課程
藤井 俊英（情報学環）
王 琳倩（情報学環）
佐々木 悠太
青木 海 ジェームス
許 皓婷

研究生 毛 驍漪

社会教育学・生涯学習論研究室

教員

教授 牧野 篤
李 正連

准教授 新藤 浩伸

院生

博士課程
詹 瞻
堀本 暁洋
大野 公寛
板倉 輝
楊 映雪
田中 小百合
豊田 明子
鷲尾 和彦
猪瀬 泰美
岡田 卓朗
白 茹映雪

修士課程
大磯 恵子
上岡 稀生子
林 知里
孫 銘
伊東 美奈子
西島 優
松村 麻由
弭 書榛

研究生 洪 愈慶

特別研究学生 周 奕辰

『生涯学習基盤経営研究』第49号編集委員会

影浦 峽 (委員長) 牧野 篤 李 正連 新藤 浩伸 河村 俊太郎 宮田 玲
曾 加 胡 玥 岡田 卓朗 白 茹映雪

生涯学習基盤経営研究 第49号

2025年3月31日 発行

ISSN 2758-660X

編集・発行 東京大学大学院教育学研究科
生涯学習基盤経営コース内
『生涯学習基盤経営研究』編集委員会

113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

電 話 03-5841-3976

STUDIES IN LIFELONG LEARNING INFRASTRUCTURE MANAGEMENT

NO. 49

2024

CONTENTS

Preface

In Honor of Professor Atsushi Makino's Retirement 1

Author Introduction — Professor Atsushi Makino.....2

Special Contribution in Commemoration of Retirement

Towards social education that cultivates the soil of autonomy: In an era of fundamental crisis

Atsushi MAKINO 3

Notes

Language and document: Library and information science and terminology as a metascience

Kyo KAGEURA..... 38

The current state and challenges of long-term educational programs in art museums:

An interview-based study with program educators

Shuzhen MI 49

Course Activities in 2024

Open Laboratory..... 60

One-day Seminar..... 60

Lectures and Seminars 60

Students' Research Activities..... 63

2024 Academic Year Thesis/Dissertation 72

Faculty and Graduate Students. 73